

## 中野区健康福祉総合推進計画(案)について

中野区健康福祉総合推進計画(素案)について、区民意見交換会等を実施した。区に寄せられた意見等を踏まえ、以下のとおり中野区健康福祉総合推進計画(案)を作成したため、報告する。

### 1 区民意見交換会等の実施結果

#### (1) 区民意見交換会

日時	会場	参加者数
令和5年11月20日(月)19時～	中野区役所	2人
令和5年11月25日(土)10時～	中野区役所	1人
令和5年12月18日(月)16時～	中野東図書館ティーンズルーム ※	7人
計		10人

※子どもを対象とし、分かりやすい資料を用いて説明を行った。また、意見交換会の時間内において、都合の良い時間に参加できる形式とした。

#### (2) 意見募集

件数9件(電子メール7件、ファクス1件、窓口1件)

#### (3) 関係団体等からの意見聴取

団体数 21団体(集会形式13団体、電子メール8団体)

参加者数 228人

#### (4) 計画素案に対する主な意見の概要、区の考え方及び計画案への反映状況

別紙1のとおり

- 2 計画素案からの主な変更箇所  
別紙2のとおり
- 3 中野区健康福祉総合推進計画（案）  
別紙3のとおり
- 4 今後の予定  
令和6年 2月 パブリック・コメント手続  
3月 計画策定

## 計画素案に対する主な意見の概要、区のお考え方及び計画案への反映状況

## 計画全体に関すること

No.	主な意見	区のお考え方及び計画案への反映状況
1	<p>計画に記載されている取組を行政だけで実施するのは不可能だと思うので、地域人材の確保が必要である。また、人材と財源が不足する中で、どのようなスケジュールで人材における取組を進めていく予定なのか教えてほしい。</p>	<p>地域福祉計画に記載の取組を推進するためには、地域における担い手が必要不可欠である。地域福祉計画においては、計画期間の令和6年度から10年度の5年間で、新たな担い手の育成・支援のために、地域活動への意識の醸成や地域の団体と担い手のマッチング促進、関係機関との研修体制の確立等について取り組んでいく。</p> <p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については3年ごとに見直しを図っており、介護人材の確保についても計画に記載し取り組んでいるところである。介護職員のキャリアアップやスキルアップへの支援を引き続き行うとともに、新たに介護人材の裾野を広げる取組などを行っていく。</p> <p>障害者計画においては、民間事業者、区立施設（指定管理施設）は、新卒者の採用活動の他に、中野区社会福祉協議会の開催する合同就職セミナー、人材紹介会社などを活用している。区は、障害者自立支援協議会における事業所間の情報交換の場の提供、国・都の通知等の情報提供などを行っている。</p>
2	<p>若い専門職が業界に入っていないため、人材が育たない。重層的な支援を含めて考えると、他の職種（業界）から呼び寄せる必要がある。中野区は社会資源が豊富であるため、他業種からの人材育成を計画すべきである。</p> <p>また、福祉職のキャリアアップ制度を構築すると、モチベーションが上がるだけでなく人材も集まり、人材定着にもつながる。</p>	<p>イベント等を通じてやりがいや魅力を発信し人材の確保・定着を促すことや、研修費用や資格試験の受験費用の助成や障害福祉サービス従事者の育成研修により、スキルアップにつながる取組を進めていく。</p>
3	<p>外国人雇用については、日本で技術を学び、自国に帰るケースが多い。また、言語や文化の違いから、現場の職員と外国人労働者がうまくいかないこともある。外国人への偏見や差別を解消すれば外国人労働者の人材定着がうまくいくと考える。</p>	<p>外国人労働者の定着が進むよう、外国人に対する差別や偏見を解消する取組を進めていく。</p>
4	<p>審議会にて意見交換を重ねた結果が計画素案に反映されており、評価している。数値の算出根拠についても記載されており、丁寧に作成されている印象を受けた。</p> <p>この計画を達成するために、民間企業や関係団体等がどのように応えていくか、区民をどのように巻き込んでいくかが課題である。計画策定後、しっかり周知や啓蒙活動を図り、区民を巻き込むよう努力してほしい。</p>	<p>本計画素案は、中野区健康福祉審議会の答申内容を反映し作成している。計画に記載した取組内容を達成するため、区民、関係団体及び関係機関等と連携を図り、取組を推進していきたい。また、ホームページや区報等で計画策定について周知を図っていく。</p>

5	健康福祉総合推進計画に盛り込まれた計画は、どれも必要で重要である。これらを推進していくために、中野区の施策を体験できる「健康福祉フェスティバル」といったイベントの開催を提案したい。例えば産業振興センターを会場にして、講演や体脂肪等の測定体験、相談コーナーや展示等を対面で体験することにより、中野区が掲げる計画目標の達成に寄与出来るのではないかと考える。 また、組織の交流が出来ると、区政の活気にもつながると思う。栄養士、看護師等の専門家による相談コーナーから、それぞれ横の繋がりが生まれ、中野区としての問題解決に向けた協力体制の一つになると考えられる。	ご意見を踏まえ、計画目標の達成に寄与するイベントを開催できないか検討していく。
6	今期の計画から新たに盛り込んだ内容について、目がいくような工夫をしてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、計画期間中の新たな取組について、「★」マークを付記することとした。 【別紙2 No.1 参照】
7	子どもに対する取組が少ないように感じる。中野区において児童相談所が開設されたことも踏まえ、子どもの虐待防止や権利擁護に関する施策について具体的に盛り込むべきである。	本計画では、子どもに対する取組として、①子どもの虐待防止施策の充実、②子どもの体力を向上させる取組の推進、③障害や発達に課題のある子どもの地域社会への参加・包容の推進等を記載しているところである。また、子どもの虐待防止及び権利擁護に関する取組は、地域福祉計画内の「施策1 人権の尊重と権利擁護の推進」の中で、記載している。区では、令和5年3月に子どもに関する取組を盛り込んだ「中野区子ども総合計画」を策定しており、これに基づき引き続き取組を推進していく。
8	可能な限り年号記述は和暦と西暦を併記してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.2 参照】

## 第1章 計画の基本的な考え方

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
9	「中野区子どもの権利に関する条例」には子どもに呼びかける前文が付いており、子育てしている方から励まされたという声が出ている。中野区健康福祉総合推進計画も同じように、計画の導入として、どのようなまちを目指していくのか区民に呼びかけるような前文を追記してほしい。 前文を追記する場合は、個人の尊厳が保たれることがなぜ重要なのかや、お互いに小さな迷惑をかけながら助け合って暮らしていく「お互い様の寛容なまち」を目指すといった内容を含めてほしい。	区民への呼びかけとなる内容の挿入について、ご意見を踏まえ検討していく。
10	「公私のパートナーシップ」という表現方法に違和感を覚える。 行政と民間、公立と私立の施設、区民をも含めた広い意味で「公私」という文言を利用しているならば、「公私」という表現方法は適切ではない。「そのために必要な保健福祉のサービスが行政・施設・区民のパートナーシップに基づいて地域で総合的に提供されるまち」とする方が適切ではないか。	今回の中野区健康福祉総合推進計画においては、「健康福祉都市なかの」のまちの姿の見直しは考えていない。用語の精査については、「健康福祉都市なかの」のまちの姿の見直しを行う際に検討していく。



11	概要版における「計画の期間」は理解できるが、素案全文における「計画の期間」は点線や細い矢印が表記されており、分かりにくい。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.3 参照】
----	---	--------------------------------------

## 第2章 中野区の現状、地域福祉を取り巻く状況

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
12	今後増えるであろうと言われる単身高齢女性への視点が欠けているように思う。区営住宅の増設や家賃補助など具体的な施策をつくってほしい。	単身高齢者については、性別を問わず対応が必要と考えている。 区営住宅については一定の戸数を維持し、民間賃貸住宅ストックを活用した「セーフティネット住宅」の登録促進に取り組んでいる。 家賃補助を行う予定はないが、居住支援協議会を中心とした福祉部門と住宅部門が連携したきめ細かな相談支援や入居支援事業の利用促進に取り組んでいく。具体的には、単身者の見守り及び残存家財の片付け費用等の補償サービスなどを実施し、所得など一定の要件を満たす方に対し、利用料の一部の補助を行っている。
13	区民活動センターが使いづらく感じる。もっとオープンで誰もが使いやすくなる場所にしてほしい。	区有施設の利便性の向上に向け予約システムを導入する予定であり、利用者が使いやすい施設となるよう検討を進めている。
14	アウトリーチチームに一時的に児童館職員が入っていたように思うが、現在はどのようになっているか。支援の相談が区民活動センターでできるということは、区民に十分伝わっていない。PR不足か、職員の配置の問題ではないか。区民が相談しやすい場所でない、支援の必要な人を見つけることは出来ない。	区民活動センターにもアウトリーチチーム職員が配置され、相談に応じていることを引き続き周知していく。
15	すこやか地域ケア会議に出席しているが、その地域でのサマリーについて話すだけの場だと思っていた。「地域包括ケア推進会議で全区的な解決を図る」のであれば、どういった取り組みをして成果が上がったかの報告をすこやか福祉センターに共有してもらえると、会議の参加者の意識も上がると思う。	すこやか地域ケア会議で明らかになった地域課題の推進会議での検討方法及び地域へのフィードバックの方法について改善を図っていききたい。

## 第3章 中野区地域福祉計画

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
16	多様性を認め合う気運の醸成において、区がヘイトスピーチ解消法に基づき、ヘイトスピーチ解消に向けた啓発に力を入れていることを明記してほしい。また、職員向け人権研修の実施において、ヘイトスピーチ解消に向けた研修についても明記してほしい。	「中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」にもとづき、全ての人々が差別をしないことや差別をされることのない環境を目指し、引き続きヘイトスピーチを含めた、様々な人権課題に対して啓発を行っていく。 また、ヘイトスピーチについても「様々な人権課題」の一つと認識しているが、人権課題を全て列挙することは困難なため、計画内では代表的なテーマのみ抜粋し例示している。職員向け人権研修においても外国人の人権問題の一つとしてヘイトスピーチを取り扱っており、今後も人権研修の充実及び強化に取り組んでいく予定である。

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
17	<p>大人の都合や管理のしやすさから、「休み時間であっても他のクラスの教室に行ってはいけない」といった細かいルールや校則が存在するケースがある。これらは、子どもの権利の観点から見て、正当な教育措置といえるのか疑問であるため、小中学校のあり方を総点検することを求める。</p>	<p>学校現場に対しては、教職員を対象に子どもの権利に関する研修を行うなど、子どもの権利の理解浸透を図る取組を行っているところであり、こうした取組を通じて、学校における子どもの権利保障の取組を充実させていく。</p>
18	<p>中野区は、令和5年7月に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）のグローバルキャンペーン「難民を支える自治体ネットワーク」に署名した。区としてUNHCRと連携し、難民支援の拡大に向けた連携強化の取組や難民への理解を深める機会の充実について明記してほしい。</p>	<p>「難民を支える自治体ネットワーク」は、世界の難民問題を知ることを通じて世界の平和を考える機会の提供を行うといった、難民支援に対する理解啓発のための情報発信等の取組を目的として加入した。今後ネットワークに加入している自治体やUNHCRと連携しながら、区の計画等への反映方法についても検討していく。</p>
19	<p>在留資格のない外国人や、就労が禁止されている外国人は区内にいるか。把握していないのであれば区として調査し、可能な支援をすべきである。</p> <p>① 在留資格「特定活動：難民審査中（3か月）」の外国人は区内にいるか。就労ができないので生計が立てられないはずである。区として何らかの生活支援を実施すべきである。</p> <p>② 在留資格がなく、「仮放免」となっている外国人は区内にいるか。就労が禁止されているだけでなく、医療費が全額自己負担である。支援団体への連携等を実施してほしい。無料低額診療が実現すれば、安心して医療を受けられるのではないか。</p> <p>③ ①や②に該当する外国人の子どもは区内にいるか。全員が漏れなく義務教育を受けているのか区として調査してほしい。さらに、生活困窮の状況や、希望している就労や進学ができていないか確認し、区として支援してほしい。</p> <p>④ ①や②に該当する外国人の生活費を捻出するために、「難民フェス」を開催している支援団体が存在する。このような支援活動について区として積極的に支援すべきである。</p> <p>⑤ ①～③の取組を行う上で相談窓口を設置し、広く周知して取り組んでほしい。</p>	<p>①～③について、日本国への出入国については、出入国管理局が手続きを担っているが、中野区内など、地域における各種の統計値などは公表されず、中野区として把握することはできないため、実数は分からない。在留資格がないなど、法律による制限を受けている外国人の支援は、法律による支援との調整が必要であり、自治体独自の支援を実施することは困難な状況である。</p> <p>④について自治体における支援については、法律に基づく支援との関係を整理した上で、難民を支える自治体ネットワークにおいて、情報を共有しながら、必要な支援策を検討していく。</p> <p>⑤については、中野区で生活する外国人を対象に外国人専門相談員を配置した常設の相談窓口を設置していく。</p>
20	<p>「外国人」と一括りに言っても、国籍、永住者、留学生、難民など立場は様々なので、「外国人」ではなく、「中野区に暮らすすべての外国人住民」などといった文言に修正してほしい。</p>	<p>記載の「外国人」とは、特定の在留資格や国籍等を問わず区内在住のすべての外国人を対象としている。</p>
21	<p>少子高齢化社会では、社会資源の効率的な利用が求められるため、街の中の様々なエリアを区分することになる。住環境は、住まいと公園などの緑地（農地）などが隣接していることや、社会インフラをつなぐ移動手段としての公共交通網の整備が要になると思う。</p>	<p>中野区都市計画マスタープランに示す中野区の将来都市像の実現に向け、中野区都市計画マスタープランに基づいた土地利用、市街地の整備、地区まちづくりなどの取組を進めていく。その取組の中で区内の公共交通ネットワーク形成の検討により、誰もが区内を円滑に移動できるよう環境整備を進めていく。</p>

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
22	<p>どの公園のベンチも排除ベンチであることに違和感を覚える。手すりをはずすことは難しいことではないため、今すぐ実施してほしい。</p> <p>※「排除ベンチ」とはホームレスが寝そべったり長時間滞在できないよう、ベンチの座面の仕切りが設置されたベンチのこと。</p>	<p>ベンチの設置の際は、維持補修時の部材の有無や既設ベンチとのバランス等を踏まえて仕切りの必要性を判断しており、無宿者の排除を目的に仕切りのあるベンチを設置している意図はない。</p> <p>ベンチの仕切りを排除ベンチとする意見がある一方、仕切りがあることで、他人との距離が確保されて相席しやすい、仕切りが手すりの代わりになり立ち上がる時の補助となるなどの意見もある。</p> <p>今後も多様な意見を聞きながら、だれもが利用しやすい魅力的な公園づくりを目指していく。</p>
23	<p>「介護予防」という文言を使用すると、介護は良くない状態であるというイメージを抱かせるため、「生涯現役」や「80歳からが楽しい」といった表現の方が良い。</p> <p>スポーツや運動は「頑張るもの」という無意識の感覚があるため、「楽しい運動」や「楽しむスポーツ」という表現の方が良いのではないかと。</p>	<p>厚生労働省が定める介護予防マニュアルにおいて、介護予防とは、「個々の高齢者の生活機能や参加の向上をもたらし、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質（QOL）の向上を目指すものである。」とされており、ご意見のような趣旨に沿ったものとして、この文言を使用している。</p> <p>また、競技的な意味合いに捉えられる「スポーツ」という文言のみではなく、気軽に誰もが取り組むことができる「運動」や「健康づくり」といった表現にしている。</p>
24	<p>孤立は物理的なことだけでなく、心理的、社会的な問題が一番大きい。物理的に場所を作っても、心理的なつながりや社会的なつながりがなければ、次第に参加しなくなり、お互いの意欲が減退する。</p>	<p>区が設置を予定している孤独・孤立に関する協議の場で対策について協議していきたい。</p>
25	<p>中高生が集う場所は、公園か友人の部屋に限られていると感じる。雨の日に活動できる場所や居場所が少ないので、友人と自由に集えるスペースを室内に整備してほしい。</p>	<p>既に児童館等へ設置している中高生専用スペースについて、SNS等を活用した効果的な広報に取り組むことに加え、中高生が気軽に集えるよう児童館のロビー機能の更なる充実を図る。</p>
26	<p>遊んだり、スポーツできる場所が少ないと思う。利用料を負担しなければならない場所ばかりで、子どもには利用しにくい環境にあると感じる。特に生活が苦しい家庭の子どもは、ほとんど利用できないと思う。</p>	<p>利用料を負担するスポーツ施設での取り組み以外にも、保育施設や学校等で子どもの頃から運動や身体を使う習慣を身につける取り組みを推進していく。</p>
27	<p>ボランティアや地域住民を取り込むには、職員と同程度の経費を予算化する必要がある。「たすけあいの地域」が成り立たなくなっているため、公的事業として地域コミュニティづくりを真剣に模索する必要がある。</p> <p>現在区では、区民活動センターなど地域への業務委託を図っているが、これをもう一歩進めて、担い手育成を事業化すると良い。人材育成を手がける人材をまず育成するべきだ。</p>	<p>地域の担い手の育成は、重要な課題と認識している。区民活動センター運営委員会の将来的なあり方も含め、検討を進めていく。</p>

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
28	<p>町会では、地域の見守り・支えあいについてどのような役割を果たしているのか明確になっていない。また、地域で支援が必要な方を見つけた場合、町会で情報が止まっていると感じる。どのような対応をすればよいのか。</p> <p>区民活動センターは町会にとって行きやすい場所であるため、区民活動センターにいるアウトリーチチームの職員と町会との意思疎通を密にする取組を具体化してほしい。</p>	<p>町会・自治会は、自主的な活動を行う団体であり、区との協働のもとに様々な活動を通じて地域の見守り・支えあいの役割を果たしている。</p> <p>地域で支援が必要な方については、町会にだけでなく区民活動センター等へも相談をしていただくとよい。</p> <p>また、区民活動センター職員はこれまで、地域における見守り活動や区民活動センターの運営についても町会と意思疎通を図ってきたところであるが、引き続き情報共有の機会を設けるなどし、意思疎通を密に図っていく。</p>
29	<p>主な取組「新たな担い手の育成・支援」において、「区民活動センター運営委員会への支援を通して～」と記載されている。運営委員会に委託していると思うが、委託は本来区の業務であることから、「支援を通して」という表現方法は適切でないように感じる。</p>	<p>区民活動センター運営委員会への「地域支援事業」等の業務委託は「新たな担い手の育成・支援」の側面もあり必要な支援を行っていることから、「支援を通して」と表現していたが、ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。</p> <p>【別紙2 No.5 参照】</p>
30	<p>区民活動センター運営委員会は、誰がどのように担っているのか理解されていないと感じる。</p> <p>区民活動センター運営委員会は、男女比を半々とすることや、各年齢層から1人以上委員を選出すること、子育て支援や障害者支援団体等に積極的に声かけをして委員を選出すること、毎年委員を公募することなどを義務づけるべきである。</p>	<p>区民活動センター運営委員会は住民で構成される任意団体ではあるが、委員の選出については、運営委員会と共に検討していく。</p>
31	<p>「ヤングケアラー支援」は、施策5「地域における支えあい活動の推進」の中の取組項目として記載されているが、他の施策に盛り込んだ方が収まりがよいと思う。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。</p> <p>【別紙2 No.8 参照】</p>
32	<p>中野区健康福祉審議会の答申に盛り込まれている「生活保護については、未だに偏見や利用者への差別意識等の根強いスティグマが存在する。生活保護は最後のセーフティネットとして機能しなければならないことから、スティグマの解消に向けた施策を講じることが重要である。」という内容について、P56「現状と課題」又はP58の「主な取組」に追記してほしい。</p>	<p>生活保護に対する偏見や差別意識といったスティグマの解消は、区として推進しなければならない取組の一つである。中野区健康福祉審議会の答申の内容を踏まえ、記述を見直した。</p> <p>【別紙2 No.6、39参照】</p>
33	<p>無料低額診療事業はセーフティネットの一つとして非常に重要だと思うが、それを医療機関の自己負担で実施されていることに危惧を感じる。無料低額診療事業を実施している医療機関への支援を検討してほしい。</p>	<p>重要な社会保障制度であると認識しているが、広域で実施している事業であり、区が独自に支援することは困難である。医療機関への支援の拡充について、国や東京都への要望事項とするか検討する。</p>
34	<p>知人が生活保護の窓口にて相談したところ、職員が親身になって対応してくれた。「支援が必要な人を一人残らず支援につなげる」という観点は生活保護に必須である。今後も温かい対応を求める。</p>	<p>支援を必要な方が申請を躊躇することがないように、普及啓発を行うとともに、職員対応についても研修等を行い向上に努める。</p>
35	<p>「生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進」と「生活困窮家庭への支援」は主な取組が分かれて記載されているが、生活困窮者への支援として、総合的・一体的に支援するべきである。生活支援は学習支援と結びついているため、「包括的な自立支援」の括りは一緒だと考える。</p>	<p>生活困窮者への支援は、区として一体的に取り組みものだが、「生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進」及び「生活困窮家庭への支援」については、対象者や担当所管が異なっていることから、主な取組の表記としては分けて記載している。</p>

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
36	<p>「支援が必要な人を一人残らず支援につなげる」ためには、生活保護に対する区民の理解が欠かせない。「生活保護は恥ずかしいことである」という認識があると、制度が必要な方が申請を躊躇う可能性がある。「生活保護は国民の権利です」というポスターの作成や掲示は心強い。より広く区民に届くように、繰り返しの啓発を求める。</p>	<p>生活保護のポスターについては、支援を必要としている方がためらわず相談できるよう、新庁舎におけるデジタルサイネージを含め、区内施設や区の掲示板などへの掲示をするとともに、SNSも活用しながら生活保護制度について周知を図っていく。</p>
37	<p>生活保護受給者に対しては、支給することや保証することに終始しており、マンパワーや救済の仕組みづくりが遅れていることから、基本的な原因や要因まで辿り着けていない。 現実的な対応策と併せて、将来予測に基づいた取組が必要だ。 また、生活保護受給者へは、温かく見守る体制ができていないと思う。時間をかけて辛抱強く支援することが重要である。 生活保護受給者の運営する社会貢献事業を模索してはどうか。</p>	<p>区独自の社会貢献事業を実施する予定はないが、相談・助言を通して、介護サービスや障害者支援、ハローワークも含めた各種就労支援等に結び付けることで、一律ではなく個々の状況にあわせた自立支援を行っていく。</p>
38	<p>「施策7 現状と課題」では、「孤独・孤立、ひきこもり」と記載されているが、主な取組や全体を通して、そのキーワードが出てこない。ひきこもりについては、当事者だけでなく、家族への支援も大切である。計画内にて方向性を示した方がよいのではないか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.7 参照】</p>
39	<p>「相談したいが行けない」「相談できるところが分からない」ケースが多い。そもそも相談することになれていないため、困っているがどうしたら良いか分からない場合がほとんどだと思う。 「相談支援体制の充実」は、些細なことも聞いてくれるという社会的なハードルを下げ、相談者との人間関係を構築することが肝要である。 相談する場所をいくら作ったところで、行きにくい・相談しにくい雰囲気を作り出していることを自覚すべきである。 生活の身近なところで、相談しやすい・話しやすい場所を作ることから始める必要がある。</p>	<p>区民活動センター職員、区民活動センター運営委員会、社会福祉協議会による地域への関わりや支援のほか、町会・自治会、民生委員・児童委員の活動など、それぞれの役割の中で適宜連携を図ることにより、複合的な問題を抱えた区民の方への相談体制を構築している。区民活動センターはその相談体制の一環となっていることから、身近な相談窓口としてより一層充実を図っていく。 また、自ら区へアクセスすることが難しい区民に対し、相談しやすい窓口となるような雰囲気づくりや分かりやすい案内表示に努めていく。</p>
40	<p>アウトリーチチームや区民活動センター運営委員会、社会福祉協議会がそれぞれ連携を図っていることから、主語を明確にして記載すべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.7 参照】</p>
41	<p>取組項目「地域包括ケア体制の構築の推進」において、「産官学連携」に加え、「医療介護福祉の連携」について追記してほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.7 参照】</p>
42	<p>施設に入居している独居高齢者が、医療機関にかかるときの対応について悩んでいる。付き添いがいないと医療機関に受け入れてもらえず、人手が取られてしまう。</p>	<p>アウトリーチチームを中心に地域の関係団体が協議し、病院への送迎への協力体制について検討を進める。</p>
43	<p>救急医療情報キット（緊急連絡カード）が注目されていたが、最近では聞かない。キットがあれば、適切に連絡が取れると思うので、定期的に周知し、活用しなければいけない。</p>	<p>緊急連絡カードについては、毎年区報と区ホームページにより周知している。また、令和6年1月より、緊急連絡カード事業の拡充として「緊急連絡キーホルダー」の運用を開始する。それに合わせてチラシを作成し、緊急連絡カード作成者数の増加に向けて周知していく。</p>

44	支援まではいかないが、不安や心配を抱えている保護者はたくさんいる。中には、子どもの不登校につながる案件もある。区が支援体制を整えているということを保護者にもっと伝えるべきである。	子どもや育児等の不安や心配ごとは地域のすこやか福祉センターや子ども・若者支援センター、教育センターなど相談先があることについて、保護者等により伝わるような周知方法を検討していく。
45	住宅確保要配慮者に対するきめ細やかな相談支援体制の構築において、区営住宅・福祉住宅についても言及してほしい。	住宅確保要配慮者に対するきめ細かな相談支援体制については、公営住宅等ではなく民間賃貸住宅への円滑な入居促進に重点をおいた取り組みである。なお、区営住宅・福祉住宅についても、入居者の状況に応じ、福祉部門と連携した対応を行っている。
46	診療所等の地域医療機関との連携について重視した記述にしてほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.9 参照】
47	医療・介護・障害・福祉・公衆衛生の各事業は細分化されて縦割りの行政管轄となっている。許認可や事業計画の立案等お互いの情報共有や事業のすり合わせがないため、各現場でもそれができないもどかしさがある。 地域包括ケアシステムの5領域（住まい、医療、介護、予防、生活支援）について全て正確に説明できる専門職はいないと思う。この業務を中核的に推進する部署が地域包括支援センターであるはずだが、「予防プラン作成センター」の域を出ないため、トータルマネジメントが不在になっているのが現状である。 まずは、地域包括支援センターの機能強化を図るべきである。専門職配置を再検討して、5領域の専門職を投入し「ゼネラルマネジメントセンター」として育成することが先決である。	高齢者の地域生活における課題は多様化・複雑化し、高齢者人口の変化に伴い、対応件数も増加傾向にある。今後、地域包括支援センターの体制及び運営の改善を図るとともに、地域包括支援センターのマネジメント強化と人材育成に取り組む。
48	主な取組「地域での医療提供の充実」において、「～継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりとして地域の診療所の機能を守り維持を図ります。」と修正してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.10参照】

#### 第4章 中野区成年後見制度利用促進計画

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
49	権利擁護の支援と権利侵害の回復の支援により、地域共生社会の実現を目指すことを区の計画でも明記すべきである。	ご意見をいただいたとおり、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めるとしているため、それを踏まえて表現を修正する。 【別紙2 No.11参照】
50	75頁の「申立書の作成支援」については、文頭に「専門職連携による」を加筆した方が、弁護士法・司法書士法との兼ね合いにおいて、誤解が生じない。80頁の「申立書の作成支援」についても同様で、「作成することが難しい方に」の後に「弁護士・司法書士の専門職と連携しながら」を挿入した方が良い。	「申立書の作成支援」については、申立者自身が記載する際に書き方がわかりにくいという場合に記載の仕方を説明する支援とともに、申立書作成そのものが困難な方に弁護士、司法書士の専門職を紹介する支援を実施しているため、誤解が生じないように表現を修正する。 【別紙2 No.15参照】

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
51	「8050問題」については、「9060問題」まで拡大している。現在の中野区の実態に合わせた表記にすべきである。	「8050問題」は「9060問題」まで実態として発展していると認識しているが、「9060問題」という言葉は、行政計画に用語として用いる程に一般的用語として定着はしていないことから、「8050問題」と表記している。
52	成果指標の目標値を数値化することは分かり易いが、新規相談件数等の数値が多いことが権利擁護の評価のすべてではない。成年後見制度連携推進協議会等で、どのような協議等が行われ、権利擁護の施策に反映されたのか。	成年後見制度連携推進協議会では、成年後見制度の運用に関する課題や問題点、効果的な普及啓発事業の手法や工夫について、また各委員の団体等での活動や支援のご経験などから活発な協議をしていただいた。それらの協議を踏まえ、市民後見人（社会貢献型後見人）の育成・活用や普及啓発の取り組みに関する施策などを充実した。
53	認知症サポーター養成講座では、権利擁護の観点が含まれていないのではないかと。また、認知症の方に対する支援は、特別な資格よりも近所の見守り支援が重要である。一般の方の理解や近所の人との支援についても記載してはどうか。	支援が必要な人の発見や見守り、権利擁護については、既存の事業等も活用し、認知症サポーターの他、近隣住民などが協力し区と連携を図ることが重要であるため、表現を修正する。 【別紙2 No.12参照】
54	サポーターを養成している立場から言うと、記載されている内容を担えるような状況にはないと思う。認知症サポーターだけではなく、地域のボランティア等の活用も考えられるのではないかと。また、成年後見制度の利用促進については、まず、ACP等とどのように連携させて制度利用のハードルを下げるかが大事である。	支援が必要な人の発見や見守り、権利擁護については、既存の事業等も活用し、認知症サポーターの他、近隣住民などが協力し区と連携を図ることが重要であるため、表現を修正する。 【別紙2 No.12参照】
55	「各種意思決定支援に係るガイドライン等」という表現は正確ではない。正式な名称を用いるべきである。	正式な表記が正しいが、取組名に並列して記載するのは文が長くなり分かりづらくなってしまったため、表現を修正する。 【別紙2 No.13参照】
56	成果指標の現状値が100%となっており、指標として適切なのか疑問である。	成年後見制度を利用する際の申立て手続が支援により円滑に行われ、本人の意向や状況を踏まえた適切な後見人等候補者が選任されている状況を客観的に数値化し指標にするのは難しいところではあるが、より近い指標を設定する。 【別紙2 No.14参照】
57	ある市の担当者は、虐待の可能性がある場合に、首長申立てをすると説明していた。区長申立てを実施する基準について、誤解の生じない表現にすべきである。	区長申立ては、本人の状態や支援が必要な状況等を把握して、区長申立てが必要となった場合に行っているため、誤解の生じない表現に修正する。 【別紙2 No.16参照】
58	法人でも解散してしまう事例もあり、法人だからといって必ずしも長期間にわたり安定して後見活動ができる訳ではない。適切な後見人等の選任・交代の推進等により、支援チームや中核機関が関わりを發揮したいところである。	法人後見ならば全て、後見活動が長い期間見込まれる案件や複数の課題を抱える案件に対応できるわけではないことは認識している。中核機関や支援チームの関わりにより適切な後見人等の選任・交代を推進していくことと並行して、法人が体制を整え経験を蓄積して、困難で長期にわたる案件にも対応できる団体になっていくよう支援をしていく。
59	高齢の家族は、障害者一人ひとりの権利擁護支援という考えまで至っていないように思う。本人の意思決定の尊重について、分かりやすいパンフレットの作成等により普及啓発に取り組んでほしい。	パンフレット等の作成にあたっては、「意思決定支援」の重要性についても理解を深めていただけるような内容を工夫する。



60	<p>成年後見制度も重要だが、平時の困った際や、緊急で対応できる体制の構築がまず先に必要である。他区では、事前登録制度を設けて対応しているケースもある。</p> <p>「将来」や「親亡き後」ではなく、その前の段階について計画に盛り込めたらよい。</p>	<p>平時や緊急時にどのように対応していくかが重要であることは認識しており、相談支援事業所や区役所でどのような対応ができるか検討していきたい。</p> <p>また、身体・知的障害者を対象とした地域生活支援拠点の整備を見込んでおり、適切に相談に応じられるようコーディネーターを配置する予定である。</p>
61	<p>区職員に対する制度理解のための研修を実施するに当たっては、高齢者に住宅を紹介する際には、近い将来に足腰が不自由になることも想定し、急な階段のみの2階以上の階の部屋は紹介しないようにする等、先を見越した配慮が必要であること等を周知すべきである。</p>	<p>区職員に対する制度理解のための研修については、「制度」の知識だけではなく、権利擁護にあたって配慮すべきことなども学べるよう工夫することを明らかにするため、記述を修正する。</p> <p>【別紙2 No.17参照】</p>
62	<p>在宅で安心して生活を継続できるようにするためには、地域における医療機関が充実している必要がある。訪問医療が十分でないと、入所した後、在宅に戻れずに、入院せざるを得ないことになってしまうこともある。</p>	<p>在宅生活を安心して送れる医療機関の充実が必要であると認識しており、今後も必要な医療提供体制の整備に向け、東京都や区内の医療機関と協議していく。</p>
63	<p>施設入所時の同意書等への署名や身元保証人の問題等について、介護サービス事業所等と行政の連携した取組が必要である。</p>	<p>施設入所時の同意書等への署名や身元保証人の問題等について、契約者が不利益を被ることなく正しい知識に基づいた対応ができるように、介護サービス事業所等と行政が連携して対応していきたい。</p>

## 第5章 中野区スポーツ・健康づくり推進計画

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
64	<p>①施策3 成果指標「区立スポーツ施設にて実施した、子ども向け教室の参加人数」は、現状値61,762人に対して目標値を65,000人と増加して設定しているが、人口や子どもが減っている中で、目標値を達成するのは難しいのではないか。</p> <p>公立小中学校の生徒数は微増で推移してきている。どのような推計のもと2028年度の目標値を設定しているのか。</p> <p>②施策6の成果指標「健康診断を毎年受けている人の割合」は、現状値74.5%に対して目標値を75%と設定しているが、大きな変化が見られず、非常に微妙な数値に感じる。</p>	<p>①中野区基本計画における人口推計を見ると、計画期間である令和10年度（2028年度）までは、増加傾向にある。現状値から5年間で約4,000人の増加、目標は妥当であると考えます。</p> <p>②これまでの傾向や推移を踏まえて設定している。</p>
65	<p>「長時間の座位姿勢の回避等～」とあるが、審議会でも議論し新たに盛り込んだ内容であるため、強調して記載した方がよい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。</p> <p>【別紙2 No.18参照】</p>
66	<p>区内のダンスクラブは、活動場所の確保に苦労しているという話を耳にした。子どもの遊び場をぜひ確保してほしい。</p>	<p>区内スポーツ施設や学校開放など、身近な場で活動しやすい環境を整備していく。</p>
67	<p>施策名に「子どもの」と記載されているので、幼稚園児や保育園児を含んでいると思う。学校保健安全法施行規則では、「児童生徒等」と記されているので、成果指標や現状・課題、主な取組には、「児童・生徒等」と記載した方が好ましい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。</p> <p>【別紙2 No.19～21参照】</p>



No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
68	ボール遊びができる公園の存在は、一部の子どもしか知らないようだ。年齢関わりなく知ることが出来るよう、広く周知してほしい。	全ての公園において、柔らかいボールで遊ぶことについて緩和しており、区ホームページ及び全公園での現地掲示にて周知を行っているところである。また、多目的運動場などのボール遊びができる施設のある公園は、区のホームページにて周知しているが、引き続き広く区民の方々に認知されるよう努める。
69	小学生の時に区からiPadが支給された。iPadは何でも出来るのでずっと見てしまう。そのため、外で遊ぶ時間も減ってしまった。それが良くないのではないか。	スポーツ施設では運動メニューの動画を配信しており、児童生徒等にも自宅などで手軽に取り組みえる運動メニューの提供も広げていきたい。
70	ジャングルジム、雲底、木登り等で遊ぶ経験が少なくなっていることから、子どもたちの上半身の力が非常に弱くなっているようである。子どもたちの遊びの中で身体を育むことができるように、また、危険という理由だけで子どもたちから遊びの機会を奪うことがないように取組を進めていくべきである。	上半身の力が低下していることについては、スポーツテストの結果から把握している。また、幼少期の頃から遊びを中心とした身体活動による運動習慣の定着や体力向上に向けた取組については、指導室を中心に進めているところである。保育園や幼稚園等においては「中野区運動遊びプログラム」の取組を進め、区内の小中学校では体力向上プログラムに基づく指導を充実させていく。
71	勉強メインの学校だと、受験が近づくと勉強にシフトしないといけない。その中において効率的な運動は、筋トレだと思う。ジムに行きたいが、用具の使い方が分からない。身近にジムがない、料金が高いなど、結局行かなくて良いということになる。ジムについて計画の中に取り入れてもらえるともっとやりやすくなる。	区内3か所のスポーツ・コミュニティプラザのうち2か所（中部、南部）にトレーニングジムがあり、総合体育館にも民間施設より安価で利用しやすいトレーニングジムを整備している。いずれも高校生以上が利用可能であるが、より多くの区民が利用できるよう、周知を図っていく。
72	柔道をしているが、練習していた柔道場がなくなった。探したら中野体育館で柔道を行っていることが分かり、今は体育館に通っている。高校生は体育館で柔道をしていることを知らないと思う。もっと周知してほしい。	これまでも区報、区ホームページやないせす、施設のホームページで周知をしているが、柔道だけでなく、区内で運動やスポーツができる施設の周知の仕方について検討する。
73	主な取組「部活動の地域移行・活性化」においては、東京都教育委員会の文言と併せ、「学校部活動の～」と修正した方がよい。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.22参照】

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
74	<p>部活動の地域移行・活性化については、早急に体制を整えていくべきである。</p> <p>ここ数年の現状として、</p> <p>①教員は休日の部活動指導に負担を感じている</p> <p>②教員は全く未経験の競技の部活動の顧問をやらざるを得ず、苦しんでいる</p> <p>③教員が指導できない部活動は廃部にするしかないが、保護者が納得しない場合がある</p> <p>④保護者が部活動顧問教諭の指導に苦情を言うケースが増えた</p> <p>⑤地域住民から部活動の音や生徒の道路の歩き方等の苦情が増えている</p> <p>上記の理由から、学校だけで部活動を適切に運営していくには限界が来ていると感じる。</p>	<p>今年度発足した検討委員会で、課題の整理や今後の展開について協議を行っている。</p> <p>柔軟な活動ができる部活動や、地域の人材を活用した部活動の地域移行など、活性化や競技力向上に取り組んでいく。</p>
75	<p>中学校部活動の教員の確保については、今後の検討事項ではなく、早急に取り組むべき事項である。</p>	
76	<p>部活動において、顧問の知識がないと感じている。地域における詳しい人が教えてくれるのであれば、やりやすいのではないか。</p> <p>友達のいる市では、市全体で部活動をしており、部活が楽しくなったと話していた。</p>	
77	<p>成果指標「スポーツを支える活動に関わった区民の割合」は10.8%⇒20%とほぼ倍増であるが、学校部活動の地域移行を推進していくとすると、5年後に20%は足りないのではないか。</p>	<p>令和4年度に実施した中野区区民意識・実態調査では、「子どもの運動部活動やスポーツ団体等の運営や支援（審判、指導者、チームの運営役員など）」の活動に関わった人の割合が2.6%であったため、学校部活動の地域移行も見据え、子どもや成人のスポーツ支援、イベント等へのボランティアを増やしていくこととし、目標値としては妥当であると考えている。</p> <p>学校部活動の地域移行が推進されていく過程において、状況を見ながら取り組んでいく。</p>
78	<p>「現状・課題」に「イベント」と記載されているが、「催し物、行事」といった表現方法の方が好ましい。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。</p> <p>【別紙2 No.23参照】</p>
79	<p>スポーツ推進員が近所にいると、いろいろ頼みやすい。全地域に配置してほしい。</p>	<p>区では現在32名のスポーツ推進委員がおり、活動地域を4つのすこやか圏域ごとに分けている。身近な地域で活動しているスポーツ推進委員に依頼してもらいたい。</p>
80	<p>成果指標の現状値が81.9%に対し、2028年度の目標値は90%となっている。現時点で8割以上の方が健康である感覚を持っているにもかかわらず、9割に上げるというのは目標値として現実的でないと感じる。</p>	<p>改定前計画では、2020年度現状値が85.7%に対し、2025年度目標値を90%としていた。2022年度現状値は81.9%に低下したが、引き続き目標値を90%に維持し、事業に取り組んでいきたい。</p>
81	<p>身長、体重、体脂肪、血圧、骨密度、毛細血管スコープ、肌水分量等を測定できる「健康チェックイベント」や「健康まつり」といった相談会を開催してほしい。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、事業の実施方法について検討していく。</p>
82	<p>健診の受診率向上に係る取組を記載しているが、現状、実質が伴っていない。今までと異なった新しい方法で取り組む必要がある。</p>	<p>ご意見の主旨を踏まえ、事業の実施方法について検討していく。</p>

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
83	「予防接種」というキーワードが計画に記載されていない。「健康診断」と「予防接種」は連想しやすい関係であるため、盛り込んでよいのではないか。	施策6においては、疾病の早期発見・早期治療により健康寿命の延伸を図っていくことを目標としており、主に感染症対策として実施している予防接種事業とは位置付けが異なるため、割愛している。
84	コロナ以前から禁煙外来治療はほとんどできていない。薬が手に入らない状態が続いている。	状況については把握しているが、制度として維持したいと考えている。
85	ある特定の疾病について早期発見、早期治療を目指すといった内容であることから、「がん等検診」が適切ではないか。	レントゲン撮影、血液検査、尿検査といった一般的な健診も含めた内容である。
86	「現状・課題」において、「1日あたりの食塩摂取量の目標値は一日8g～」と記載されているが、「健康日本21（第三次）」では、7gと変更されている。7gを盛り込んだ方がよいのではないか。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.24参照】
87	「施策7 食育の推進」では、8つの取組項目が掲げられており、おおむね網羅されていると思う。今後どのように具体化していくのか分からないが、45年間栄養・食生活の面から地域活動を続け、区民の健康づくりに貢献してきたフリー活動栄養士会を活用してほしい。 また、調理実習が出来る場所や、食の講座を実施できる高齢者会館を増やして欲しい。 高齢者における食育の推進においては、パンフレットの配布だけでなく、対面で話を聞きながら問題を解決していく事が大事だと考える。	多様な食生活の実態を的確に捉え、効果的に食育を推進するためには、地域の人材や社会資源とつながりを持ち、協働して課題に対応していくことが重要であると考えているため、引き続き連携を図ってきたい。 また、今年度食育講習会の一環として、高齢者会館で調理実習を実施し、区民の方から好評だったため、次年度以降も関連部署と連携し、同様の取組を継続していくことを検討する。
88	健康的なライフスタイルを身につけるには、運動・スポーツだけでなく、健全な食生活や歯と口腔の健康も大切だと思う。基本施策3だけでなく、全面に出してほしい。	計画目標である「区民一人ひとりが、健康的なライフスタイルを身につけ、誰もが生涯を通じ、楽しく健康に過ごせる社会」の実現に向け、3つの基本施策を掲げており、それぞれが欠かすことのできない重要な取り組みであると認識している。
89	「施策7 食育の推進」において、ヘルパー対応の食育について盛り込んでほしい。	現状、区において該当する事業がないため、今後検討していく。
90	「食育広場」として関係職種による相談コーナーを設け、食支援につなげてほしい。	区内の各すこやか福祉センターにおいて、乳幼児から高齢者までの健康づくりを支援することを目的に栄養相談を実施している。積極的に利用してもらえよう取組の周知を図っていく。
91	「⑤高齢期」において、低栄養予防の目的を強調すると良いと思うため、5行目に「フレイルを予防するため」低栄養予防の～と表現を修正してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.25参照】
92	「各ライフステージに合わせた食育の推進と食生活支援」において、成人期のステージでは特に18歳から30代に注目すべきである。仕事、妊娠・出産、子育てなどで多忙な時期で、将来の生活習慣病の予防や子育てに中心的な存在であり、影響が極めて大きい。やせの問題、不規則な食べ方、偏りが推測され、子どもの食事などでもたくさんの情報を得ても実際に応用できない例をよく耳にすることから、気軽に相談できる場が必要だと思う。	区内の各すこやか福祉センターにおいて、乳幼児から高齢者までの健康づくりを支援することを目的に栄養相談を実施している。積極的に利用してもらえよう取組の周知を図っていく。

93	主な取組「食育推進団体や区内栄養士等との連携と人材育成」において、中野区フリー活動栄養士会をもっと活用してほしい。	多様な食生活の実態を的確に捉え、効果的に食育を推進するためには、地域の人材や社会資源とつながりを持ち、協働して課題に対応していくことが重要であると考えているため、引き続き連携を図っていききたい。
94	自然と健康的な食生活を送りやすい環境をつくるため、食品関連事業者には消費者に向けた健康に配慮した食事や食品の改良などが求められているが、消費者側にも上手な利用の仕方、選択、調整ができるように啓発する必要があるのではないかと。外食が増え、お弁当、惣菜、半調理した食品、冷凍食品、レトルト等の購入、配食を利用する人が増えている。栄養相談でもそれらを踏まえて、その人にあった健康に配慮した食事の整え方を共に考え、支援したいと思う。	「食品関連事業者における食育の推進」にかかる取組内容であるため、記載はしていないが、ご指摘のとおり消費者への啓発についても併せて実施していくことが重要であると認識している。
95	高齢期における食育活動として、高齢者会館での生活機能向上プログラムやなかのからだ・ナビも有効である。食育も介護予防も、区内や地域の栄養士を積極的に活用してほしい。	介護予防・フレイル予防の要の一つである栄養（食・口腔機能）に関する普及啓発事業等の取組を推進していくために、地域で活動している団体等多様な主体との連携が必要だと考えている。今年度食育講習会の一環として、高齢者会館で調理実習を実施し、区民の方から好評だったため、次年度以降も関連部署と連携し、同様の取組を継続していくことを検討する。

## 第6章 中野区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
96	シルバー人材センターにとって、会員を増やすことは第一目標である。会員を増やし実績を作らなければ、計画に記載されている内容は達成できない。また、会員になって働くことで、友人の輪が広がり、認知症にもなりにくくなるという好循環が生まれる。 現在、費用を負担して掲示板等に会員募集の広告を掲載しているが、費用を負担すること自体考えられないことだと思う。せめて敬老の日がある9月の区報では、シルバー人材センターの特集記事を掲載し、広く周知してほしい。他区では既に取り組んでいる。 区とより連携を図ることで、できることもたくさんあるはずである。区とシルバー人材センターで話し合いの機会を設けてほしいと思う。	シルバー人材センターの広報に関して、区と連携して進めていけるよう、協議の機会を持ちたいと考える。
97	総務省が実施している「デジタル活用支援推進事業」について、中野区シルバー人材センターは事業実施団体として採択され、「シニア向けスマートフォン講習会」を開催している。3会場で100名ほどの受講生に指導したが、定員を大きく上回る申し込みが続いている。総務省から補助金が支給されているが、今後も事業を推進していくために、区からの補助金について検討してほしい。	シルバー人材センターの運営経費については、今後も支援の範囲等に関して、検討していきたい。
98	シルバー人材センターの場所が不便だと感じる。もう少し立地がいいと人が来やすく、支援もしやすい。駅近の移転について検討してほしい。	令和3年に策定した中野区区有施設整備計画では、産業振興センターにおける経営支援機能及び経済団体事務所が商工会館跡に移転した後、シルバー人材センターの移転を検討することとなっている。

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
99	<p>痰の吸引や土日に出勤できるヘルパーが少なく苦勞している。区として、痰の吸引に対応できるヘルパーの事業所を支援する考えはあるか。在宅で生活している難病の方で、呼吸器を付けている方や日常生活動作が全介助の利用者は、家族だけでは介護できないため、重度訪問介護サービスを上乘せしてサービスを利用しているが、それらを担える人材が少ないのが現状である。重度訪問介護を担える職員の育成に取り組んでほしい。今後、高度な医療技術が必要な方が次々に退院し在宅が増える。体制づくりについても検討し、計画に盛り込んでほしい。痰吸引の研修を受講した職員にとって仕事のしやすい環境づくりや、事業所への支援は区として大切な事業である。</p>	
100	<p>事業所の開設時に、障害福祉サービス事業所として東京都から指定を受けたが、一度もサービスを提供しなかった。痰吸引の研修を受講する時間もない。小さな事業所であるため、痰吸引といった長時間のサービスをヘルパーが提供すると、他の事業ができなくなるだけでなく、代えのヘルパーを見つけることも難しい。難病や重度障害者を介護事業所が受け入れられるようにするには、人材確保が大切である。事業所としては、24時間365日対応しているが、土日に出勤する職員は非常に少ない。区内の訪問介護事業所にアンケートを取り、なぜ受け入れることができないのか等情報収集してはどうか。</p>	<p>区内介護事業所の状況や、国や都が実施する支援等を把握し、必要な支援を検討していく。</p>
101	<p>重度訪問介護は介護保険サービスより単価が安いいため、受け入れたがらない介護事業所が多い。杉並区では、年に1回の更新時にケアマネジメント計画費16,000円程度の手当がつく。重度訪問介護も行っているケアマネジャーへの支援について考えてほしい。</p>	
102	<p>取組項目「在宅療養、在宅での看取り等についての区民への啓発」において、他区に住む両親や親族の相談を患者から受けることがある。家族が他区にいる区内在住の患者は、中野区だけ頑張っても患者にサービスが行き届かないこともあると考えられるので、区民への啓発だけでなく近隣区や東京都とタッグを組んだ啓発事業も大事だと思う。</p>	<p>東京都や近隣区と連携するとともに、個別の相談へ丁寧に対応できる体制づくりにより、在宅療養、在宅での看取り等についての理解啓発を進めていく。</p>
103	<p>取組項目「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進」について、「推進」ではなく「連携」「活用」などの表現にしてはどうか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.26参照】</p>
104	<p>あらゆる区民が読んで分かるような表現で記載すべきである。123項の「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進」については、何を推進するのか区民は分からないと思う。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.26参照】</p>
105	<p>「相談や情報交換ができるオレンジカフェ等の身近な地域拠点を整備し～」とあるが、オレンジカフェは地域が個別にやるものである。区として整備するという事なのか、関連する様々な事業を整備するという意味なのか分かりづらく、誤解を生むのではないか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。オレンジカフェは地域住民、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等の様々な主体が運営しており、区は登録したオレンジカフェに対し運営、広報等の支援を行っている。 【別紙2 No.27参照】</p>

106	一人暮らしの高齢者の増加にあたり、積極的に社会参加している高齢者よりも孤立している高齢者にもっと目を向け、強化してほしい。声掛けの必要性を感じる。	中野区社会福祉協議会では、一人暮らしや身寄りのいない高齢者への支援として、定期的な見守りや日常的な金銭管理等を実施するあんしんサポート事業のほか、高齢者困りごと支援事業、地域福祉権利擁護事業、成年後見支援事業などに取り組んでいる。また、区では緊急一時宿泊事業や高齢者施設措置を実施しており、今後も引き続き各種事業について周知を図るとともに、支援体制を強化していきたい。また、75歳以上の単身高齢者及び75歳以上のみ世帯に対し、民生委員の訪問による高齢者訪問調査を毎年実施している。不在等により訪問できなかった場合には、区職員や地域包括支援センター職員の訪問によるフォロー調査を行っている。さらに、区民活動センター等でのサロンを定期的で開催し、孤立しがちな高齢者の居場所を提供しており、引き続き周知を図っていく。地域団体が行う見守り活動、地域包括支援センター、アウトリーチチーム（地区担当）等複数の関係機関が連携し、今後も見守りを行う体制を整えていく。
107	離職者の割合について、現状値15.6%に対し、目標値は12.0%と設定しているが、3.6ポイント減はかなり大きな目標である。目標値を設定するにあたって具体的な取組は考えているのか。	令和5年度から実施している地域密着型サービス事業所の宿舍借り上げ支援事業等の取組に加えて、今後も様々な施策を検討していきたい。
108	「指導監督」という表現は、事業所からするとナーバスを感じる。例えば「支援」など、もう少しソフトな表現を検討してほしい。	介護保険施設等に対する指導の実施に当たっては、当該施設に対する支援として行うこととされていることから、ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.28参照】

## 第7章 中野区認知症施策推進計画

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
109	認知症は予防という観点も重要であると思うが、「認知症になったら人生が終わる」というイメージが強くなるように配慮してほしい。	認知症はだれもがなりうるという認識のもと、認知症への正しい理解の普及啓発活動に努める。
110	「認知症あんしんガイド」といったパンフレット類を作成するときは、分かりやすい表現を用いたり、複数のパターンで作成すると周知の効果が上がり、より早期発見につながると思う。	「認知症あんしんガイド」については、現在の冊子の他、利用する人に合わせ複数のパターンを作成することも検討する。
111	中野区は独居高齢者が多い。高齢になるほど医療機関を受診する割合が高いため、普段の診察から認知症の予兆にも気づきやすい。医療機関や歯科医院、薬局等は早期発見を支える体制の一つとして、ぜひ活用してほしい。	中野区医師会は独自に認知症アドバイザー医制度を設け、認知症の人への対応を行っている。区医師会や薬剤師会とも、今後更なる連携強化を図り、認知症施策を推進する。
112	認知症の人に対する医療体制に問題を感じる。家族が認知症だったが、認知症を理由に一般的な医療サービスを受けることができなかった。どのような状況であっても適切な医療を受けられる環境であることが、本来あるべき姿だと思う。	認知症になっても本人の意志を尊重した医療を受けるためには、認知症になる以前からの本人の意思決定支援が必要である。ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発を更に推進する。

113	認知症の方やその一步手前の方が社会参加できる機会や、コミュニケーションできる場を積極的に設けてほしい。 また、認知症の方がウエイトレスする「注文をまちがえるカフェ」という取組があるように、認知症の方が社会的な役割を担う経験ができる場をつくってほしい。認知症の理解に対しても有効であるため、「注文をまちがえるカフェ」の取組を区のイベントで実施してほしい。	現在区内にはオレンジカフェが19箇所あり、令和8年度までに20箇所を目指し、オレンジカフェ等への支援を進めている。また、民間企業等と連携し、認知症の人や家族の居場所の設置を進めている。認知症の人の社会参画についても、民間企業等と連携し推進する。
114	「ケアラー」が用語解説にないため、記載について検討してほしい。もし用語解説に入れるとすれば、「ヤングケアラー」「ビジネスケアラー」「ダブルケアラー」「トリプルケアラー」など様々な種類が存在している旨も説明に記載したほうがよい。少なくとも国で言われている「ヤングケアラー」「ビジネスケアラー」は触れておいたほうがよいと思う。	ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.38参照】
115	高齢者2人世帯で、夫が亡くなり、妻が認知症というケースがあった。民生委員との関わりや連携、地域での見守りが重要である。	民生児童委員や地域団体、民間事業者、教育機関などと連携した地域での見守りを充実させるため、意見交換会等を通じ、多機関協働で支える地域づくりを進める。

## 第8章 中野区障害者計画、第7期中野区障害福祉計画、第3期中野区障害児福祉計画

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
116	障害者差別解消は一朝一夕には進まない。漫然と取組むのではなく、例えば年度毎に一定地域を指定し、町内会あるいはその地域の諸団体と協力して集中的に解消キャンペーンを計画するなどして、2028年度の成果指標の目標値を50%以上に引き上げてほしい。	令和10年度の目標値は、令和4年度の現状値や調査年度毎の数値の推移等を勘案し設定したものである。この目標を達成するため、令和6年度以降、これまでの取り組みを継続しつつ、より区民への理解が広がるよう、各地域で開催される各種イベントについて、主催者に働きかけ、障害者が参加しやすくなるための配慮や工夫を呼びかけていく予定である。
117	区内での虐待事例が事業者へ情報提供されていない。具体的な事例を事業者へ提供するとともに、区報特集等の虐待防止に係る啓発事業について検討してほしい。	中野区高齢者・障害者虐待対応連絡会には事業者も参加しており、虐待の事例をもとに対処等を検討している。また、啓発としては、具体例を掲載したパンフレットを配布しているほか、今年度、「中野区障害者虐待マニュアル」を改訂し、以前より具体的な参考事例や考え方を掲載しており、区内事業所へ配布を予定している。
118	将来あるべき姿について記載すべき箇所に対し、5段落目には「包括的に支援が行われる環境が整備されるように検討を継続していきます」と記載され、他の内容と異なり具体的であるように感じる。「実現すべき状態」の表現ではないように思えるが、表現方法について検討してほしい。	「障害のある人もない人も共に地域社会に生きる共生社会が実現し、包括的に支援が行われる環境が整備されるように検討を継続します。」とした理由は、障害者の状況、社会の状況、時代背景は常に流動的であり、1つを整備して終わりではなく、状況を把握し、検証、修正を図るために検討を続けることを示すためであるが、ご意見の趣旨を踏まえ、記述を見直した。 【別紙2 No.31参照】
119	2段落目「支援を検討していきます」という表現ではなく、「体制の整備を行います」といった表現に修正してほしい。	必要とする人への支援を進めるための記載としていたが、環境整備の推進も含めた表現に修正する。 【別紙2 No.32参照】

No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
120	<p>「主な取組①地域の相談支援体制の強化」において、「ハンドブックの配布」とあるが、すこやか障害者相談支援事業所以外の相談支援事業所にも配布しているのか。ハンドブックの配布や研修受講等について、すこやか障害者相談支援事業所だけでなく一般の障害者相談支援事業所ができれば、相談支援の幅が広がると思う。</p>	<p>ハンドブックとは「中野区相談支援専門員ハンドブック」を指し、相談支援事業所の指定を受けた事業者にも配布しており、事業者向け研修にも活用している。 【別紙2 No.33参照】</p>
121	<p>先日のタウンミーティングにおいても、相談支援のあり方や相談支援の周知については、大変分りにくいという指摘があった。計画には、どのように反映されているのか。 また、ホームページでの見やすさや探しやすさについても課題があると思う。計画内に具体性や実現性の感じられる文言を追記してほしい。</p>	<p>当事者にとっても情報取得のしやすい環境を推進する必要があると考える。 素案172ページの主な取組②多様化するニーズへの対応に、「等しく情報を取得する環境を整備」する旨を記載しており、ホームページの改善等も含め検討していく。</p>
122	<p>すこやか障害者相談支援事業所は土曜日にも相談を受け付けているが、相談内容によっては取り扱えない業務もある。取り扱えない業務があることも併せて周知すると、現場の職員は助かると思う。</p>	
123	<p>高齢障害者の介護保険への移行は、スムーズにいくことが大切である。「改定前の計画に基づき実施した主な取組」には記載があるが、今後も引き続き取り組む必要がある。</p>	<p>高齢障害者の介護保険へのスムーズな移行のため、相談機関等と連携し、対象者に案内、支援を行う。</p>
124	<p>特に共同生活援助において、現行の報酬制度では若い福祉人材の確保は難しい。都の加算制度に加え、区として独自の加算制度を検討し、具体化を進めてほしい。</p>	<p>グループホームの運営に関しては、自立支援給付の他に都要領を元に加算を行っており、令和6年度の報酬改定により福祉職員の処遇改善も予定されている。更なる上乗せをする予定はない。</p>
125	<p>障害者の就労支援については、中野区障害者福祉事業団に丸投げすることなく、区としてしっかり推進してほしい。</p>	<p>区の就労支援センター機能を担う中野区障害者福祉事業団が実施する就労支援は、区の委託事業であり、業務遂行において頻繁に連絡・調整を図っている。今後も連携体制を維持していく。</p>
126	<p>障害児を受け入れる幼稚園や保育園の受入枠が広がっていない。</p>	<p>素案191ページに「保育園や学校、学童クラブ等においても障害や発達に課題のある子どもを受け入れられるような地域の子育て環境の整備を図ります」と記載しているところだが、実現に向けて、より踏み込んだ表現に改めるよう修正する。 【別紙2 No.34参照】</p>
127	<p>障害や発達に課題のある人に対する偏見をなくすべきだと思う。そのためには障害について学校教育で詳しくやるべきだと思うが、授業では簡単にしか取り上げない。</p>	<p>障害の理解啓発のため、小学校及び中学校に下敷きやリーフレットの配布、出前講座を実施している。今後もこれらの活動を継続する。 また、道徳の授業を始めとした人権教育を実施しており、偏見をなくす教育を行っているところである。</p>
128	<p>障害のある人が可哀想だという考え方は良くない。フラットに付き合うべきだし、自分はそうしている。 クラスメートのなかには障害のある人を怖がる者もいるが、自分はそういう考えは良くないと言っている。</p>	<p>ご意見のとおり、だれもがそれぞれの特性を認め合いながら生活できる地域社会になるように、理解啓発活動を継続する。</p>



No.	主な意見	区の考え方及び計画案への反映状況
129	医ケア児の学童クラブでの預かりについて、現在どのような状況か教えてほしい。	令和6年4月から受け入れられるよう準備しているところである。学務課と連携を図りながら、放課後も切れ目なく支援できるようにしていきたい。
130	緊急時に安心して子どもを預けられる場所の確保として、日中一時保護事業を行っている区立障害児通所支援施設において、宿泊事業は考えているか。	区立障害児通所支援施設では、設備上、新たに宿泊を伴う一時保護を実施することは困難である。宿泊を伴うサービスとしては、障害者総合支援法に基づく短期入所があるが、区内の短期入所事業所で障害や発達課題のある子どもも受け入れられるよう、事業者働きかけていく。
131	2段落目に「障害児通所支援事業所が2か所ありますが、さらなる新規事業所の誘導整備に取り組みます」と記載されているが、重い障害の子どもを持つ保護者にとっては、強い要望であると思う。もう少し進展が分かるような表現方法を検討してほしい。	第3期中野区障害児福祉計画の成果目標の「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」の項目として、次期計画期間内に区内事業所を3か所とするよう、計画化した。
132	小児科のベッド数が少ないため、障害児の受け入れ体制が十分でない。区だけで完結することは難しいので、他区との連携を視野に入れてほしい。	障害や発達課題のある子どもを受け入れるための広域的な医療連携については、課題として認識し、今後、検討していく。
133	「対象児に関するコーディネーターの配置」については「有」となっているが、医ケア児コーディネーター研修を受講した区の職員が1名いるだけである。内容について、何か具体的に提示できることはないか。	第3期中野区障害児福祉計画では医療的ケア児等コーディネーターの配置人数について具体的な記載はしていないが、中野区障害者計画の課題5の施策3「医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備」に方向性を示した。民間事業所に従事する医療的ケア児等コーディネーターの活動促進につながるよう、必要な体制を検討、確保していく。
134	サービスの見込量等については、エビデンスに基づいた数値を目標として掲げている。これを超過した際に、利用の抑制につながってはいけない。目標を達成するために、様々な連携を図り協力し合えばよいと思う。	ご意見のとおり、サービスの整備量については、その時々状況を踏まえ、見直しを図ることも考えている。また、障害福祉サービスを提供する事業者、関係機関等と調整を図りながらサービスの整備を推進する。

## 計画素案からの主な変更箇所

※文言整理等の修正は除く

## 計画全体に関すること

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
1	—	計画期間中に開始する新規事業に、「★」マークを付記		別紙1 No.6 参照
2	—	成果指標等の一部を除き、西暦と和暦を併記		別紙1 No.8 参照

## 第1章 計画の基本的な考え方

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
3	6	<p>3 計画の期間</p> <p>(追記)            本計画は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間の計画期間としています。            前期の中野区地域福祉計画、中野区成年後見制度利用促進計画及び中野区スポーツ・健康づくり推進計画は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間の計画期間としていましたが、中野区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、中野区障害者計画、中野区障害福祉計画及び中野区障害児福祉計画の改定時期と合わせて令和5年度(2023年度)に見直しを行い、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間の計画として改定します。            中野区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、中野区認知症施策推進計画、中野区障害者計画、第7期中野区障害福祉計画及び第3期中野区障害児福祉計画は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間の計画期間とします。中野区認知症施策推進計画は、新たに策定した計画です。</p>	3 計画の期間	別紙1 No.11参照

### 第3章 中野区地域福祉計画

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
4	38	<p>施策1 人権の尊重と権利擁護の推進</p> <p>現状と課題 ○「人権」は、誰もが生まれながらに持っている、人間らしく生きていくための権利です。一人ひとりが正しく人権問題を理解し、性的マイノリティ、国籍・文化等の多様性を個々に認め合う必要があります。中野区は、令和4年(2022年)に「人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」を制定し、「全ての人がその能力を發揮し、自分らしく、心豊かに、安心して暮らすことができる地域社会を実現する」ことを目指しています。</p>	<p>施策1 人権の尊重と権利擁護の推進</p> <p>現状と課題 ○「人権」は、誰もが生まれながらに持っている、人間らしく生きていくための権利です。一人ひとりが正しく人権問題を理解し、性的マイノリティ、国籍・文化等の多様性を個々に認め合う必要があります。</p>	<p>令和4年に「人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」を制定したため。</p>
5	57	<p>施策5 主な取組「3 新たな担い手の育成・支援」</p> <p>(4) 区民活動センター運営委員会との連携により、地域団体の活動支援や、地域におけるコーディネート機能を強化するとともに、団体間の交流の促進や新たな活動の担い手の育成を図ります。</p>	<p>施策5 主な取組「新たな担い手の育成・支援」</p> <p>(4) 区民活動センター運営委員会への支援を通して、地域団体の活動支援や、地域におけるコーディネート機能を強化するとともに、団体間の交流の促進や新たな活動の担い手の育成を図ります。</p>	<p>別紙1 No.29参照</p>
6	58	<p>施策6 多様な課題を抱えた人への支援</p> <p>現状と課題 ○生活保護に至る前の生活困窮者を早急に把握し、個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに、憲法25条の理念に基づき、生活保護を必要としている区民に対し、適切かつ迅速に保護を行えるようにすることが重要です。また、生活保護に対する偏見や差別意識といったスティグマの解消に向けた施策を講じる必要があります。さらに、生活に困窮している人の自立に向け、支援体制の充実を図ることが必要です。</p>	<p>施策6 多様な課題を抱えた人への支援</p> <p>現状と課題 ○生活保護に至る前の生活困窮者を早急に把握し、個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに、憲法25条の理念に基づき、生活保護を必要としている区民に対し、適切かつ迅速に保護を行えるようにすることが重要です。また、生活に困窮している人の自立に向け、支援体制の充実を図ることが必要です。</p>	<p>別紙1 No.32参照</p>
7	65	<p>施策7 主な取組「地域包括ケア体制の構築の推進」</p> <p>区民の複雑かつ複合的な生活課題(8050問題、ダブルケア、ひきこもり等)への支援を充実させるため、総合的な相談機能及び地域におけるコーディネート機能の向上や、アウトリーチチームの対応力及び連携の強化を図るとともに、多職種・多機関協働の伴走型支援を提供します。</p> <p>また、地域包括ケア体制の充実に向け、医療・介護・福祉の連携及び産学官の連携を推進します。</p> <p>潜在的な要支援者の発見、孤独・孤立の防止に向け、アウトリーチチームや区民活動センター運営委員会、社会福祉協議会等が多職種によるアウトリーチ活動を進め、課題の深刻化を未然に防ぎ、本人やその家族を適切な相談支援につなげます。</p>	<p>施策7 主な取組「地域包括ケア体制の構築の推進」</p> <p>区民の複雑かつ複合的な生活課題への支援を充実させるため、総合的な相談機能及び地域におけるコーディネート機能の向上や、アウトリーチチームの対応力及び連携の強化を図るとともに、多職種・多機関協働の伴走型支援を提供します。</p> <p>また、地域包括ケア体制の充実に向け、産学官連携を推進します。</p> <p>潜在的な要支援者の発見、孤立の防止に向け、多職種によるアウトリーチ活動を進め、課題の深刻化を未然に防ぎ、本人やその家族を適切な相談支援につなげます。</p>	<p>別紙1 No.38、40、41参照</p>

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
8	63 66	<p>施策5 地域における支えあい活動の推進</p> <p>施策7 包括的な相談支援体制の充実</p> <p>現状と課題 ○ヤングケアラーは、子どもの成長や教育に対し大きな影響を及ぼすだけでなく、子どもらしく過ごす時間の減少や子どもの権利の侵害など大きな課題となっています。ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげる必要があります。</p> <p>主な取組 ヤングケアラー支援 ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげるため、関係機関や団体等と連携を図り、相談支援体制を強化します。</p>	<p>施策5 地域における支えあい活動の推進</p> <p>現状と課題 ○ヤングケアラーは、子どもの成長や教育に対し大きな影響を及ぼすだけでなく、子どもらしく過ごす時間の減少や子どもの権利の侵害など大きな課題となっています。ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげる必要があります。</p> <p>主な取組 ヤングケアラー支援 ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげるため、関係機関や団体等と連携を図り、相談支援体制を強化します。</p> <p>施策7 包括的な相談支援体制の充実</p> <p>現状と課題 ○ヤングケアラーは、子どもの成長や教育に対し大きな影響を及ぼすだけでなく、子どもらしく過ごす時間の減少や子どもの権利の侵害など大きな課題となっています。ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげる必要があります。</p> <p>主な取組 5 ヤングケアラー支援 ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげるため、関係機関や団体等と連携を図り、相談支援体制を強化します。</p>	別紙1 No.31参照
9	68	<p>施策8 適切な福祉サービス・医療を受けられる環境整備</p> <p>現状と課題 ○区民の健やかな生活を支えていくためには、子どもから高齢者まで、誰もが必要なときに、疾病や症状に応じた医療が身近な地域で受けられるよう、継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりとして地域の診療所や病院の機能、連携を強化し、体制の整備を進めていく必要があります。</p>	<p>施策8 適切な福祉サービス・医療を受けられる環境整備</p> <p>現状と課題 ○区民の健やかな生活を支えていくためには、子どもから高齢者まで、誰もが必要なときに、疾病や症状に応じた医療が身近な地域で受けられるよう体制の整備を進めていく必要があります。</p>	別紙1 No.46参照

10	71	<p>施策8 主な取組「<u>7 地域での医療提供の充実</u>」</p> <p>地域に密着した身近な医療を提供する診療所と入院機能や高度医療を提供する病院等との連携を推進します。医療機能の分担と円滑な入院患者の受け入れを図り、医療連携を強化することで、区民が必要な時に、疾病や症状に応じて身近な地域で、切れ目なく継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。</p>	<p>施策8 主な取組「<u>地域での医療提供の充実</u>」</p> <p>地域の診療所と入院機能や高度医療を提供する病院等との連携を推進し、医療機能の分担と円滑な入院患者の受け入れを図り、区民が必要なときに、疾病や症状に応じて身近な地域で、継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。</p>	別紙1 No.48参照
----	----	---	--	-------------

#### 第4章 中野区成年後見制度利用促進計画

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
11	77	<p>3 目標</p> <p>区民一人ひとりの意思決定が尊重され安心して自分らしく歩める地域共生社会</p> <p>そのためにも区は、区民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関、関係団体等と連携し本計画を進めることで、区民一人ひとりの意思決定が尊重され権利侵害を回復して、安心して自分らしく歩める地域共生社会を目指します。</p>	<p>3 目標</p> <p>区民一人ひとりの意思決定が尊重され安心して自分らしく歩める社会</p> <p>そのためにも区は、区民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関、関係団体等と連携し本計画を進めることで、区民一人ひとりの意思決定が尊重され、安心して自分らしく歩める社会を目指します。</p>	別紙1 No.49参照
12	81 88	<p>施策1、施策3 主な取組「<u>認知症サポーター等との連携</u>」</p> <p>支援が必要な人の発見や見守りなどの地域連携を図るため、例えば認知症サポーター養成講座の機会を活用し権利擁護支援の理解を深めるなど、認知症サポーター、近隣住民、民生委員等と成年後見支援センター、区との連携を図ります。</p>	<p>施策1、施策3 主な取組「<u>認知症サポーターとの連携</u>」</p> <p>支援が必要な人の発見や見守りなどの地域連携を図るため、認知症サポーター養成講座の機会を活用し権利擁護支援の理解を深めるなど、認知症サポーターとの連携を図ります。</p>	別紙1 No.53、54参照
13	82	<p>施策1 主な取組「<u>意思決定支援に係る各種ガイドラインを活用した支援の推進</u>」</p> <p>意思決定支援に係る各種ガイドライン※を活用した学習会を実施するなど、意思決定支援・身上保護を円滑に行う支援を推進します。</p> <p>(※認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン、身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン)</p>	<p>施策1 主な取組「<u>各種意思決定ガイドライン等を活用した支援の推進</u>」</p> <p>各種意思決定支援に係るガイドライン等を活用した学習会を実施するなど、意思決定支援・身上保護を円滑に行う支援を推進します。</p>	別紙1 No.55参照

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
14	83	<p>施策2 成果指標</p> <p><u>成年後見制度が必要と思われるが使っていない人を「いない」と答えたケアマネジャーの割合</u> (設定理由：成年後見制度を必要とする人が利用できていると推測できるため。)</p> <p>現状値（令和4年度）<u>35.5%</u> 目指す方向 <u>↑</u></p> <p>(削除)</p>	<p>施策2 成果指標</p> <p><u>後見人等候補者と本人や親族等が事前に面談を行った割合※</u> (設定理由：本人や親族等が納得した上で後見人等候補者を選任することで、制度利用の満足度が上がると考えられるため)</p> <p>現状値（令和4年度）<u>100%</u> 目指す方向 <u>→</u></p> <p>※<u>区長申立てや中野区成年後見支援センターが後見人等候補者紹介に関わる事案のうち、後見人等候補者を決定する前に本人や親族等と事前に面談を行った割合</u></p>	別紙1 No.56参照
15	84	<p>施策2 主な取組「<u>専門職連携による申立書の作成支援</u>」</p> <p>成年後見制度の申立書を作成することが難しい方に申立書の作成を支援するため、<u>弁護士、司法書士の専門職と連携しながら本人又は親族申立ての手續が行いやすい環境を整備します。</u></p>	<p>施策2 主な取組「<u>申立書の作成支援</u>」</p> <p>成年後見制度の申立書を作成することが難しい方に申立書の作成を支援するため、<u>本人又は親族申立ての手續が行いやすい環境を整備します。</u></p>	別紙1 No.50参照
16	84	<p>施策2 主な取組「<u>区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備</u>」</p> <p>(1) <u>認知症・精神障害・知的障害などによって現在、判断能力が十分でない方の権利を守る援助者を選ぶことで、本人が法律行為を行うことを支援する必要があるものの本人又は親族による申立てが見込めない場合、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、区長申立てを実施します。</u></p>	<p>施策2 主な取組「<u>区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備</u>」</p> <p>(1) <u>成年後見制度を利用する必要があるものの本人又は親族による申立てが見込めない場合、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、区長申立てを実施します。</u></p>	別紙1 No.57参照
17	94	<p>施策5 主な取組「<u>支援者、専門職及び職員等を対象とした研修会の実施</u>」</p> <p>(2) <u>成年後見制度の利用促進担当部署以外の職員を対象として成年後見制度や権利擁護に関する理解を促進する内容の研修を実施します。</u></p>	<p>施策5 主な取組「<u>支援者、専門職及び職員等を対象とした研修会の実施</u>」</p> <p>(2) <u>後見人等の後見業務が円滑に進むよう、成年後見制度の利用促進担当部署以外の行政内部への研修を実施します。</u></p>	別紙1 No.61参照

## 第5章 中野区スポーツ・健康づくり推進計画

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
18	100	<p>施策1 主な取組「魅力あるスポーツ・健康づくり事業の提供」</p> <p>(略)</p> <p>運動・スポーツ習慣の確立のために、自宅でできるトレーニングや、身近な地域でのウォーキング、長時間の座位姿勢の回避等(※)、日常的に手軽に取り組めるメニューを提供していきます。</p> <p>※日本人の平均座位時間は世界最長の7時間と言われており、WHO(世界保健機構)によると、長時間の座位は、心筋梗塞、脳血管疾患、肥満等の様々な健康障害に影響すると指摘されている。</p>	<p>施策1 主な取組「魅力あるスポーツ・健康づくり事業の提供」</p> <p>(略)</p> <p>運動・スポーツ習慣の確立のために、自宅でできるトレーニングや、身近な地域でのウォーキング、長時間の座位姿勢の回避等、日常的に手軽に取り組めるメニューを提供していきます。</p>	別紙1 No.65参照
19	103	<p>施策3 指標設定の理由</p> <p>児童生徒等の体力向上に向けた取組の成果を計るため</p>	<p>施策3 指標設定の理由</p> <p>児童・生徒の体力向上に向けた取組の成果を計るため</p>	別紙1 No.67参照
20	103	<p>施策3 現状・課題</p> <p>学年や性別を問わず、日頃から運動している児童生徒等ほど、体力テストにおける体力合計点が高い傾向にあります。</p>	<p>施策3 現状・課題</p> <p>学年や性別を問わず、日頃から運動している児童・生徒ほど、体力テストにおける体力合計点が高い傾向にあります。</p>	別紙1 No.67参照
21	104	<p>施策3 主な取組「子どもの体力を向上させる取組の推進」</p> <p>運動が苦手な子どもでも進んで参加できるよう、特定の種目に限定せず、児童生徒等の興味や関心に応じて柔軟に活動できる取組や部活動等を充実していきます。</p>	<p>施策3 主な取組「子どもの体力を向上させる取組の推進」</p> <p>運動が苦手な子どもでも進んで参加できるよう、特定の種目に限定せず、児童・生徒の興味や関心に応じて柔軟に活動できる取組や部活動等を充実していきます。</p>	別紙1 No.67参照
22	104	<p>施策3 主な取組「学校部活動の地域移行・活性化」</p> <p>地域の多様な人材を活用し、学校教育の一環としての学校部活動の地域移行を進め、学校部活動の活性化や競技力向上を図ります。</p>	<p>施策3 主な取組「部活動の地域移行・活性化」</p> <p>地域の多様な人材を活用し、学校教育の一環としての部活動の地域移行を進め、部活動の活性化や競技力向上を図ります。</p>	別紙1 No.73参照
23	105	<p>施策4 現状・課題</p> <p>区民がスポーツ・健康づくり活動に取り組むためには、競技指導の経験や催し物、行事等の運営のノウハウ等を持った、「支える人材」が必要不可欠です。</p>	<p>施策4 現状・課題</p> <p>区民がスポーツ・健康づくり活動に取り組むためには、競技指導の経験やイベント運営のノウハウ等を持った、「支える人材」が必要不可欠です。</p>	別紙1 No.78参照
24	111	<p>施策7 現状・課題</p> <p>「健康日本21(第三次)」において1日当たりの食塩摂取量の目標値は一日7gとされていますが、厚生労働省の国民・栄養調査結果を見ると男女とも全年齢で目標値より高い状況です。</p>	<p>施策7 現状・課題</p> <p>「健康日本21(第二次)」において1日当たりの食塩摂取量の目標値は一日8gとされていますが、厚生労働省の国民・栄養調査結果を見ると男女とも全年齢で目標値より高い状況です。</p>	別紙1 No.86参照

25	112	<p>施策7 主な取組「各ライフステージに合わせた食育の推進と食生活支援」</p> <p>⑤高齢期 また、食べる機能を維持するための口腔ケアや体操の普及等、フレイルを予防するため低栄養予防の支援も行います。</p>	<p>施策7 主な取組「各ライフステージに合わせた食育の推進と食生活支援」</p> <p>⑤高齢期 また、食べる機能を維持するための口腔ケアや体操の普及等、低栄養予防の支援も行います。</p>	別紙1 No.91参照
----	-----	---	--	-------------

## 第6章 中野区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
26	133	<p>施策2 主な取組「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進」</p> <p>医師会、歯科医師会、薬剤師会の「かかりつけ紹介窓口」の活用等、区民への啓発に努め、<u>早期発見、早期治療の他、的確な診断やアドバイス、医療機関への紹介を推進します。</u></p>	<p>施策2 主な取組「かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の推進」</p> <p>医師会、歯科医師会、薬剤師会の「かかりつけ紹介窓口」の活用等、区民への啓発に努めます。</p>	別紙1 No.103、104参照
27	137	<p>施策2 主な取組「介護ストレス解消のための相談対応や家族同士の交流の充実」</p> <p>地域において認知症の人や家族、支援者が孤立しないために認知症の人や家族、支援者が通うことができ、相談や情報交換ができるオレンジカフェ等の身近な地域拠点を整備し、運営等の後方支援を行います。</p>	<p>施策2 主な取組「介護ストレス解消のための相談対応や家族同士の交流の充実」</p> <p>地域において認知症の人本人や家族、支援者が孤立しないために認知症の人本人や家族、支援者が通うことができ、相談や情報交換ができるオレンジカフェ等の身近な地域拠点を整備し、運営の支援を行います。</p>	別紙1 No.105参照
28	147	<p>施策1 主な取組「介護サービス事業者に対する適正な制度運用のための支援」</p>	<p>施策1 主な取組「介護サービス事業者に対する指導監督業務の推進」</p>	別紙1 No.108参照
29	151 152 208	<p>5 介護サービス見込量 (差し替え、追記)</p>	<p>5 介護サービス見込量 (略)</p>	介護サービス見込量及び介護保険料の見込みを算出したため。

## 第8章 中野区障害者計画、第7期中野区障害福祉計画、第3期中野区障害児福祉計画

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
30	236	<p>施策1 主な取組「④ 理解促進及び啓発活動への取組」</p> <p>(追記) また、より区民への理解が広がるよう、地域で開催される各種イベントにおいて、主催者に障害の有無に関わらず参加しやすくなるための配慮や工夫を呼びかけていきます。</p>	<p>施策1 主な取組「④ 理解促進及び啓発活動への取組」</p> <p>(略)</p>	理解促進及び啓発活動への取組をより推進するため。
31	241	<p>(2) 実現すべき状態</p> <p>障害のある人もない人も共に地域社会に生きる共生社会が実現し、包括的に支援が行われる環境が整備されるように検討が継続されています。</p>	<p>(2) 実現すべき状態</p> <p>障害のある人もない人も共に地域社会に生きる共生社会が実現し、包括的に支援が行われる環境が整備されるように検討を継続しています。</p>	別紙1 No.118参照



No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
32	242	<p>施策1 主な取組「② 多様化するニーズへの対応」</p> <p>また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、等しく情報を取得する環境を整備し、情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を行えるように、<u>環境の整備及び支援を推進していきます。</u></p>	<p>施策1 主な取組「② 多様化するニーズへの対応」</p> <p>また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、等しく情報を取得する環境を整備し、情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を行えるように、<u>支援を検討していきます。</u></p>	別紙1 No.119参照
33	244	<p>施策2 主な取組「①地域の相談支援体制の強化」</p> <p>また、専門性の強化として、相談支援専門員に対し、<u>中野区相談支援専門員ハンドブックの配布、定例的な連絡会及び研修会等を実施しています。</u></p>	<p>施策2 主な取組「①地域の相談支援体制の強化」</p> <p>また、専門性の強化として、相談支援専門員に対し、<u>ハンドブックの配布、定例的な連絡会及び研修会等を実施しています。</u></p>	別紙1 No.120参照
34	266	<p>施策1 主な取組「② ライフステージに応じた集団生活への適応のための支援」 イ 関係機関の連携による支援</p> <p>障害児通所支援事業所だけでなく保育園や学校、学童クラブ等においても障害や発達に課題のある子どもを受け入れられるよう、<u>さらなる連携を深めていき、地域の子育て環境の整備を図ります。</u></p>	<p>施策1 主な取組「② ライフステージに応じた集団生活への適応のための支援」 イ 関係機関の連携による支援</p> <p>障害児通所支援事業所だけでなく保育園や学校、学童クラブ等においても障害や発達に課題のある子どもを受け入れられるような地域の子育て環境の整備を図ります。</p>	別紙1 No.126参照
35	273	<p>(3) 地域生活支援の充実 ① 取組の方向性</p> <p>このため、身体障害者及び知的障害者を主たる対象とした<u>地域生活支援拠点の整備や、区内に不足する重度障害者を対象とした共同生活援助及び短期入所等の障害福祉サービスの整備を進めます。</u></p>	<p>(3) 地域生活支援の充実 ① 取組の方向性</p> <p>このため、<u>地域生活支援拠点におけるコーディネートなどの配置や緊急時の連絡調整など、機能強化を進めていきます。</u> なお、身体障害者及び知的障害者を主たる対象とした<u>地域生活支援拠点を、令和9年度(2027年度)に開設する予定としており、開設に向けた準備を進めます。</u></p>	重度障害者に対応する施設整備の必要性について、計画に反映する必要があったため。

36	308	<p>④移動支援 ○積算根拠・背景</p> <p>(移動支援事業(個別支援型)) ・移動支援における余暇利用は、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響から一定の回復を見せています。</p> <p>・一方、移動支援事業のうち通学等支援においては、保護者の在宅勤務が定着したことなどから、保護者の通学の付き添いが可能になるなど、利用は落ち着いています。</p> <p>・医療的ケア児については、特別支援学校の通学時に専用通学車両に同乗する看護師が確保できず保護者の同乗が求められる事があり、令和6年度から保護者の代わりにガイドヘルパーが支援できるよう条件を緩和します。</p> <p>・令和5年度(2023年度)実績見込みに、伸び率を考慮した積算に、医療的ケア児の専用通学車両への同乗の見込みを加え、以降3年の見込みを算出しています。</p>	<p>④移動支援 ○積算根拠・背景</p> <p>(移動支援事業(個別支援型)) ・移動支援および通学等支援の契約事業者は年々増加しており、それに伴って利用者も増加傾向でしたが、新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響により、利用者数および利用時間数の減少が見られました。その後、外出先施設の再開に伴い、余暇利用は一定の回復を見せています。</p> <p>・一方、移動支援事業のうち通学等支援においては、保護者の勤務先企業等で在宅勤務が定着したことなどから、保護者の通学の付き添いが可能になるなど、利用は落ち着いています。</p> <p>・令和5年(2023年)の4月から7月までの実績の月平均から令和5年度(2023年度)見込みを算出し、伸び率を考慮したうえで、以降3年の見込みを算出しています。</p>	<p>医療的ケア児に対する支援のうち、令和6年度から拡充する内容を計画に反映するため。</p>
37	323	<p>2 事業及び必要な量の見込 (1) 児童発達支援 ○積算根拠・背景等</p> <p>(追記) 児童福祉法の改正により、令和6年度(2024年度)から、児童発達支援と医療型児童発達支援が一元化されます。</p>	<p>2 事業及び必要な量の見込 (1) 児童発達支援 ○積算根拠・背景等</p>	<p>児童福祉法の改正による児童発達支援(福祉型・医療型)の一元化について、計画に反映するため。</p>

## 第9章 資料編

No.	頁	計画案	計画素案	変更理由
38	345	<p>(追記) ケアラー</p> <p>こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や親近者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。ケアラーにはヤングケアラー(大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども)やビジネスケアラー(仕事をしながら家族の介護を行っている人)も含まれる。</p>		別紙1 No.114参照
39	346	<p>(追記) スティグマ</p> <p>ネガティブな烙印を押されること。「差別」や「偏見」と訳されることが多い。</p>		別紙1 No.32参照

# 中野区健康福祉総合推進計画

令和6年度（2024年度） ●●➤ 令和10年度（2028年度）

（案）

令和6年（2024年）1月

中野区



# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念、基本方針…………… 2
- 2 計画の位置づけ…………… 4
- 3 計画の期間…………… 6
- 4 計画とSDGsとの関係…………… 7
- 5 計画策定の経過…………… 8
- 6 計画の進行管理…………… 8

## 第2章 中野区の現状、地域福祉を取り巻く状況

- 1 中野区の現状…………… 10
- 2 地域共生社会の実現のための地域包括ケアシステムについて…………… 30

## 第3章 中野区地域福祉計画

- 1 計画策定の背景・目的…………… 35
- 2 施策体系と個別施策…………… 36
  - 施策1 人権の尊重と権利擁護の推進…………… 38
  - 施策2 暮らしやすい生活環境の整備…………… 43
  - 施策3 健康的な生活習慣の定着…………… 46
  - 施策4 交流の場や機会の充実…………… 50
  - 施策5 地域における支えあい活動の推進…………… 54
  - 施策6 多様な課題を抱えた人への支援…………… 58
  - 施策7 包括的な相談支援体制の充実…………… 63
  - 施策8 適切な福祉サービス・医療を受けられる環境整備…………… 68

## 第4章 中野区成年後見制度利用促進計画

- 1 計画改定の背景・目的…………… 75
- 2 成年後見制度とは…………… 75
- 3 目標…………… 77
- 4 施策体系…………… 78
  - 施策1 発見・相談体制の充実と意思決定支援の推進…………… 80
  - 施策2 本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施…………… 83
  - 施策3 権利擁護に取り組むネットワークの強化…………… 86
  - 施策4 後見人等支援の充実…………… 89
  - 施策5 成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進…………… 92

## 第5章 中野区スポーツ・健康づくり推進計画

1	計画改定の背景・目的	96
2	目標	97
3	計画の施策体系	98
	施策1 誰でもスポーツ・健康づくり活動に取り組める環境の整備	99
	施策2 スポーツ・健康づくり活動を通じたコミュニティの形成	101
	施策3 子どもの運動習慣の定着・体力向上に向けた取組の推進	103
	施策4 区内スポーツ団体等との連携、支援	105
	施策5 健康的な生活習慣の定着支援	107
	施策6 データ分析や健診等による健康づくりの支援	109
	施策7 食育の推進	111

## 第6章 中野区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

1	計画策定の背景・目的	119
2	計画の基本目標と5つの基本施策	120
3	施策体系	122
4	個別施策	124
	基本施策1 総合的な介護予防・生活支援	124
	基本施策2 在宅医療と介護の連携	130
	基本施策3 認知症対策と虐待防止	134
	基本施策4 安心して暮らし続けていけるための基盤整備	138
	基本施策5 介護保険制度の適正な運営	145
5	介護サービス見込量	151
	介護サービスの見込量及び介護保険料見込みについて	151
	介護給付・介護予防給付の見込量	152
	介護給付・介護予防給付の見込み	154
	地域支援事業の見込み	178
	特別給付事業の見込み	197
6	介護保険事業費の見込み及び介護保険料	201
	介護保険事業費の見込み	201
	第1号被保険者の介護保険料	203

## 第7章 中野区認知症施策推進計画

1	計画策定の趣旨	210
2	計画の位置づけ及び計画期間	210
3	中野区の現状・見通し	211

4	計画の基本方針と成果指標	214
5	施策及び主な取組	216
	施策1 正しい理解を深めるための普及啓発、権利擁護	216
	施策2 早期発見・早期対応を支える体制	219
	施策3 認知症の人にやさしいまちづくり	221

## 第8章 中野区障害者計画、第7期中野区障害福祉計画、第3期中野区障害児福祉計画

1	計画策定の背景・目的	226
2	計画の目標	227
3	計画の位置づけ	228
4	施策体系	229
I	中野区障害者計画	230
1	中野区障害者計画の概要	231
2	障害者施策の課題と主な取組	232
	【基本施策1】障害者の権利擁護	232
	【基本施策2】地域生活の継続の支援	240
	【基本施策3】入所施設等からの地域生活への移行促進と定着支援	249
	【基本施策4】障害者の就労の支援	255
	【基本施策5】障害児支援の提供体制の整備	262
II	第7期中野区障害福祉計画	270
1	成果目標（令和8年度（2026年度）の目標設定を行う主要項目）	271
2	事業及び必要な量の見込み	278
III	第3期中野区障害児福祉計画	319
1	成果目標（令和8年度（2026年度）の目標設定を行う主要項目）	320
2	事業及び必要な量の見込み	323

## 第9章 資料編

1	第10期中野区健康福祉審議会委員名簿	330
2	審議会の検討経過	332
3	中野区健康福祉審議会条例、中野区健康福祉審議会条例施行規則	336
4	用語解説	341

※本文中に「\*印」がある用語は、「第9章 資料編」の「4 用語解説」に説明があります。

※本文中に「★印」がある事業は、計画期間中に開始する新規事業です。





# 第1章

## 計画の基本的な考え方

# 01

## 計画の基本理念、基本方針

中野区では、区民の誰もが、心身ともに健やかで、個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活を営めるまち「健康福祉都市なかの」の実現を目指して、平成16年（2004年）3月に健康福祉都市を宣言しました。

「中野区健康福祉総合推進計画」は、区が区民とともに目指す「健康福祉都市なかの」の実現に向けて、理念や基本目標、取組内容等を区民の皆さまにお示しし、中野区における健康福祉を計画的に推進していくことを目的としています。

### （1）実現を目指す「健康福祉都市なかの」のまちの姿

区民の誰もが、心身ともに健やかで、  
個人としての尊厳が保たれながら、自立した生活が営まれるまち  
そのために必要な保健福祉のサービスが、  
公私のパートナーシップに基づいて地域で総合的に提供されるまち

### （2）「健康福祉都市なかの」の4つの理念

「健康福祉都市なかの」は、以下の4つの理念によって形づくられます。

- 人間性の尊重と権利の保障  
高齢者、障害のある人、子どもをはじめとしたすべての区民の人間性が尊重され、権利が守られ、その人らしく生活できる地域社会であること
- 個人の意思と自己決定の尊重  
区民一人ひとりが、自らの意思に基づいた選択や自己決定が尊重される地域社会であること
- 自立生活の推進  
区民の誰もがいつまでも健康で、一人ひとりが持っている能力を十分発揮しながら自立した生活が営める地域社会であること
- 区民参加、区民と区の協働による地域保健福祉の推進  
区民や町会・自治会等の地域団体、保健福祉サービスの提供事業者、非営利活動団体、関係団体、区など、さまざまな主体が適切な役割分担のもとで連携、協働する地域社会であること

### (3)「健康福祉都市なかの」を実現するための4つの基本目標

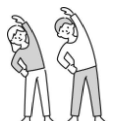
「健康福祉都市なかの」を実現するため、以下の4つの基本目標を「中野区健康福祉総合推進計画」及び「地域福祉計画」の基本目標として定めます。



#### 基本目標1 誰もが安心して暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで、誰もが自らの意思に基づき必要なサービスを選択し、いきいきと生活ができる社会を目指します。

誰もが安心して暮らせるよう、本人の意思に基づく選択と権利を尊重するとともに、生活の基盤となる住まいが確保され、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすい」まちづくりを進めます。



#### 基本目標2 健康でいきいきとした生活の継続

子どもから高齢者まで、誰もが健康でいきいきとした暮らしを持続できる地域社会を目指します。年齢にかかわらず、健康でいきいきとした生活を継続できるよう、区民一人ひとりが、主体的に、健康の維持・増進に取り組むとともに、地域で何らかのつながりや役割を持って、積極的に社会参加していくことができるよう、支援していきます。



#### 基本目標3 みんなで支えあうまちづくり

子どもから高齢者まで、誰もが公的なサービスだけではなく、互いに支えあい、助け合い暮らしていける地域社会を目指します。

地域における見守りや多職種連携により、支援が必要な人が把握され、地域の中でも、支えたり、支えられたりする関係がつけられるよう支援し、みんなで支えあうまちをつくりまします。



#### 基本目標4 住み慣れた地域での生活の継続

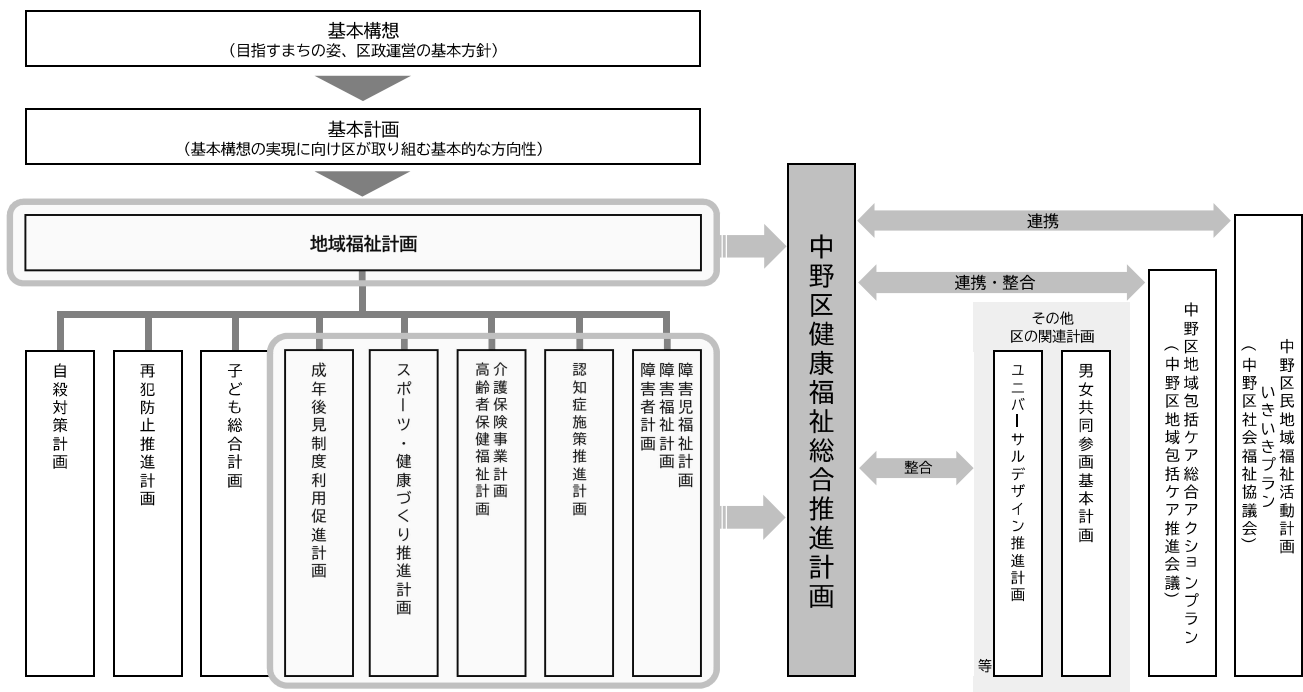
子どもから高齢者まで、誰もが病気や介護が必要な状態になっても、様々なサービスを受けながら生活できる地域社会を目指します。

何か課題を抱えた時に、在宅もしくは住んでいる地域で適切な支援につながるよう、地域社会全体で相談支援体制や医療・生活支援体制等のセーフティネットを形成し、住み慣れた地域で生活を継続できる環境をつくりまします。

## 02 計画の位置づけ

「中野区健康福祉総合推進計画」は、区政全般にわたる総合的な計画として定めた「中野区基本計画」に基づく健康福祉に関する個別計画であり、以下の9つの計画を包含する総合的な計画として位置付けます。また、「中野区地域福祉計画」は、福祉分野の上位計画であり、各個別計画に共通する概念である地域福祉を推進するための基本指針です。

- ①中野区地域福祉計画
- ②中野区成年後見制度利用促進計画
- ③中野区スポーツ・健康づくり推進計画
- ④中野区高齢者保健福祉計画、中野区介護保険事業計画
- ⑤中野区認知症施策推進基本計画
- ⑥中野区障害者計画、中野区障害福祉計画、中野区障害児福祉計画



また、各計画の根拠となる法令は、次のとおりです。

計画名	根拠法令
中野区地域福祉計画	社会福祉法第107条
中野区成年後見制度利用促進計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条
中野区スポーツ・健康づくり推進計画	スポーツ基本法第10条
	健康増進法第8条
	食育基本法第18条
中野区高齢者保健福祉計画	老人福祉法第20条の8
中野区介護保険事業計画	介護保険法第117条
中野区認知症施策推進計画	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条
中野区障害者計画	障害者基本法第11条
中野区障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条
中野区障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20

### 03 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間を計画期間としています。

前期の中野区地域福祉計画、中野区成年後見制度利用促進計画及び中野区スポーツ・健康づくり推進計画は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間としていましたが、中野区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、中野区障害者計画、中野区障害福祉計画及び中野区障害児福祉計画の改定時期と合わせて令和5年度（2023年度）に見直しを行い、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間の計画として改定します。

中野区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、中野区認知症施策推進計画、中野区障害者計画、第7期中野区障害福祉計画及び第3期中野区障害児福祉計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。中野区認知症施策推進計画は、新たに策定した計画です。

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度
中野区基本計画							
			中野区地域福祉計画				
			中野区成年後見制度利用促進計画				
			中野区スポーツ・健康づくり推進計画				
			中野区高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画				
			中野区認知症施策推進計画				
			中野区障害者計画、第7期中野区障害 福祉計画、第3期中野区障害児福祉計画				

## 04

## 計画とSDGsとの関係

平成27年（2015年）9月の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と、令和12年（2030年）を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGsでは、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

「中野区健康福祉総合推進計画」では、「誰一人取り残さない」という考え方や協働の推進など、SDGsに掲げている目標や方向性を同じくするものであることから、各個別計画の取組を着実に推進することが、SDGsの推進につながると考えています。



## 05 計画策定の経過

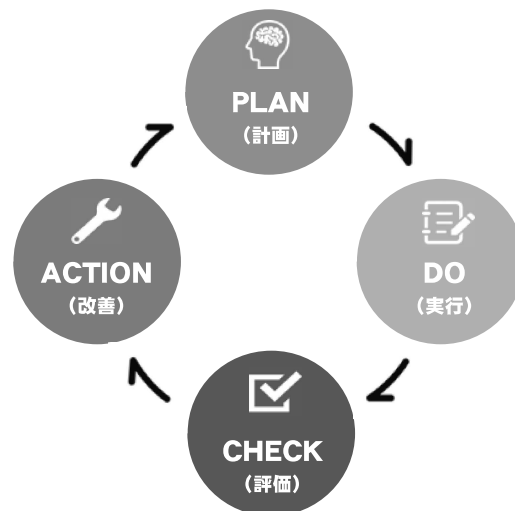
令和4年(2022年)9~12月には、地域福祉の意識や福祉サービスへの意向を把握するために、区民等を対象としたアンケート調査を実施し、ニーズや課題等の把握に努めました。

また、学識経験者、保健医療・社会福祉・スポーツ団体関係者、区民で構成される区長の附属機関である「中野区健康福祉審議会」において、保健医療、社会福祉及び健康増進に係る計画に関する事項等について調査審議を行った後、「中野区健康福祉総合推進計画」に盛り込むべき基本的な考え方について答申を受領しました。

さらに、「中野区健康福祉総合推進計画」に区民等の意見を反映するため、意見交換会やパブリック・コメント手続きを実施いたしました。

## 06 計画の進行管理

本計画に掲げる施策及び取組については、PDCAサイクルに沿って、定期的に施策の進捗状況を確認したうえで評価・点検をし、必要に応じて事業内容の見直しを行います。また、進捗状況等については「中野区健康福祉審議会」に報告するとともに、区民に公表しながら進めます。





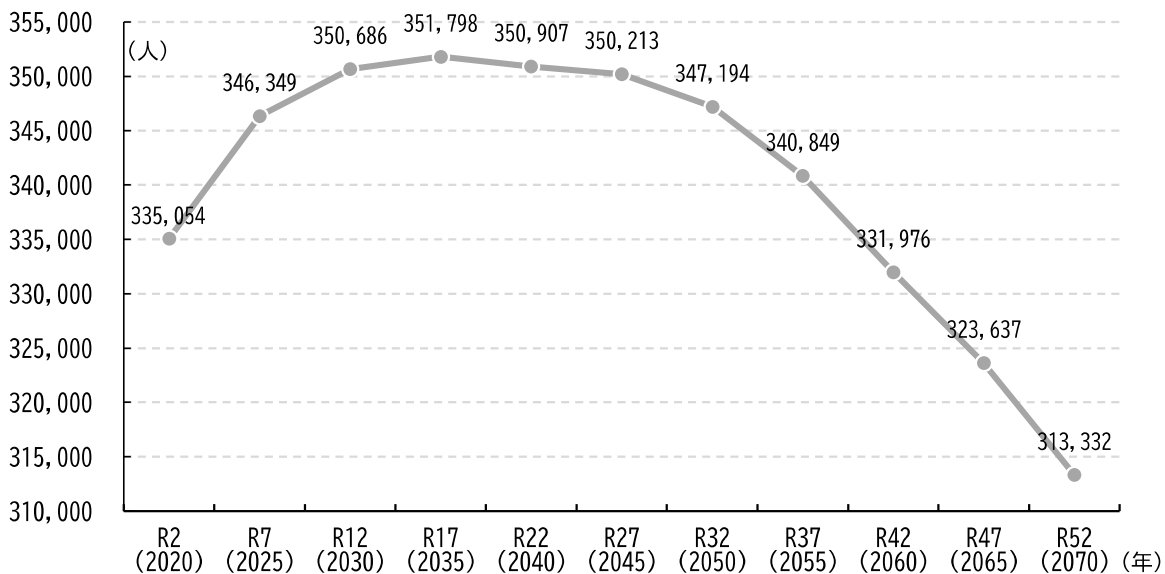
## 第2章

# 中野区の現状、 地域福祉を取り巻く状況

## 01

## 中野区の現状

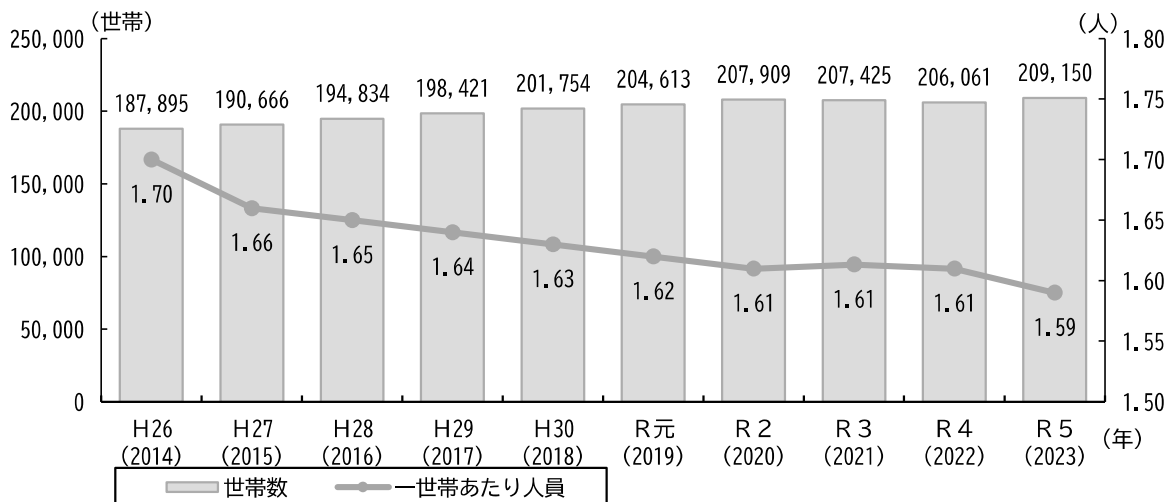
## (1) 将来人口の推移



出典：中野区基本計画

中野区の総人口は令和 17 年（2035 年）をピークに、その後は減少に転じ、令和 42 年（2060 年）に現在の人口を下回り、令和 52 年（2070 年）には 313,332 人になると見込まれます。

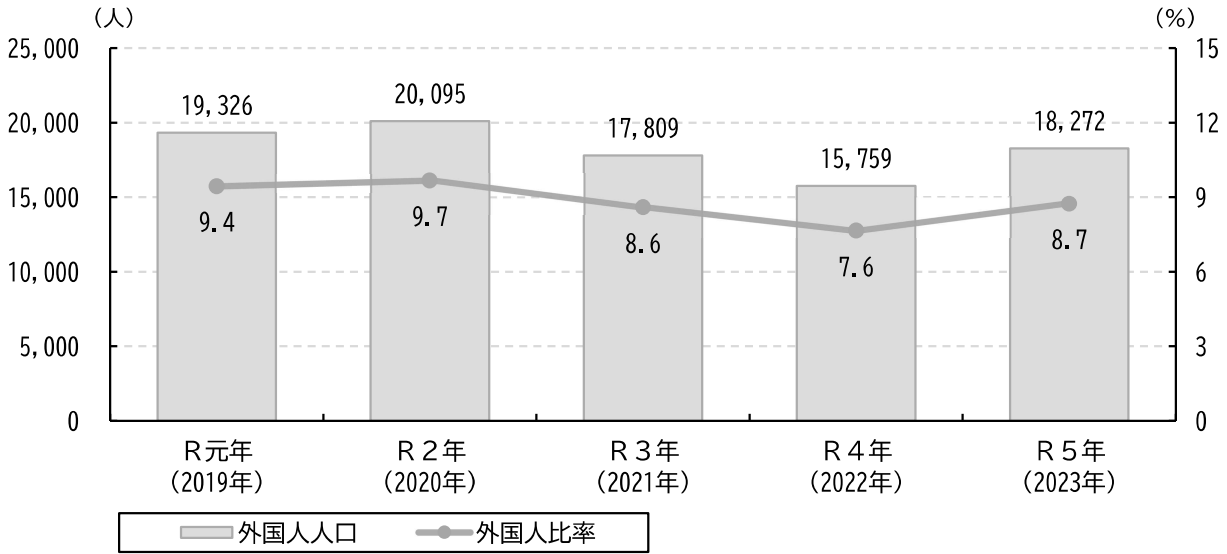
## (2) 世帯数の推移



資料：中野区統計書(各年1月1日現在)より作成

令和 5 年（2023 年）1 月 1 日現在の総世帯数は、209,150 世帯です。一世帯あたりの人員は微減傾向にあり、令和 5 年（2023 年）は、1.59 人となっています。

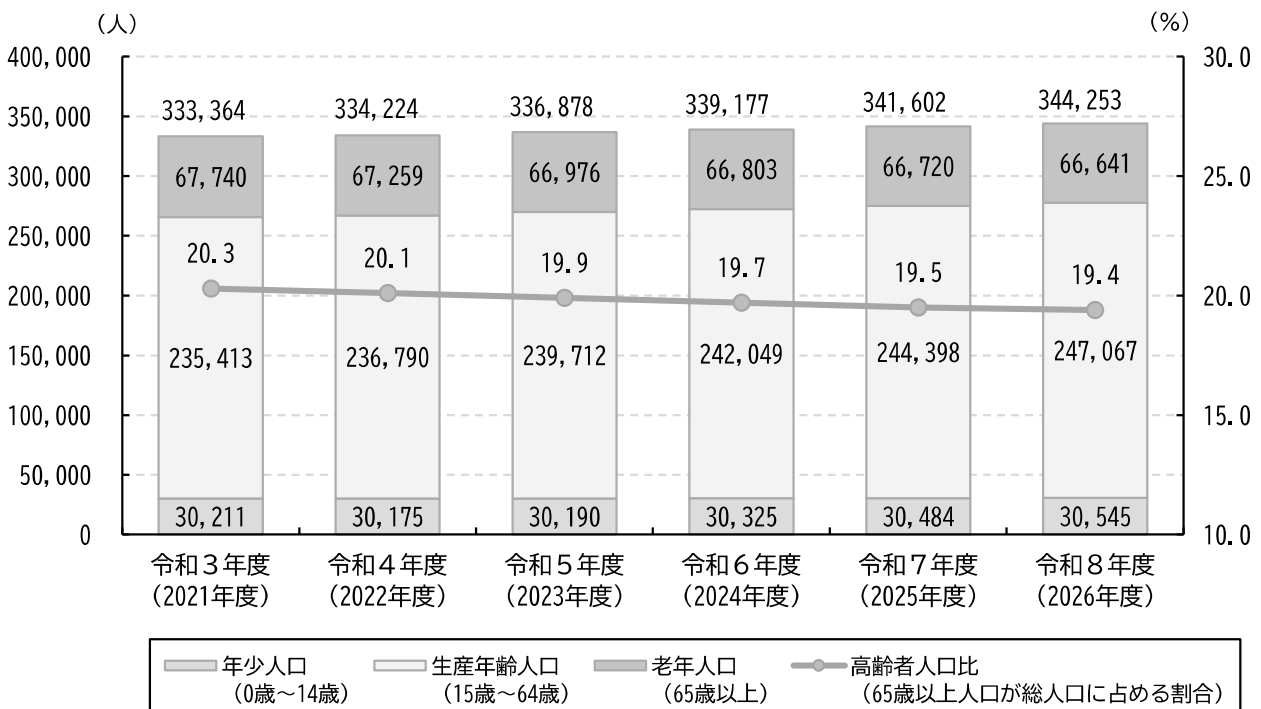
### (3) 外国人人口の推移



出典：中野区統計書(各年1月1日現在)より作成

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年(2020年)から令和4年(2022年)にかけて外国人人口は減少していましたが、令和5年(2023年)は増加に転じ、18,272人となっています。

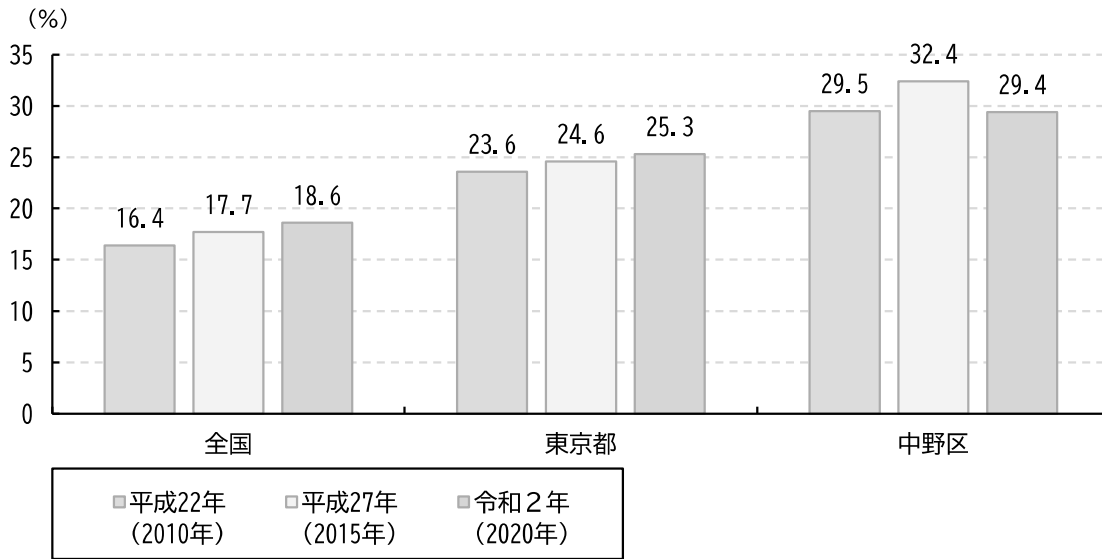
### (4) 世代別人口の推移



出典：住民基本台帳(各年10月1日、令和6年度(2024年度)以降は推計値)

年少人口及び生産年齢人口は、微増傾向にある一方、老年人口は微減傾向にあります。

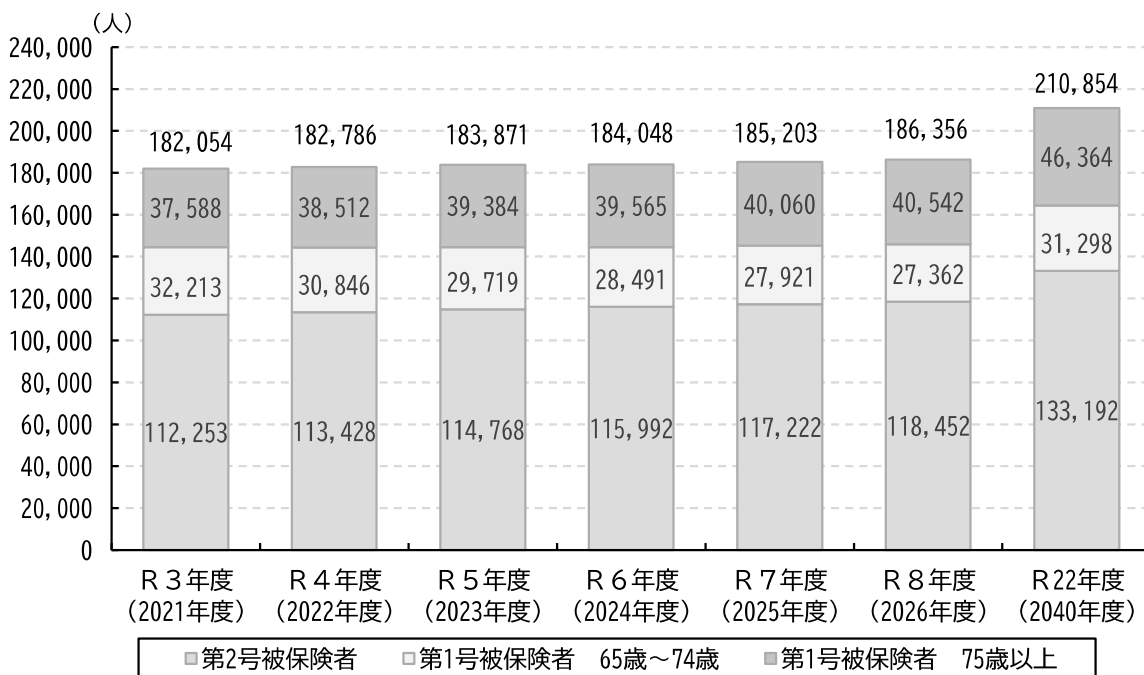
(5) 高齢者人口に対する一人暮らし高齢者の割合



資料：国勢調査データより作成

中野区は、全国や東京都と比べると一人暮らし高齢者の割合が高くなっています。

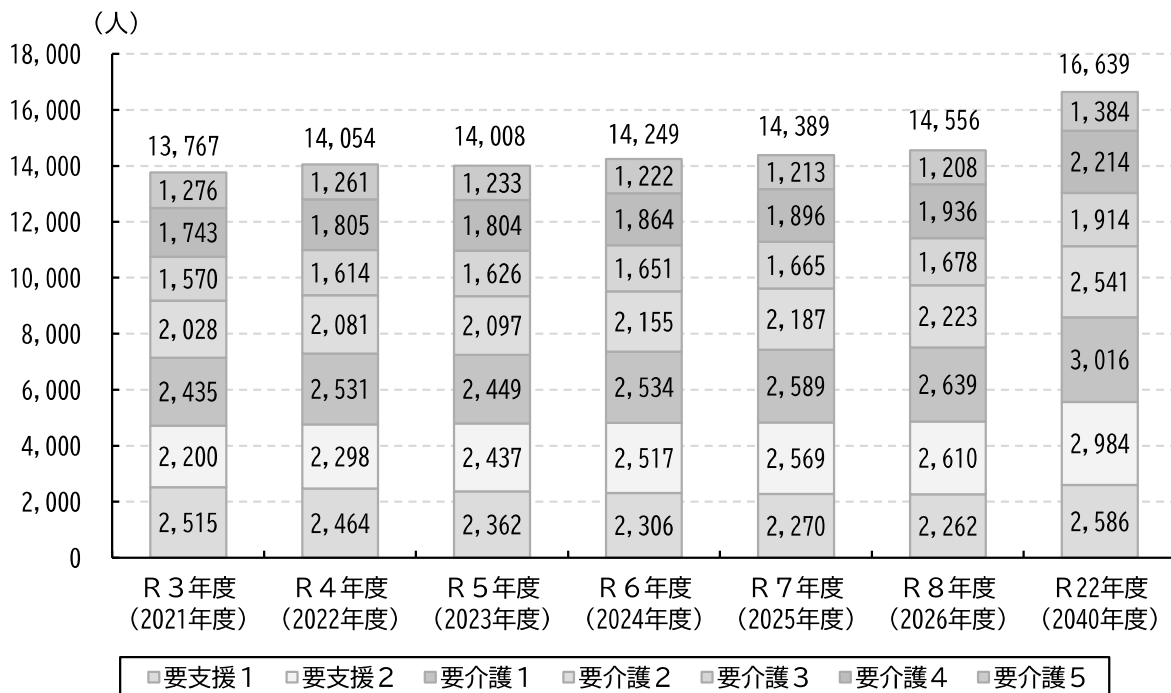
(6) 介護保険被保険者数の推移と予測



出典：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)(令和6年度(2024年度)以降は推計値)

第1号被保険者のうち、75歳以上の後期高齢者数が増加傾向にあり、65歳から74歳までの前期高齢者数を上回っています。

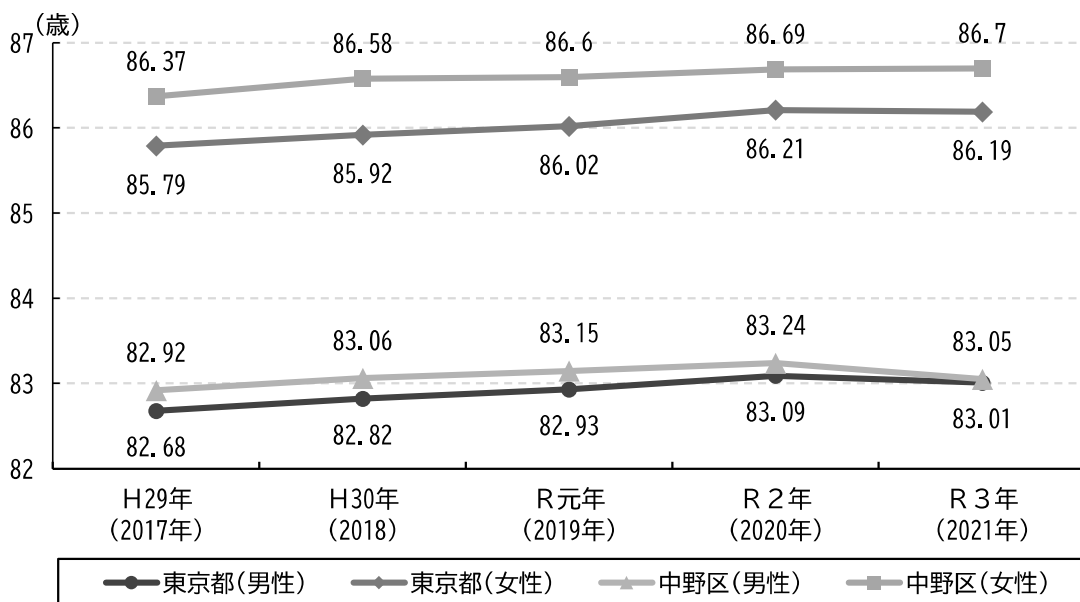
(7) 介護保険要支援・要介護認定者数の推移と予測



出典：介護保険事業状況報告(各年9月末日現在)(令和6年度(2024年度)以降は推計

要支援・要介護認定者数は、今後増加するものと予測しています。

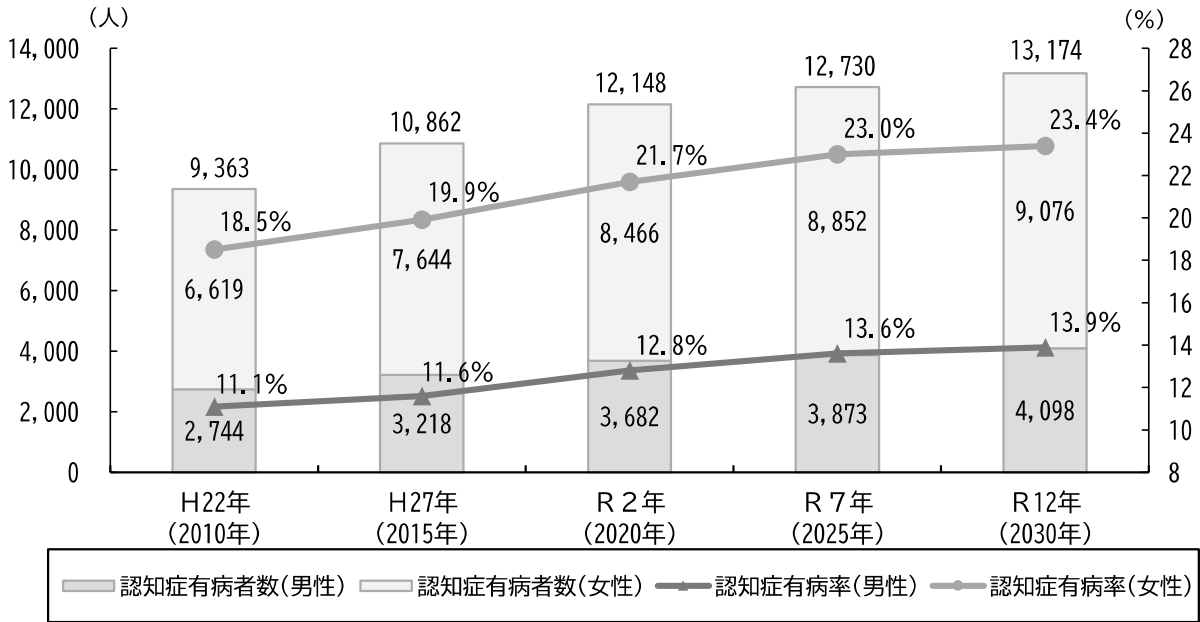
(8) 65歳健康寿命\*の推移



資料：東京都「都内各区市町村の65歳健康寿命」より作成

中野区の65歳健康寿命は、男女ともに東京都の平均をやや上回っています。

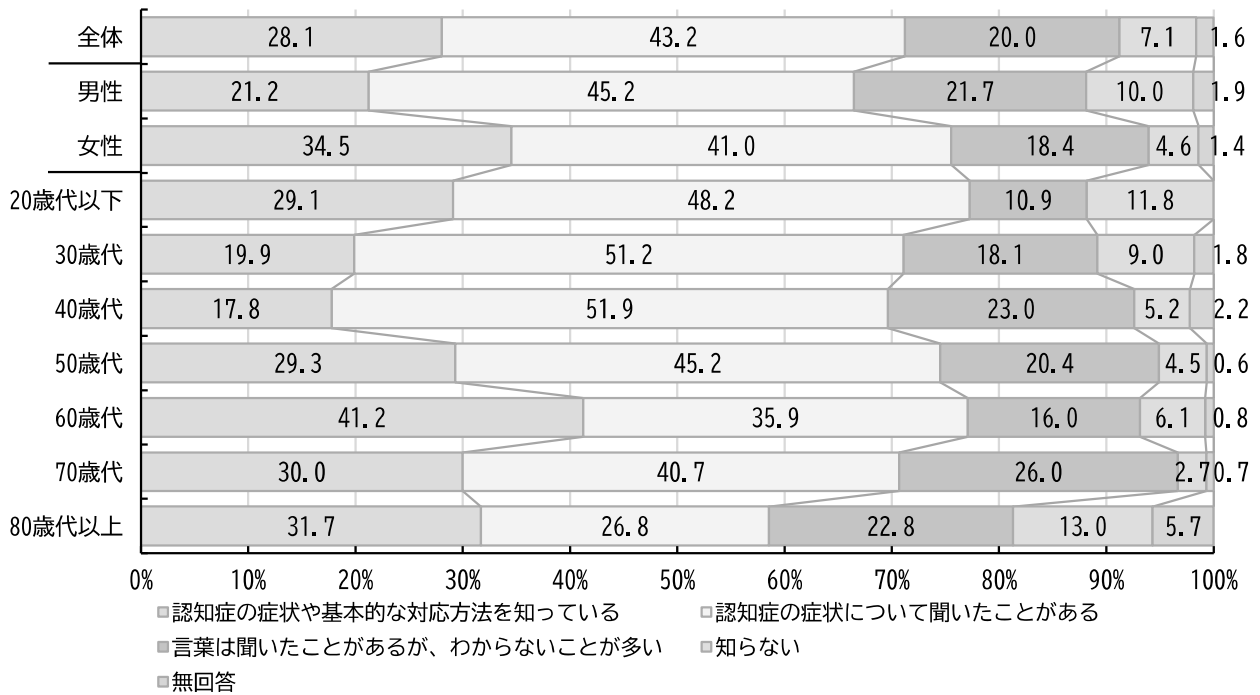
(9) 65歳以上の認知症\*有病者の推移



資料：中野区統計書及び、国研究事業による「数学モデルにより算出された2012年の性・年齢階級別認知症有病率」を用いて作成

平成 22 年（2010 年）には 9,363 人であった有病者数が、令和 12 年（2030 年）には、13,174 人となると予測され、20 年間で約 4,000 人増加することが見込まれます。特に女性は男性よりも高い傾向にあり、令和 12 年（2030 年）には 65 歳以上の女性の人口の 23.4%が認知症有病者となることが推計されます。

(10) 認知症についての理解度



出典：令和4年度(2022年度)健康福祉に関する意識調査

認知症の症状について、「知っている」「聞いたことがある」人は全体で71.3%ですが、そのうち「認知症の症状や基本的な対応方法を知っている」人は28.1%となっています。性別で見ると、女性の方が男性より理解度が高くなっています。

(11) 日常生活圏域\*について

平成 18 年度(2006 年度)の介護保険法改正の際、住み慣れた地域で介護サービス基盤を整備する単位として「日常生活圏域」の考え方が導入されました。

中野区では、4つの日常生活圏域を設定しています。日常生活圏域には、高齢者等の日常生活を支えるための拠点として、各1か所のすこやか福祉センター\*と2か所の地域包括支援センター\*を設置しています。



圏域	南部	中部	北部	鷺宮
面積 (km <sup>2</sup> )	2.96	4.48	4.31	3.84
人口 (人)	75,346	99,121	88,301	73,876
世帯数 (世帯)	48,903	64,867	55,427	43,479
高齢者人口 (人) (65 歳以上)	14,913	18,087	18,444	15,497
高齢者人口比率 (%)	19.8	18.2	20.9	21.0
特徴	新宿・渋谷に隣接し、地価は高い。中規模の商店街が点在している。高齢者入所施設基盤が少ない圏域である。	区役所本庁舎・中野駅・区内最大の商業地域が存在し、区の中心地となっている。高齢化率は区平均を下回っている。	特別養護老人ホーム*等の高齢者入所施設や病院等が集中した圏域である。高齢化率も高い。	定員の大きな2か所の特別養護老人ホーム等の高齢者入所施設のほか、都営住宅・公団住宅等が集中している圏域である。高齢化率も高い。

出典：保健福祉に関する基礎データ

(人口、世帯数、高齢者人口、高齢者人口比率は令和5年(2023年)10月1日現在)

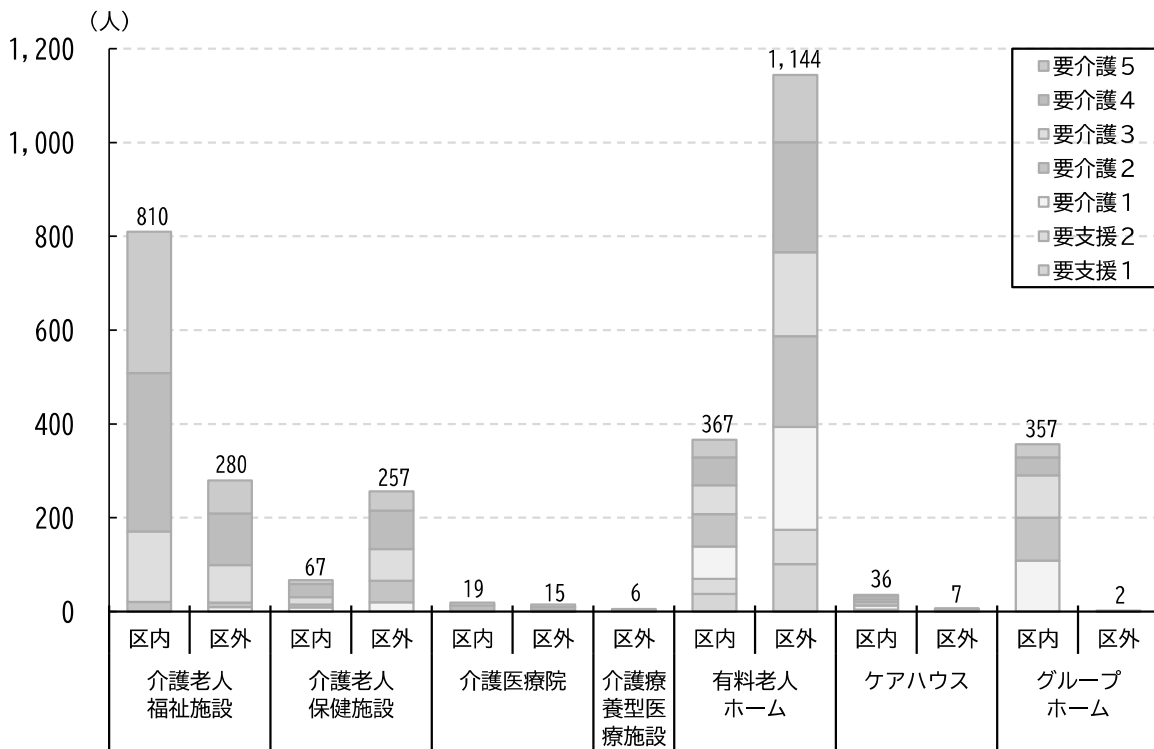


## (12) 区内介護保険施設\*等の状況

令和5年(2023年)10月現在の区内介護保険施設等の状況は下表のとおりです。

サービス名		南部 圏域	中部 圏域	北部 圏域	鷺宮 圏域	合計	
居宅サービス							
短期入所生活介護*	施設数	13				13	
	専用定員	108				108	
居住系サービス							
特定施設入居者生活介護*	施設数	20				20	
	定員数	1,314				1,314	
施設サービス							
介護老人福祉施設* (特別養護老人ホーム)	施設数	12				12	
	定員数	951				951	
介護老人保健施設*	施設数	2				2	
	定員数	164				164	
介護医療院*	施設数	1				1	
	定員数	102				102	
地域密着型サービス*							
認知症対応型通所介護* (認知症デイサービス)	施設数	2	3	4	2	11	
	定員数	15	58	46	36	155	
小規模多機能型居宅介護*	施設数	1	2	2	1	6	
	定員数	泊まり	9	14	14	7	44
		登録	29	58	53	29	169
看護小規模多機能型居宅介護*	定員数	泊まり	6			6	
		登録	29			29	
	通い	15			15		
認知症対応型共同生活介護* (認知症高齢者グループホーム*)	施設数	4	5	7	6	22	
	定員数	72	99	114	90	375	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護*	施設数	0	1	1	1	3	
夜間対応型訪問介護*	施設数	1				1	
	定員数	10				10	

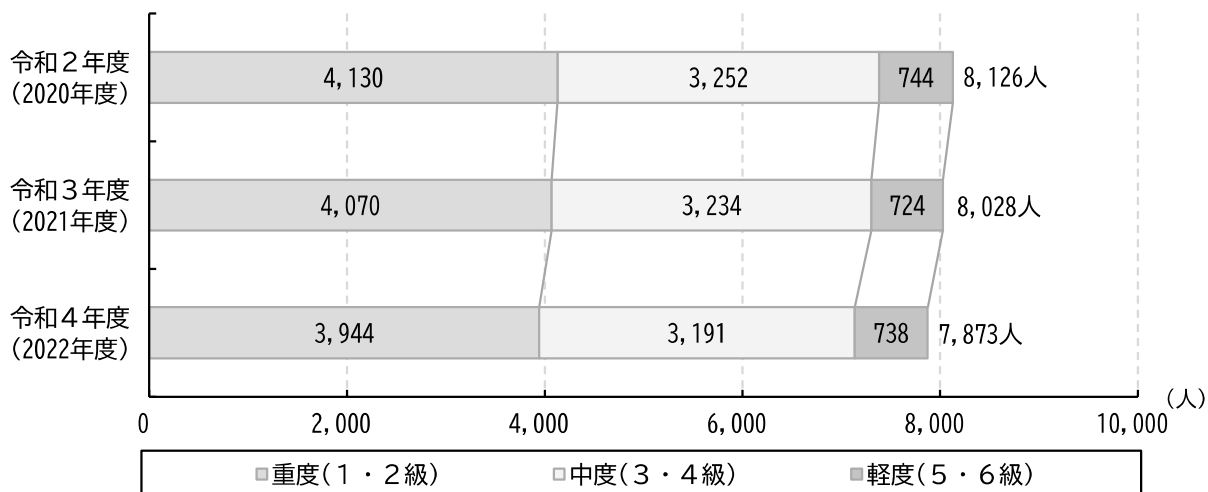
(13) 介護保険施設等入所者数



出典：中野区の介護保険給付データより作成

令和5年（2023年）6月現在、区の要支援・要介護認定者のうち、介護保険施設等に入所（居）している人は、3,367人です。内訳を見ると、有料老人ホームが最も多く、区内と区外合わせて1,511人となっています。

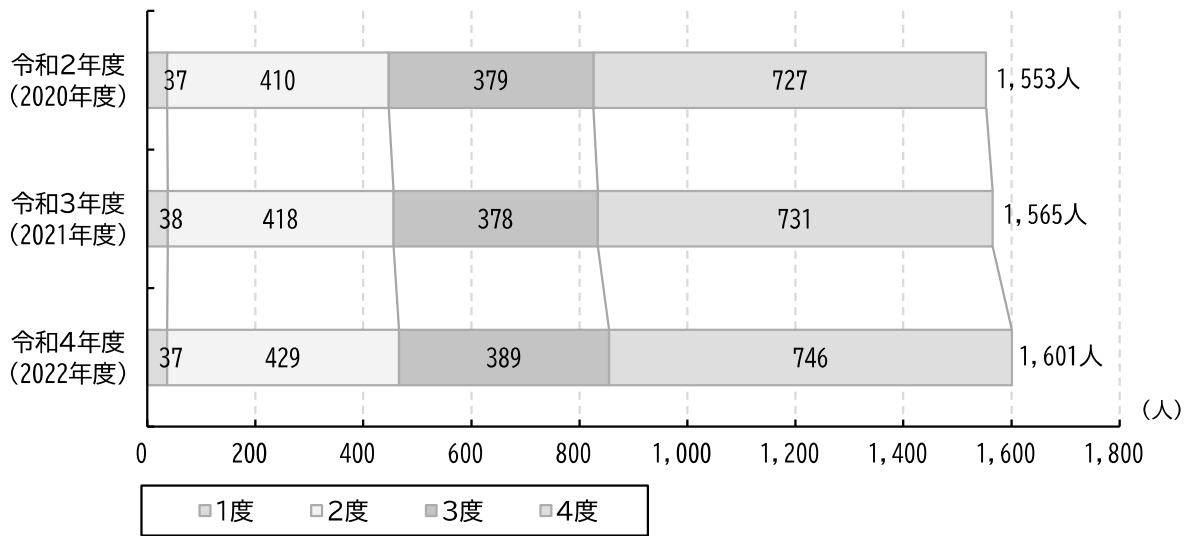
(14) 身体障害者手帳所持者数の推移



出典：中野区健康福祉部事業概要

令和5年（2023年）3月31日現在の身体障害者手帳の所持者数は、7,873人となっています。

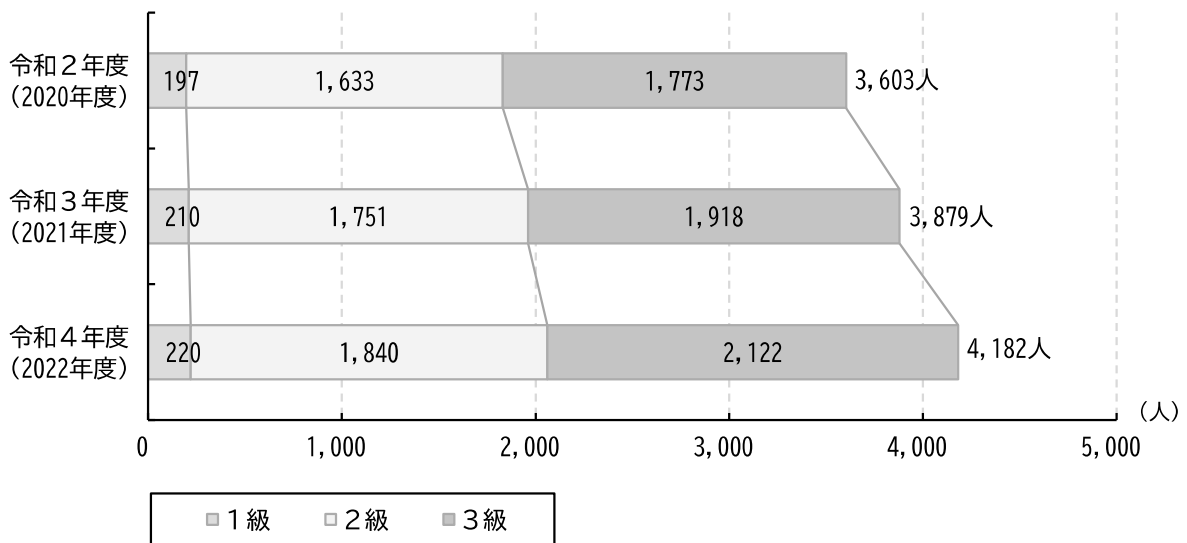
(15) 愛の手帳所持者数の推移



出典:中野区健康福祉部事業概要

令和5年(2023年)3月31日現在の愛の手帳の所持者数は、1,601人となっています。4度の手帳所持者数は増加しています。

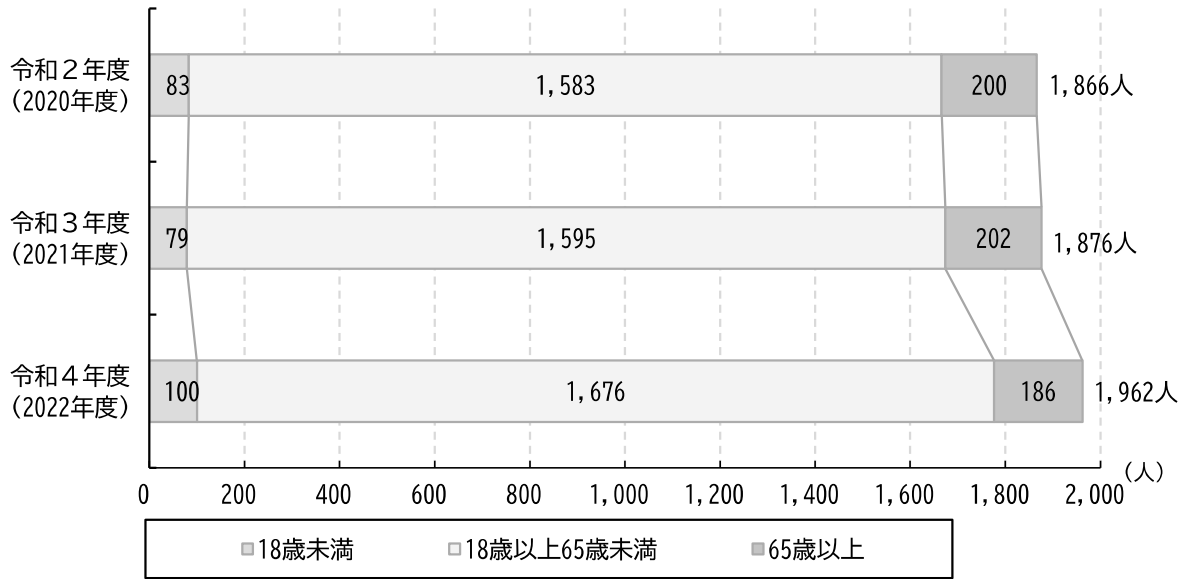
(16) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典:中野区健康福祉部事業概要

令和5年(2023年)3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、4,182人となっています。3級の手帳所持者数の伸び率が高い状況です。

(17) 障害福祉サービス等の支給決定を受けている人数の推移



資料：中野区高齢・障害福祉業務管理システムより作成(令和5年3月現在)

障害福祉サービス等の支給決定を受けている人は、増加傾向にあります。

(18) 区内障害者施設の状況

令和6年（2024年）1月1日現在の区内障害者施設の状況は下表のとおりです。

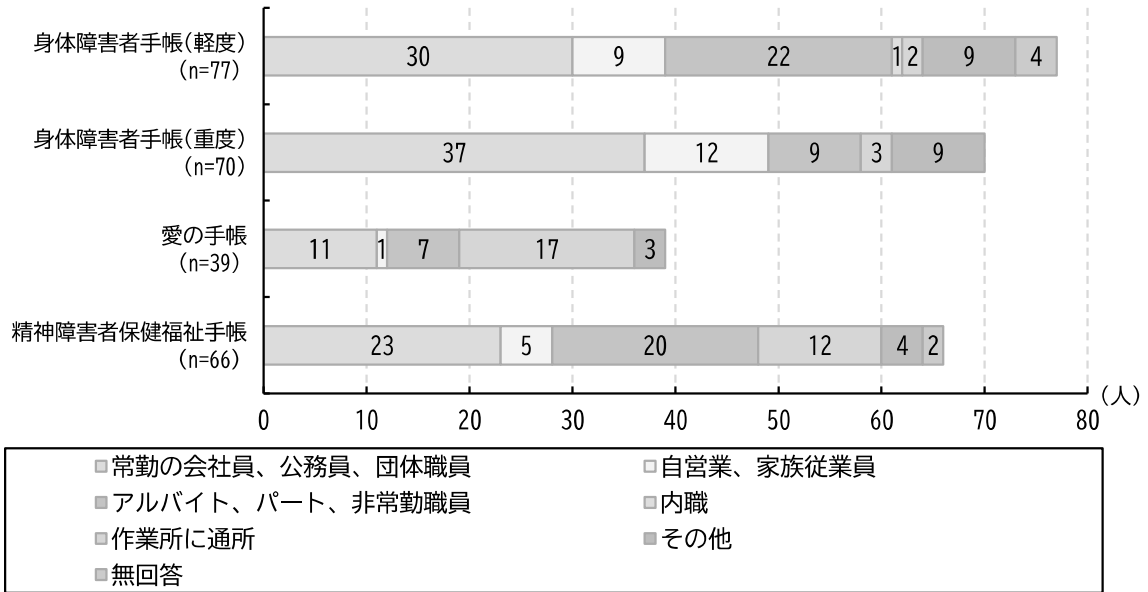
	サービス名称等	事業所数	定員数
障害者総合支援法に基づくサービス			
	居宅介護	69	—
	重度訪問介護	64	—
	同行援護	14	—
	行動援護	6	—
	重度障害者等包括支援	0	—
	生活介護*	13	330
	自立訓練（機能訓練）	1	20
	自立訓練（生活訓練）	3	58
	就労移行支援*	11	138
	就労継続支援*（A型）	2	29
	就労継続支援（B型）	14	353
	就労定着支援	5	—
	短期入所（福祉型）	7	18
	短期入所（医療型）	0	0
	自立生活援助	1	—
	共同生活援助* ※1	43	211
	計画相談支援	25	—
	地域移行支援	6	—
	地域定着支援	6	—
	施設入所支援	2	100
児童福祉法に基づくサービス			
	児童発達支援* ※2	18	210
	放課後等デイサービス* ※3	29	313
	保育所等訪問支援*	3	—
	居宅訪問型児童発達支援	1	—
	障害児相談支援*	16	—

※1 共同生活援助の事業所数は、ユニット数を記載。

※2 事業所数は放課後等デイサービスとの多機能型含む。定員は多機能型の放課後等デイサービスとの合算。

※3 事業所数は児童発達支援との多機能型含む。定員数は多機能型の児童発達支援との合算。

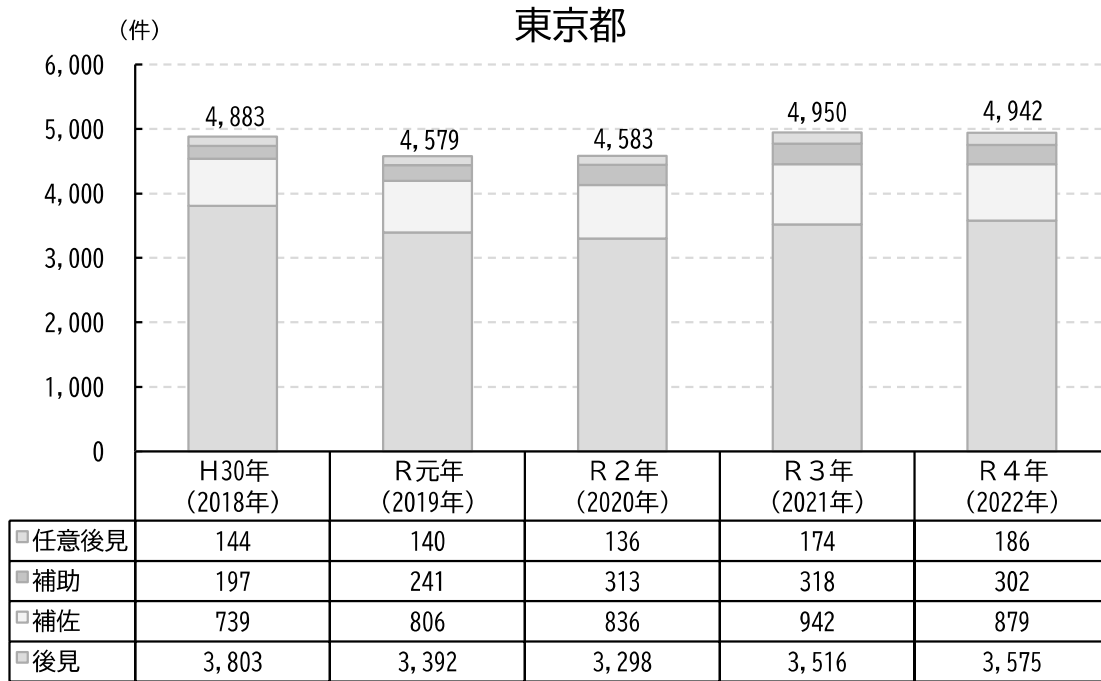
(19) 定期的に収入がある障害のある人の就労形態



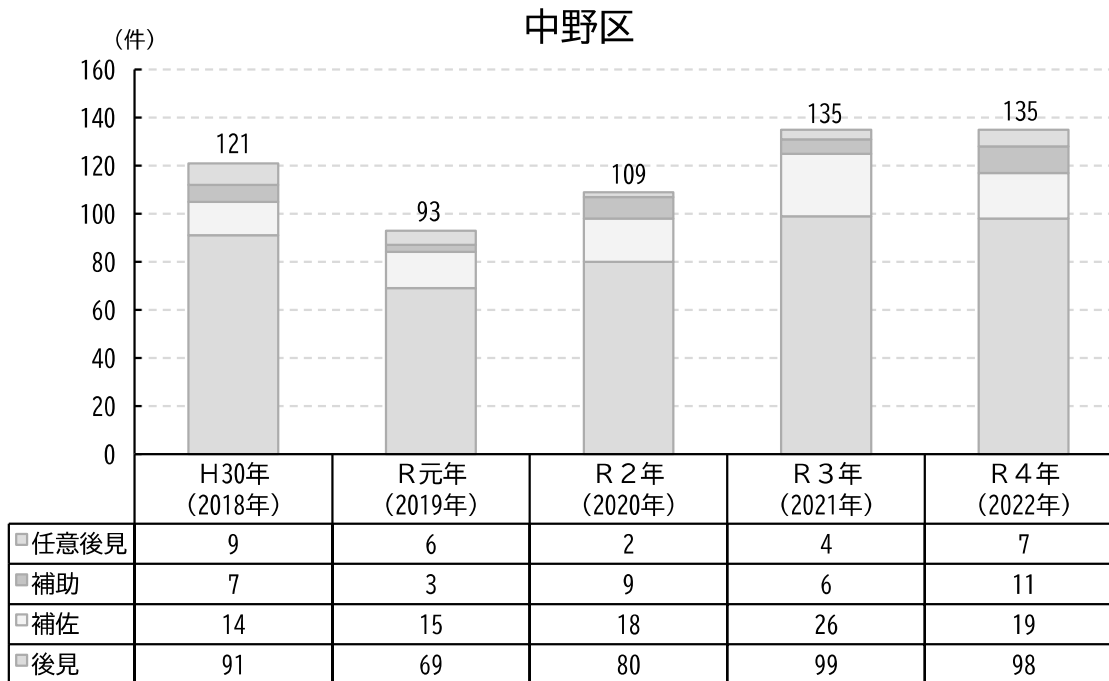
出典：令和4年度（2022年度）障害福祉サービス意向調査

定期的に収入がある人の就労形態をみると、身体障害、精神障害のある人では、「常勤の会社員、公務員、団体職員」の割合が最も多くなっており、知的障害のある人では「作業所に通所」の割合が最も多くなっています。

(20) 成年後見申立件数（都、区）の推移



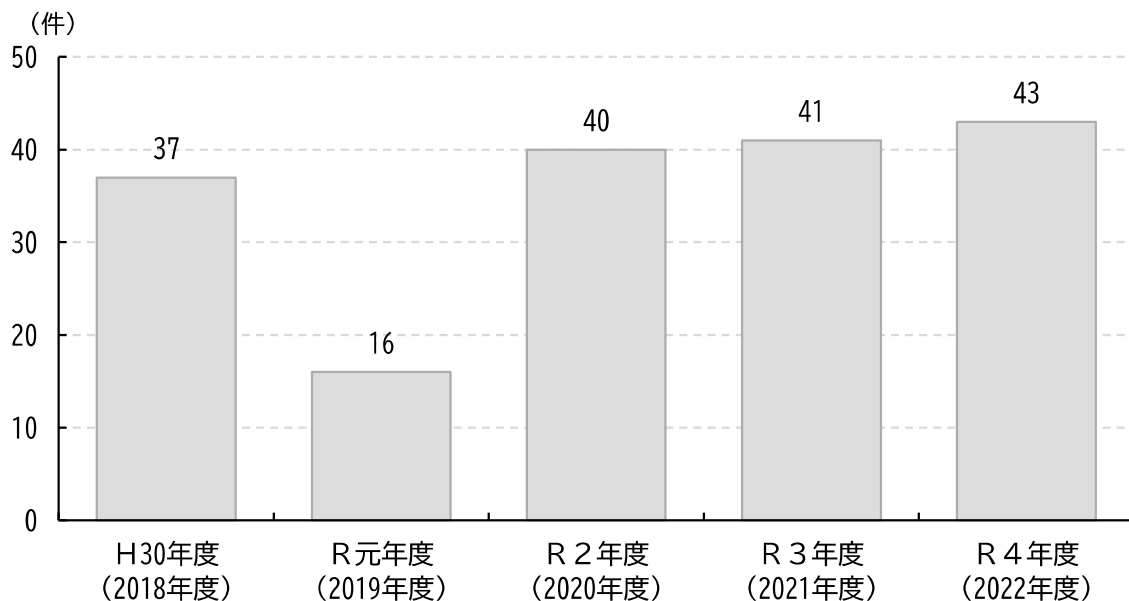
出典:中野区資料



出典:中野区資料

成年後見の新たな申立件数は、都・区ともに令和元年（2019年）から増加傾向にあり、類型別では後見が最も多くなっています。

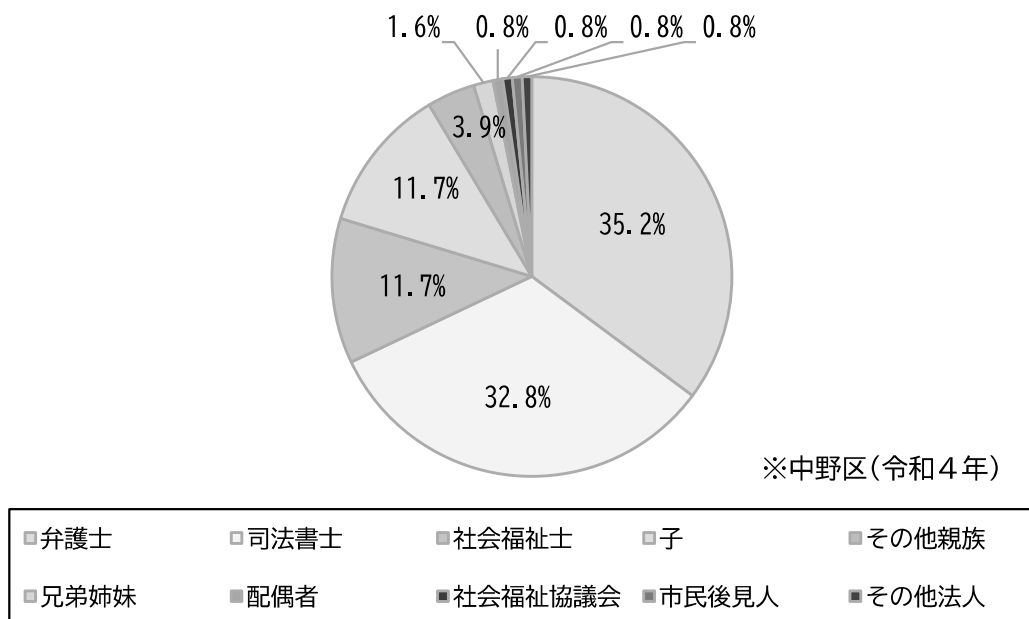
(21) 区長申立件数の推移



出典：中野区資料

中野区における区長申立件数は、令和元年度（2019年度）は減少しましたが、概ね40件程度で推移しています。

(22) 成年後見人等と本人との関係

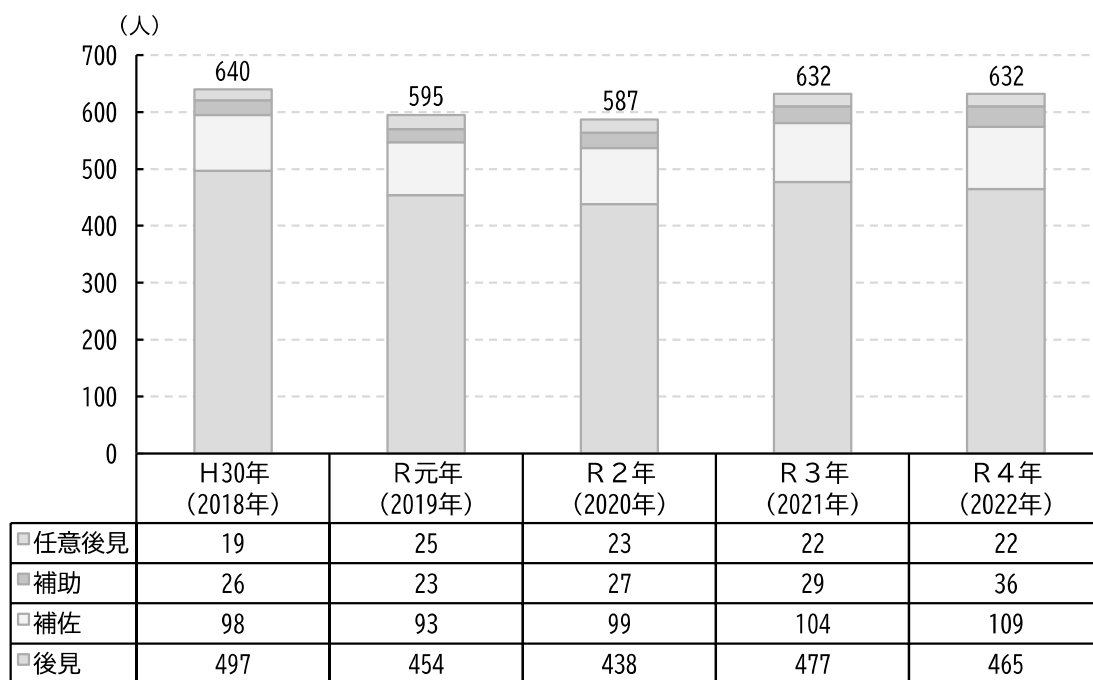


出典：中野区資料

成年後見人等は、弁護士が35.2%と最も多く、次いで司法書士(32.8%)、社会福祉士(11.7%)となっています。親族では、子が11.7%と最も多くなっています。



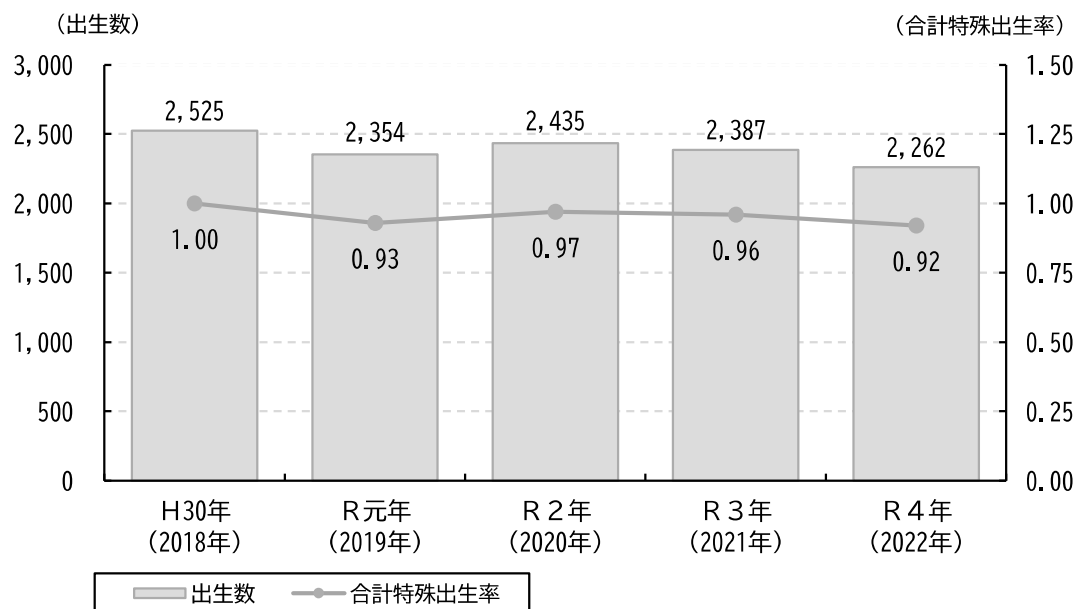
(23) 成年後見制度\*の利用者数



出典：中野区資料

成年後見制度の利用者のうち、「補助人」「補佐人」は令和元年（2019年）から増加傾向にあります。

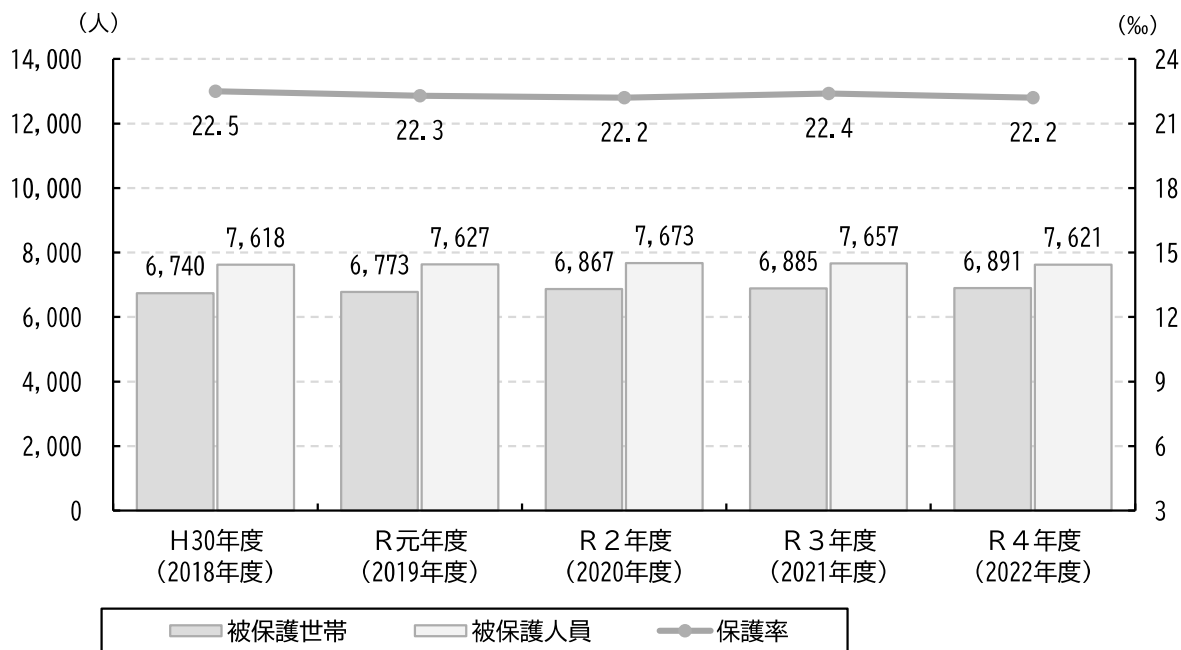
(24) 出生数と合計特殊出生率の推移



資料：中野区健康福祉部事業概要より作成

出生数は平成30年（2018年）から減少傾向にあり、合計特殊出生率は令和元年（2019年）以降1を下回っています。

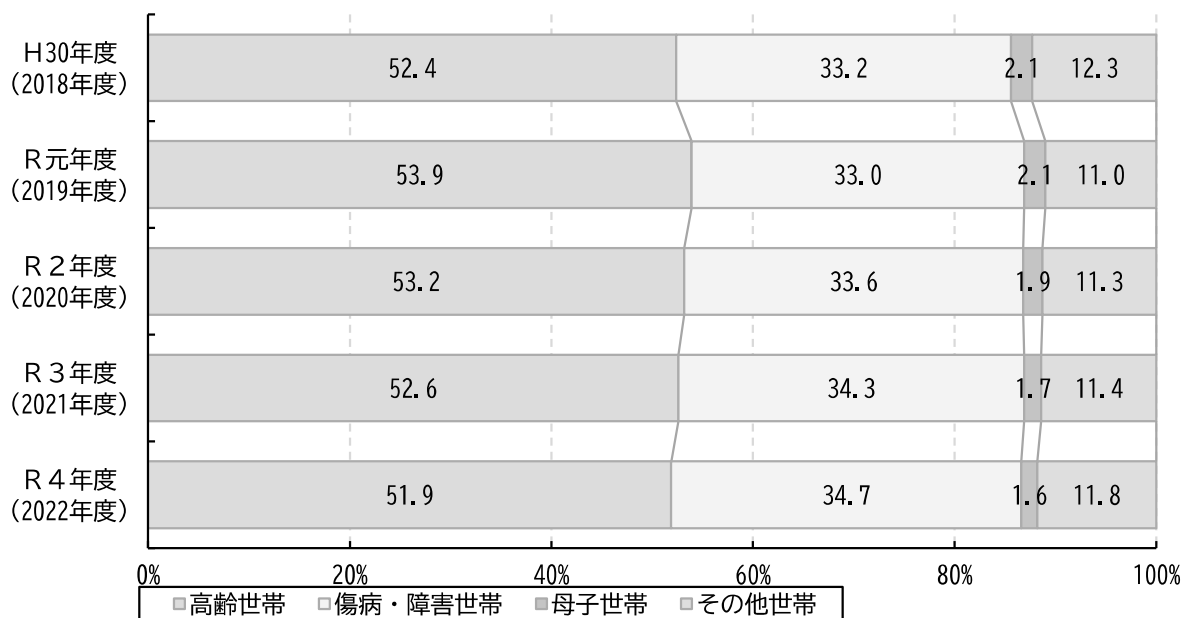
(25) 被保護世帯、被保護人員及び保護率の推移



出典：中野区健康福祉部事業概要

令和元年度（2019年度）以降、被保護世帯数、被保護人員及び保護率はほぼ横ばいとなっており、令和4年度（2022年度）の保護率は23区平均の20.9%を上回っています。

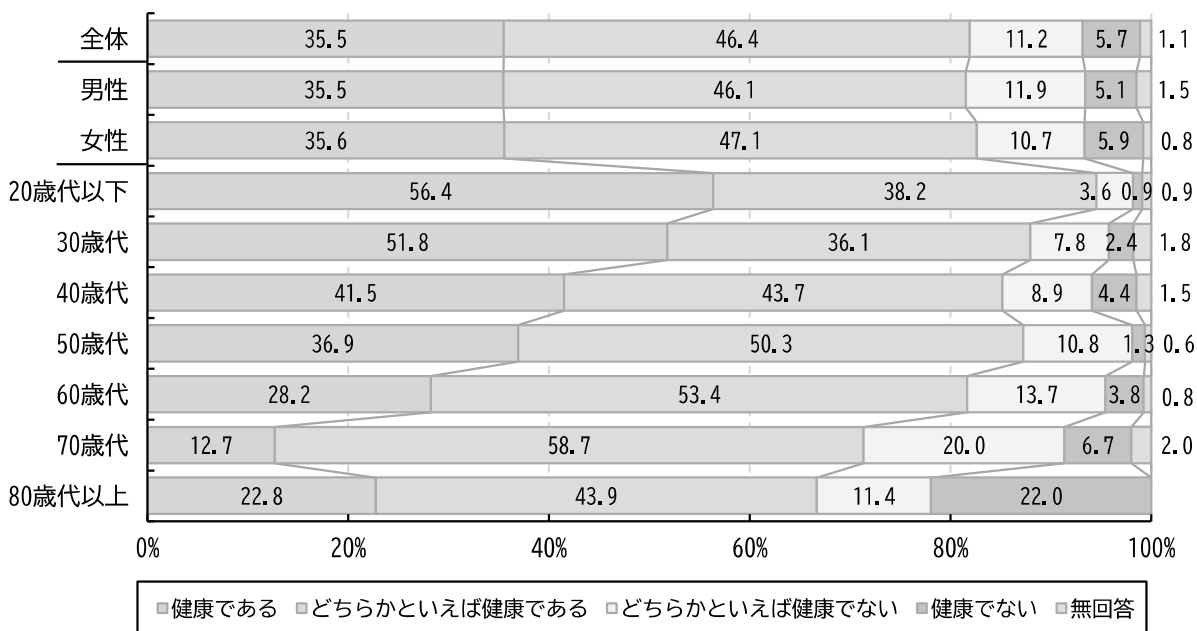
(26) 世帯類型別にみた生活保護の被保護世帯



資料：中野区健康福祉部事業概要より作成

世帯類型別にみると、「高齢世帯」の割合が減少傾向にある一方で、「傷病・障害世帯」の割合がやや増加傾向にあります。

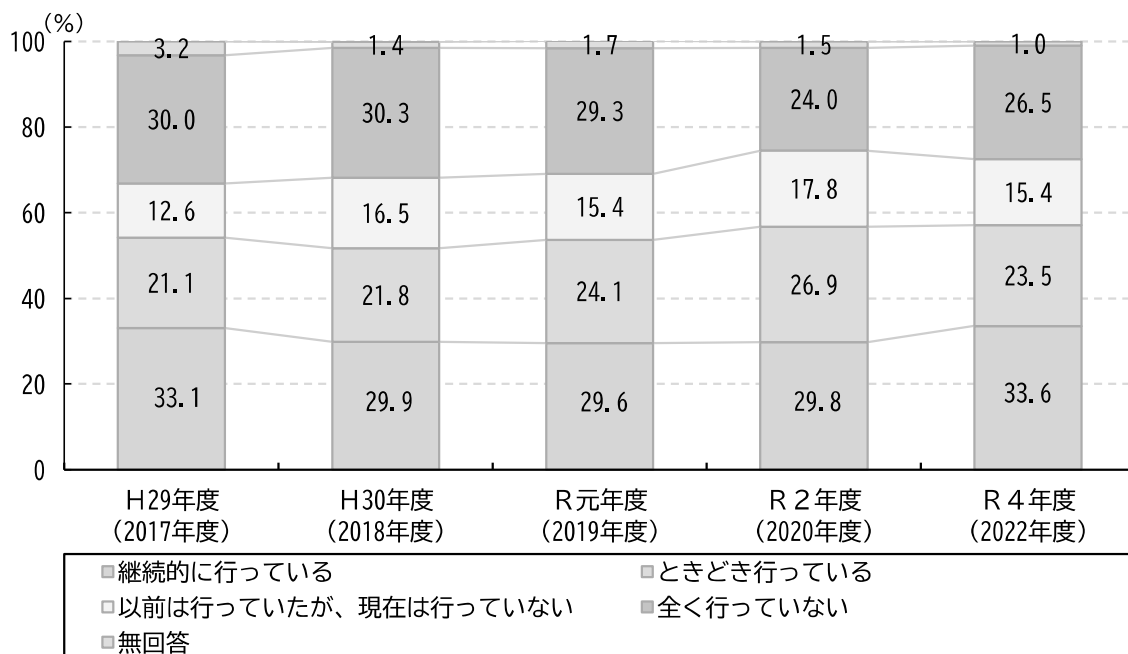
(27) 自身の健康状態



出典：令和4年度(2022年度)健康福祉に関する意識調査

全体では、「健康である」「どちらかといえば健康である」を合わせた割合は、8割を超えています。年代別にみると、50歳代を除き、年代が上がるほど減少しています。

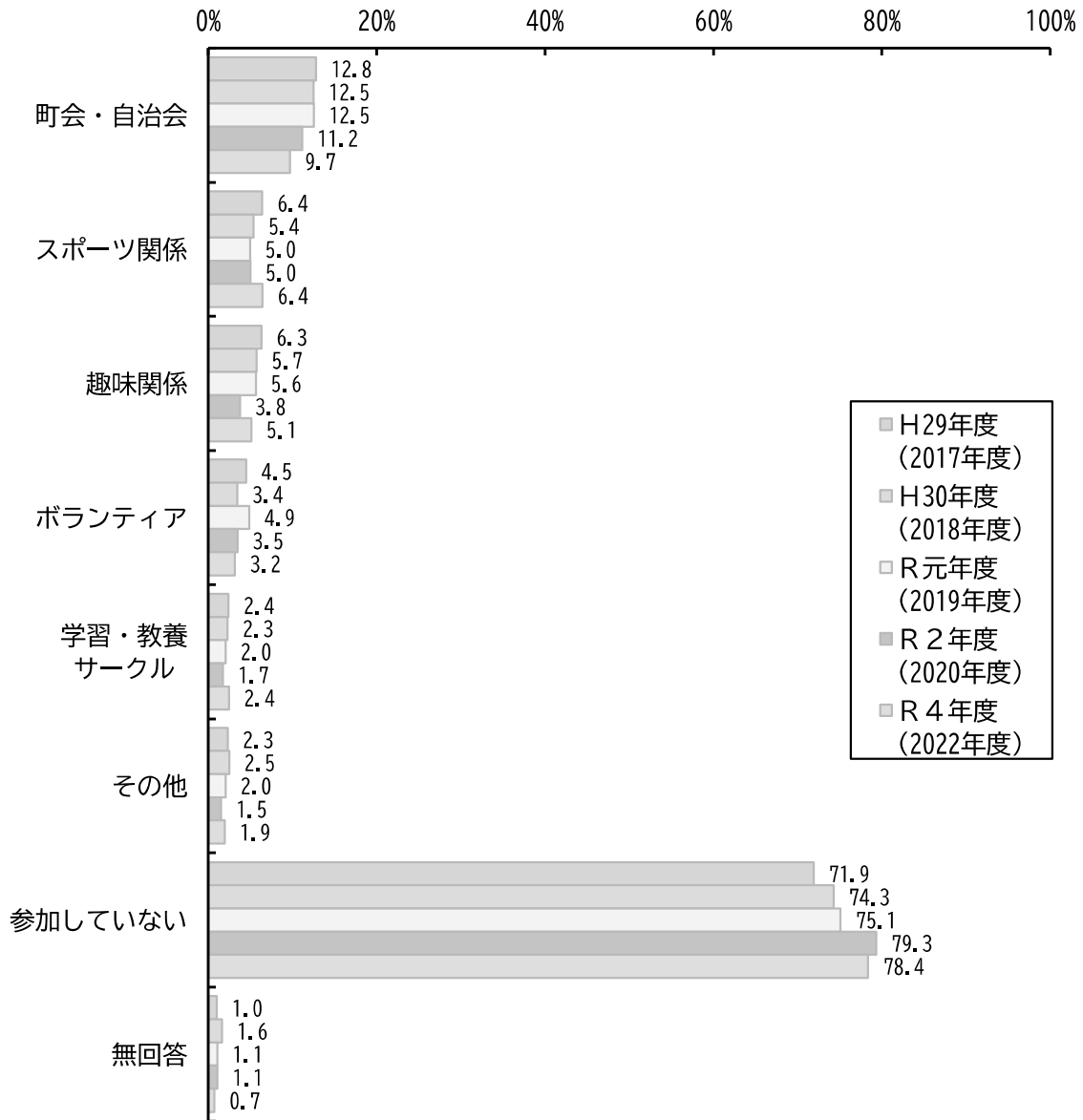
(28) 運動習慣（1回30分以上の連続した運動を週に1～2回以上行っている割合）



出典：令和4年度(2022年度)健康福祉に関する意識調査

運動を継続的に行っている人の割合は、令和元年度（2019年度）以降増加傾向にあります。

(29) 地域活動への参加状況

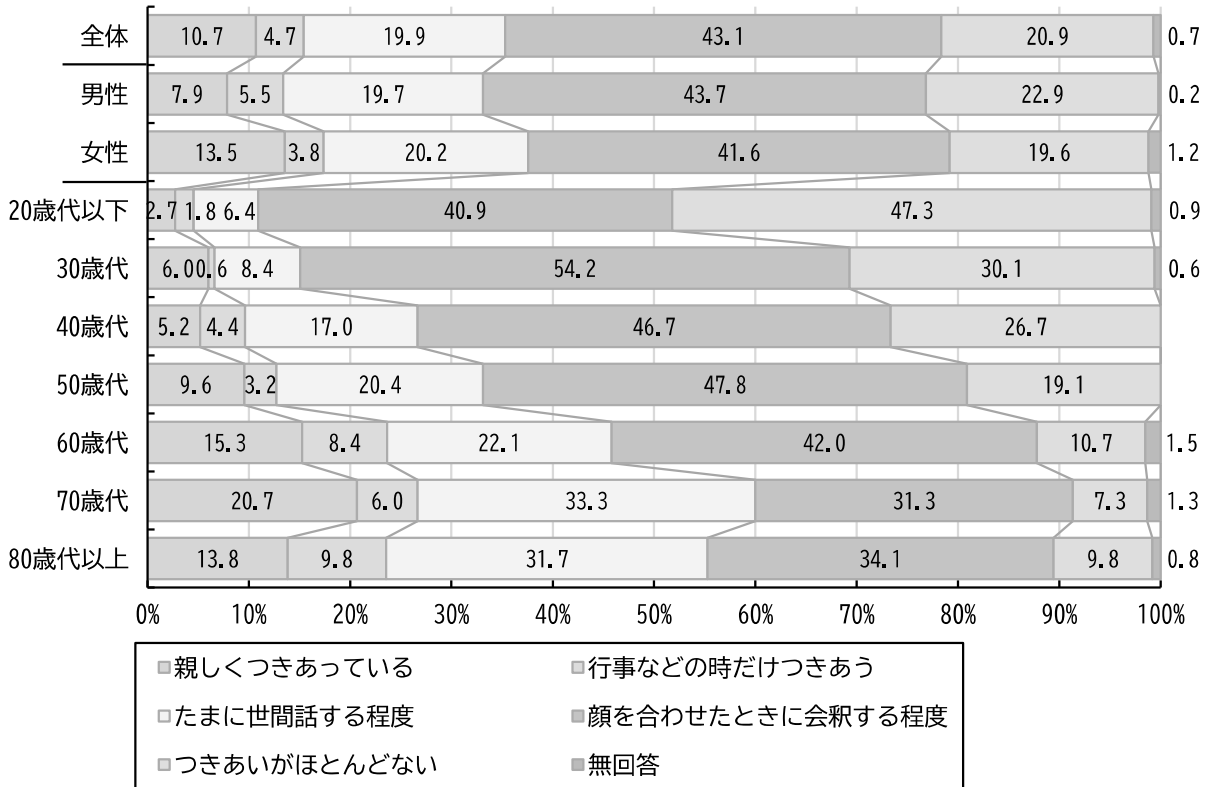


出典：令和4年度(2022年度)健康福祉に関する意識調査報告書

地域活動への参加状況は、「参加していない」が各年度で7割超と最も多くなっています。

参加している地域の活動としては、「町会・自治会」が最も多くなっていますが、経年で比較すると減少傾向にあります。

(30) 近所とのつきあい



出典：令和4年度（2022年度）健康福祉に関する意識調査報告書

近所とのつきあいの程度は、全体では「顔を合わせたときに会釈する程度」の割合が最も多くなっています。また、20歳代以下では、「つきあいがほとんどない」の割合が最も高くなっています。

### (1) 地域共生社会を目指すための地域包括ケア体制（システム）の必要性

今後、少子高齢化の一層の進展に伴い、生産年齢人口が減少していく中で、高齢者、子ども、障害のある人、その家族等、課題を抱える区民を支援していく必要性はますます高まっています。また、単身世帯の増加やライフスタイルの多様化は、地域における人間関係の希薄化につながっており、このような傾向は中野区のような都市部において、より顕著となっています。こうした中で、個人や世帯の抱える生きづらさやリスクも多様かつ複雑になっていることから、既存の制度やサービスだけでは解決が難しくなっています。中野区が、すべての人にとって安心して住み続けることができるまちであるためには、包括的な支援を質・量ともに確保していくことが求められています。

これまでの取組の中で、社会的に孤立している人や自らSOSを発信できない人に対する支援のあり方が重要な課題として浮かび上がってきました。

今後の社会においては、人と人が無理なくつながることができる仕組みや「支える側、支えられる側」という垣根を超えてすべての人に居場所ができるよう、新たな発想で支援やサービスを開発、コーディネートしていくことができるような環境整備や仕組みづくりが必要です。

### (2) これまでの区取組

区は、平成29年(2017年)に区内関係団体とともに「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」を策定し、区と区内関係団体が一体となって、住まい、健康づくり、見守り・支えあい、生活支援、医療等の支援が包括的に提供され、支援が必要な区民が安心して生活し続けられる体制として、地域包括ケアシステム（体制）の推進に重点的に取り組んできました。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域包括ケアの多くの取組も中止・縮小・延期などを余儀なくされ、地域活動の再開と継続が大きな課題となりました。また、雇用情勢は大きく変化し、社会的孤立や孤独に苦しむ人が増えるなど、以前には顕在化していなかった課題や新たな課題を抱える人に対する支援が求められています。

これらの状況を踏まえ、区では誰一人取り残されることなく、支援が必要なすべての人を対象とした「地域包括ケア体制」の実現を目指して、令和4年(2022年)、「中野区地域包括ケアシステム推進プラン」を改定し、「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」を策定しました。行政及び関係団体等が一体となって地域包括ケアに資する取組を着実に実行することにより、区における「地域包括ケア体制の実現」を推進してきました。

### (3) 区の推進体制

区は、保健福祉の総合的なワンストップ窓口としてすこやか福祉センターを整備するなど、対象者や分野を問わない包括的な相談体制や、多職種連携による支援体制、地域のネットワークづくりに取り組んでいます。

区の目指す地域包括ケア体制（システム）は、区の機関だけでなく、区内の関係団体等も含めた

中野区全体で実現していくものですが、区の推進体制の中核となる要素は次のとおりです。

①すこやか福祉センター（日常生活圏域）

高齢者や子ども、障害のある人やその家族などに対するワンストップの総合相談、支えあいのネットワークづくり、健康づくりと子育て支援、地域課題の把握と共有等、中野区の地域包括ケアの拠点として、区内4か所（中部、北部、南部、鷺宮）にすこやか福祉センターを設置しています。

②区民活動センター（日常区民活動圏域）

すこやか福祉センターの下に、住民主体の活動を推進する単位としての圏域（日常区民活動圏域・区内15か所）ごとに、区民活動センターを設置しています。

多職種の職員によるアウトリーチチーム\*（地区担当）を設置し、日常的な区民からの相談に対し、医療・福祉の観点からも、適切な支援につながるよう取り組んでいます。

★アウトリーチチーム（地区担当）

日常区民活動圏域（15の区民活動センター圏域）ごとに設置され、原則として、1圏域につき、区民活動センターに常駐している事務職、福祉職と、すこやか福祉センターに常駐している医療・福祉職で構成し、生活支援コーディネーター\*の役割を兼ねています。

アウトリーチチームは、地域団体の活動に参加し、相談しやすい関係性を構築する中で得た「気になる情報」から要支援者を発見し、伴走しながら、地域包括支援センター等の相談支援機関につないでいます。また、地域団体等と連携しながら、地域資源の発見、住民主体団体の活性化支援や立ち上げ支援、ネットワークづくりなどに取り組んでいます。

また、令和5年（2023年）4月からすこやか福祉センターにアウトリーチ\*推進係を新設し、アウトリーチ型支援の体制強化を図っています。

③地域ケア会議（地域包括ケア推進会議、すこやか地域ケア会議、地域ケア個別会議）

15の日常区民活動圏域を対象とした「地域ケア個別会議」、4つの日常生活圏域を対象とした「すこやか地域ケア会議」、中野区全域を対象とした「地域包括ケア推進会議」の3種類の会議体を設置しています。

地域ケア個別会議では、支援に関わる関係者が参加し、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した個別事例の解決策について検討しています。

すこやか地域ケア会議では、地域ケア個別会議で出された課題を集約し、地域課題を明らかにします。日常生活圏域で解決できる地域課題や取組について検討し、地域づくりや地域資源の開発を行います。

地域包括ケア推進会議では、すこやか地域ケア会議で検討された課題に関する有効な支援方法を施策化し、全区的な課題の解決を図ります。





# 第3章

## 中野区地域福祉計画





## 01 計画策定の背景・目的

国は、すべての人が地域でともに認め合いともに生活していく「地域共生社会」の実現を図るため、平成29年（2017年）に社会福祉法を一部改正し、これまで任意であった市町村地域福祉計画の策定を努力義務化するとともに、当該計画を「子ども・若者、高齢者や障害のある方などに関わる各施策を推進する上で共通して取り組むべき事項」を定めた福祉分野の上位計画として位置づけました。さらに、令和2年（2020年）の改正では、市町村地域福祉計画に「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」に関する事項を定めることが努力義務化されました。

中野区ではこれまで、「地域福祉計画」や「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」などの各計画に基づき、区や関係機関、関係団体等が連携して地域の課題に取り組んできましたが、少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化など、社会状況は大きく変化しています。また、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、孤独・孤立など、既存の福祉制度やサービスだけでは解決が困難な複雑化・複合化した課題に対応することが求められています。そして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会に大きな影響を与えました。地域における活動は中止や延期を余儀なくされるとともに、人とのつながりが減ったことにより、社会的孤立や生活困窮といった課題が、より深刻化しています。

どのような状況においても、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、「地域共生社会」の実現に向けた取組を一層充実する必要があります。中野区では、これまでの取組を充実させるとともに、新たな課題に取り組み、地域福祉を推進していくため「中野区地域福祉計画」を策定いたします。



# 02

## 施策体系と個別施策



## 主な取組

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 1 多様性を認め合う気運の醸成     | 5 高齢者・障害者の虐待防止施策の充実   |
| 2 性的マイノリティに関する理解の促進 | 6 子どもの虐待防止施策の充実       |
| 3 職員向け人権研修の実施       | 7 高齢者・障害者の権利に関する施策の充実 |
| 4 相談環境の充実           | 8 子どもの権利に関する施策の充実     |
|                     | 9 多文化共生社会の推進          |

- |                           |
|---------------------------|
| 1 ユニバーサルデザインの普及啓発・施策改善    |
| 2 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり |
| 3 避難行動要支援者への避難支援          |

- |                              |                    |
|------------------------------|--------------------|
| 1 誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり | 4 地域における介護予防の取組の推進 |
| 2 食育の推進                      | 5 健康づくり施策の推進       |
| 3 介護予防の充実と普及啓発の強化            | 6 学校部活動における地域人材の活用 |

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 1 身近な地域の人と知り合うきっかけづくり | 5 中高生年代向け施設の整備       |
| 2 高齢者の居場所や活動の場づくりの推進  | 6 学童クラブ整備・運営         |
| 3 認知症地域拠点の推進          | 7 子どもたちの安全・安心な居場所づくり |
| 4 障害者との交流機会の充実        | 8 障害者の就労支援           |

- |                |
|----------------|
| 1 地域活動の推進      |
| 2 見守り・支えあいの推進  |
| 3 新たな担い手の育成・支援 |
| 4 関係機関との連携     |

- |                              |                        |
|------------------------------|------------------------|
| 1 生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進       | 4 犯罪被害者等を支える環境づくり      |
| 2 生活困窮家庭への支援                 | 5 自殺を未然に防ぐ体制の整備        |
| 3 再犯防止や更生保護に向けた理解促進と関係機関との連携 | 6 認知症への理解促進と地域での対応力の向上 |

- |                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 1 地域包括ケア体制の構築の推進       | 7 発達に課題がある子どもへの相談支援体制の充実     |
| 2 活動を推進するための地域拠点の整備    | 8 住宅確保要配慮者に対するきめ細かな相談支援体制の推進 |
| 3 妊娠、出産、子育てトータル相談支援の実施 | 9 認知症の人を支える地域の相談支援体制の充実      |
| 4 子ども、若者に関する相談支援体制の強化  | 10 外国人が安心して暮らすための相談体制の充実     |
| 5 ヤングケアラー支援            | 11 犯罪被害者等への相談支援体制の充実         |
| 6 障害者の相談支援体制の強化        |                              |

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| 1 第三者評価受審の推進             | 5 障害者の地域生活を支える拠点整備    |
| 2 福祉・介護人材の確保、育成、定着の取組の推進 | 6 在宅療養の支援に向けた体制の強化    |
| 3 介護サービス基盤の整備            | 7 地域での医療提供の充実         |
| 4 精神障害者の地域移行の推進と体制整備     | 8 感染症対策における関係機関との連携強化 |

## 施策1 人権の尊重と権利擁護の推進

### 現状と課題

○「人権」は、誰もが生まれながらに持っている、人間らしく生きていくための権利です。一人ひとりが正しく人権問題を理解し、性的マイノリティ、国籍・文化等の多様性を個々に認め合う必要があります。中野区は、令和4年（2022年）に「人権及び多様性を尊重するまちづくり条例」を制定し、「全ての人がある能力を発揮し、自分らしく、心豊かに、安心して暮らすことができる地域社会を実現する」ことを目指しています。

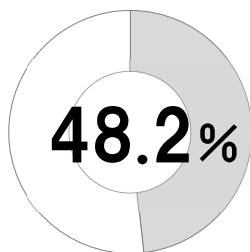
○近年、中野区への虐待相談件数は増加しています。相談支援体制を充実させ、関係機関との連携・協力体制を築きながら、虐待の未然防止、早期発見・迅速な対応につなげていく必要があります。

○高齢者、障害者、子ども、判断能力が十分でない人々も、本人の意思が尊重され、権利が守られる地域社会を築いていくことが求められます。

○区の外国人人口は20,000人を超え、今後も増加する見込みです。国籍や民族などの異なる人々が、お互いの違いを認め合いながら対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくため、多文化共生施策の一層の充実が求められます。

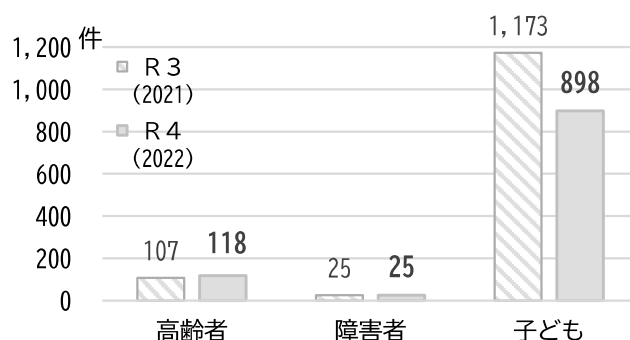
#### 現状データ

多様な人々が暮らす中で、人権や価値観が尊重されていると思う区民の割合



出典：中野区区民意識・実態調査

虐待の届出件数



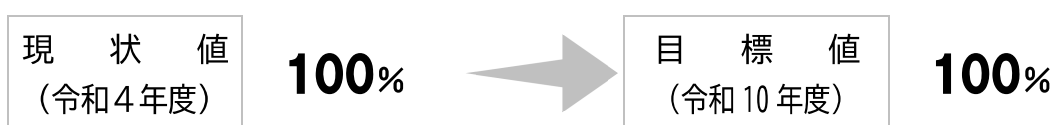
出典：中野区資料

## 成果指標

(1) 国籍や文化、年齢、障害、性別などが異なる多様な人々が暮らす中で、人権や価値観が尊重されていると思う区民の割合【出典：中野区区民意識・実態調査】



(2) 虐待の通報・届出に対応できた割合【出典：中野区資料】



## 目指すべき姿

区民の人権や財産が守られ、自分らしく暮らすことができる社会が実現しています。

## 主な取組

### 1 多様性を認め合う気運の醸成

企画課

区民等が国籍、人種、民族や文化、年齢や世代、障害、性別、性自認その他これらの複合的な要因による差別を受けることなく、あらゆる場面において個性や能力を発揮できる地域社会の実現に向けた取組を進めていきます。

### 2 性的マイノリティに関する理解の促進

企画課

区民や事業所に対し、多様な性に関する理解促進を図るため、パートナーシップ宣誓制度及び区民向け講座を実施します。

また、世代を問わず、理解促進を図るため、高齢層に向けたアプローチについて検討します。

### 3 職員向け人権研修の実施

職員課、企画課

同和問題、性的マイノリティへの差別等、様々な人権課題について、職員向けの研修を実施します。

### 4 相談環境の充実

企画課

性的マイノリティ専門相談窓口の普及啓発を強化するとともに、SNSを利用するなど、相談しやすい環境の整備を検討します。

### 5 高齢者・障害者の虐待防止施策の充実

福祉推進課、障害福祉課  
すこやか福祉センター

(1) 精神科医、弁護士等の専門職や関係機関と連携を深め、虐待防止研修の実施及び各種研修への参加促進等により、虐待対応に関わる職員のスキルアップを図ります。



(2) 高齢者及び障害者の虐待対応を迅速かつ適切に行うため、虐待対応マニュアルの共有化を図るとともに、地域包括支援センターや関係機関との連携を強化します。

(3) 高齢者虐待の防止に関するリーフレットやセルフチェックリスト等の作成・配布により、地域における高齢者の人権を擁護するための気運を醸成します。

高齢者虐待の未然防止や早期発見につなげるため、日頃から高齢者と関わりを持っている民生委員との連携について検討します。

## 6 子どもの虐待防止施策の充実

子ども・若者相談課、児童福祉課、すこやか福祉センター

(1) 家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動など様々な取組を行います。

(2) 児童相談所、すこやか福祉センター、学校、児童館、保育園、幼稚園など要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止や早期発見を図るとともに、迅速で適切な対応を行います。

## 7 高齢者・障害者の権利に関する施策の充実

福祉推進課、障害福祉課、すこやか福祉センター

(1) 判断能力が十分でない区民の権利を擁護するため、権利擁護サービスや成年後見制度を必要とする人の発見・相談対応、適切な後見人等候補者の選任支援、後見人等の支援、サービスや制度の普及啓発を総合的に推進します。

(2) 多様な障害の特性や合理的配慮\*についての理解促進を目的とした、区民向け講演会や意見交換会等を実施し、障害者に対する差別の解消を図ります。

## 8 子どもの権利に関する施策の充実

子ども・教育政策課

(1) 子どもの育ちを地域全体で支えるとともに、すべての人が子どもの権利を理解し、それぞれの生活・活動の中に子どもの権利の視点が取り入れられている状態を目指し、子どもの権利に関する条例に基づく取組を推進します。

(2) 子どもの権利侵害に関する相談に対して助言・支援を行うとともに、必要に応じて権利侵害の状況の調査や関係機関への調整等を行い、速やかな救済及び子どもの権利の保障を図ります。

運営にあたり、相談しやすい環境や雰囲気づくりを行い、子どもが相談しやすい相談手法について検討します。

## 9 多文化共生社会の推進

文化振興・多文化共生推進課、  
各窓口所管課

(1) 多文化共生意識の醸成を図るため、異文化に触れる交流イベントを積極的に開催するなど、外国人の文化や生活習慣への理解を深める機会を充実します。

また、外国人が地域の一員として地域社会に参画しやすい環境を整備します。

さらに、NPO法人等の外国人支援団体と連携しながら外国人のニーズ把握に努め、それらを踏まえた取組を検討します。

(2) 外国人が、言語や習慣の違いにとらわれず不自由なく生活できるよう、行政手続や窓口等における多言語化を推進します。

また、外国人とコミュニケーションを取る際に有効であるやさしい日本語の活用及び普及啓発を図るなど、地域においても日本語学習の機会を充実させ、言語によるコミュニケーションの円滑化に向けた環境を整備します。

(3) 多文化共生の取組を一体的に進めていくために、庁内との連携を強化するとともに、中野区国際交流協会がより効果的に多文化共生事業を実施できるよう支援します。

また、町会・自治会や区内大学などの関係団体と情報共有や連携事業の検討を進めます。

## 施策2 暮らしやすい生活環境の整備

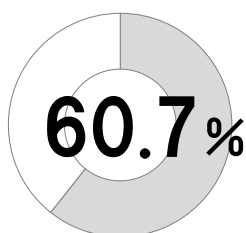
### 現状と課題

○中野区では、すべての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化の実現に向けて、平成30年（2018年）に中野区ユニバーサルデザイン推進条例、令和元年（2019年）に中野区ユニバーサルデザイン推進計画を策定しました。令和6年（2024年）3月には中野区ユニバーサルデザイン推進計画（第2次）を策定予定であり、取組を進めています。ユニバーサルデザインの理解と実践が進んだまちの実現に向け、効果的な施策を実施、推進する必要があります。

○地震や台風、局地的集中豪雨など大規模自然災害の発生するリスクが高まる中、地域においては災害に強い体制づくりが求められています。人命の保護を最大限に図るため、自力で避難することが困難な方の避難支援の充実を図るなど、実効性を高めていく必要があります。

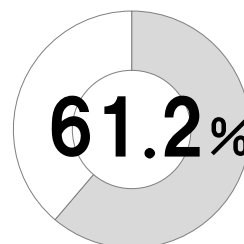
#### 現状データ

ユニバーサルデザインの認知度



出典：中野区区民意識・実態調査

区内移動の快適性に関する満足度



出典：中野区区民意識・実態調査

## 成果指標

(1) ユニバーサルデザインの認知度【出典：中野区区民意識・実態調査】



(2) 区内移動の快適性に関する満足度【出典：中野区区民意識・実態調査】



## 目指すべき姿

ユニバーサルデザインの理解が進み、安全・安心に生活できるまちづくりが進んでいます。

## 主な取組

### 1 ユニバーサルデザインの普及啓発・施策改善 企画課

ユニバーサルデザインの考え方を地域に根付かせていくために、区民等に対する普及啓発イベント、ユニバーサルデザインサポーター養成事業等や区職員への研修などによって意識の醸成を図るとともに、ユニバーサルデザイン視点での施策の段階的・継続的な改善を図ります。

### 2 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

都市計画課、中野駅周辺まちづくり課、交通政策課、道路建設課、障害福祉課、福祉推進課

- (1) 中野区バリアフリー基本構想の「重点整備地区における施設別のバリアフリー化の方針」に基づき、障害者や高齢者をはじめ、すべての人が使いやすいよう配慮された施設を誘導します。
- (2) 中野駅周辺では、まちの利便性・回遊性の向上、交通結節点としての機能強化を図るため、各地区の開発と連携した駅前広場や歩行者デッキ、滞留空間の整備により、安全で快適な歩行者優先・公共交通指向のまちづくりを進めます。
- (3) 区内の公共交通ネットワーク形成の検討により、誰もが区内を円滑に移動できるよう環境整備を進めます。また、公共交通による移動が困難な方への支援を実施します。景観にも配慮した歩行空間の創出を目的として、歩車道の段差解消、歩道の勾配緩和等のバリアフリー化を推進します。

### 3 避難行動要支援者への避難支援

地域活動推進課、すこやか福祉センター、防災危機管理課

「災害時個別避難支援計画書」の必要性や活用などについて広く周知し、計画書の作成を促進するとともに、発災時を想定した「災害時避難行動要支援者名簿」と「災害時個別避難支援計画書」を活用した訓練や検証、要支援者の安否確認等を行う協定事業者との連携強化などにより、迅速で的確に安否確認、救援活動が行える体制を整えます。

さらに、関係団体、関係機関と調整し、支援者のいない要支援者への支援を目指します。

## 施策3 健康的な生活習慣の定着

### 現状と課題

○区民が生涯を通じ、地域において楽しみながら、日常的に運動やスポーツを行う習慣を作ることが、健康寿命の延伸に効果的です。ライフスタイルに応じ、区民一人ひとりに様々なきっかけを提供していくとともに、年齢や性別、障害の有無に関わらず、スポーツ・健康づくり活動に参加できるよう支援することが重要です。

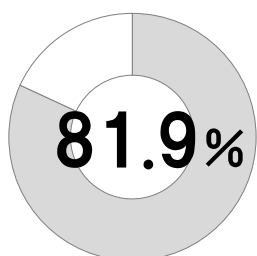
○子どもから高齢者までライフステージ\*に合わせた食育を広げるため、乳幼児親子や学齢期の子どもと保護者に対する食習慣等についての意識啓発や、暮らしの中で自然と健康的な食生活を送りやすい環境づくりを推進する必要があります。また、区民がいくつになっても健康で質の高い生活を送ることができるよう、歯と口からの健康づくりに取り組む必要があります。

○高齢期における健康状態は、長年にわたる生活習慣の積み重ねによって形成されるため、日頃から介護予防や健康づくりに取り組む必要があります。望ましい生活習慣の定着に向け、ライフステージに応じた意識の啓発と主体的な取組を促していく必要があります。

○令和4年度（2022年度）のスポーツ庁・文化庁の検討会議の提言を受け、全国で部活動を地域移行していく検討が進められています。区においても部活動地域移行検討委員会を設置し、地域移行について検討を進めています。令和7年度（2025年度）末の部活動の地域移行の拡大に向けた取組が求められます。

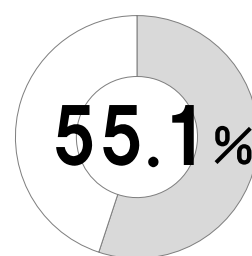
## 現状データ

自身の健康状態を「よい」と思う区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

食べ物や食生活に関して栄養バランスや規則正しい食生活を心がけている人の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

## 成果指標

(1) 自身の健康状態を「よい」と思う区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



(2) 食べ物や食生活に関して栄養バランスや規則正しい食生活を心がけている人の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



## 目指すべき姿

ライフステージに合わせた健康づくりに取り組みながら、区民がいきいきとした生活を送っています。

## 主な取組

### 1 誰もが身近に運動・スポーツ活動に取り組める環境づくり スポーツ振興課

- (1) スポーツ施設の利用促進や民間活力の活用などを図りながら、スポーツ活動の場の確保・充実に取り組めます。
- (2) 年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、区民が日常的に運動や健康づくりに取り組むことができるコミュニティの形成を推進していきます。
- (3) 区民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ公認クラブを目指すため、クラブの育成や支援に取り組み、活動の活性化や発展に取り組めます。
- (4) 区民のスポーツへの興味や関心を高めるため、トップアスリートや企業・大学等との連携により、スポーツの魅力を伝える取組を推進します。

### 2 食育の推進

保健企画課、保健予防課、  
すこやか福祉センター

- (1) 子どもから高齢者まで、ライフステージに合わせて、栄養バランスのとれた食事の大切さや健康的な食習慣、歯と口腔のケア等の普及啓発を進めていきます。
- (2) 区内飲食店等と連携し、健康的な食事内容の推奨など、暮らしの中で自然に健康的な食生活を送ることができる環境づくりを推進します。

### 3 介護予防の充実と普及啓発の強化

介護・高齢者支援課

高齢による虚弱化を早期に発見するため、高齢者が自身の身体状態を客観的に把握できる機会を提供し、専門職による運動習慣につながる助言を行います。  
また、本人だけでなく家族や地域の関係者など幅広い層への普及啓発を強化します。



## 4 地域における介護予防の取組の推進

介護・高齢者支援課、  
すこやか福祉センター

高齢者会館を健康づくりや介護予防事業の拠点施設に位置づけ、身近な地域での介護予防の取組を推進します。

また、地域の自主活動団体等に対し、運動や生活機能改善に向けたアドバイスや技術的支援を行うなど、区民による主体的な介護予防の取組を促進します。

## 5 健康づくり施策の推進

保健企画課、保健予防課、すこやか福祉センター、スポーツ振興課、福祉推進課

- (1) 「健幸（個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むこと）」をまちづくりの基本に据えた、新しい都市モデル「Smart Wellness City」の理念を踏まえ、産官学の連携を図りながら、健康づくり施策を推進するための具体的な方策について検討します。
- (2) 栄養・運動・休養の調和がとれた望ましい生活習慣の定着に向けて、ライフステージに応じた健康づくり施策や長期の座位時間の削減等、健康意識の啓発を進めます。
- (3) 心の悩みのある区民に対する相談支援と、メンタルヘルスへの正しい知識を広げる心の健康づくりの取組を推進します。

## 6 学校部活動における地域人材の活用

指導室、スポーツ振興課

地域の多様な人材を活用しながら、学校教育の一環としての部活動の地域移行の推進について検討し、実現を目指します。

## 施策4 交流の場や機会の充実

### 現状と課題

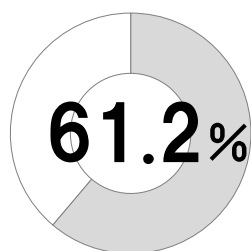
○近所とのつきあいがほとんどない人の割合は増加傾向にあります。人とのつながりや社会との関わりが希薄になっている人、認知症の人、その家族の人等の孤立を防ぐために、居場所づくりや同じ悩みを抱えた人同士の交流の機会が必要になっています。

○児童虐待、不登校、いじめ、自殺など子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境は大きく変化しています。それに伴い、家庭や学校以外の多様な居場所づくりの必要性が一層高まっています。子どもの成長段階やニーズに応じた安全・安心な居場所づくりに取り組む必要があります。

○障害者が地域で自立して生活するためには、就労による経済的な基盤の確立が必要です。令和4年度（2022年度）に実施した「障害福祉サービス意向調査」によると、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）における定期的な就労について、収入があると回答した障害者は57%でした。職場による障害への理解や合理的配慮の提供が進み、障害の特性に応じた勤務形態を地域社会全体で増やす必要があります。

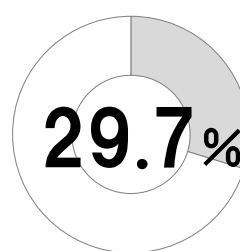
### 現状データ

人とのつきあいがないと感じる区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

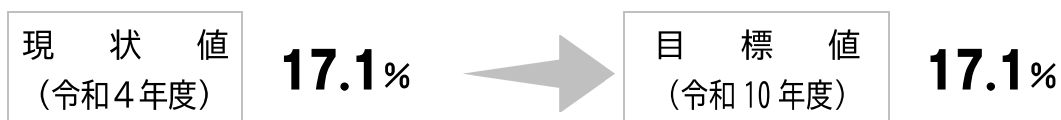
住民同士の交流の場があると感じている区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

## 成果指標

(1) 自分は他の人から孤立していると感じている区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



(2) 住民同士の交流の場があると感じている区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



## 目指すべき姿

地域における交流の場や就労を通して、人々のつながりが広がっています。

## 主な取組

### 1 身近な地域の人と知り合うきっかけづくり 地域活動推進課

区民公益活動団体支援講座や交流会の実施を通して、地域での人と人とのつながりや交流を広げるための町会・自治会、地域活動団体等による活動を支援します。

### 2 高齢者の居場所や活動の場づくりの推進 すこやか福祉センター 介護・高齢者支援課

町会・自治会、中野区社会福祉協議会\*、中野区シルバー人材センター、地域で活動するボランティア団体等と連携しながら、社会状況の変化に対応した高齢者の居場所や活動の場づくりを進め、健康生きがいづくりや就労等の活動を支援します。

### 3 認知症地域拠点の推進 地域包括ケア推進課

認知症の人やその家族・支援者が孤立せず、相談や情報交換ができるよう、オレンジカフェ\*などの通いの場や身近な地域拠点を推進します。

また、より多くの区民に認知症地域支援事業を理解してもらうため、普及啓発を図ります。

### 4 障害者との交流機会の充実 障害福祉課

障害の有無に関わらず区民が交流できるサロン事業等について検討、実施し、交流の場を充実します。

### 5 中高生年代向け施設の整備 育成活動推進課

若者の活動・交流の拠点として、中高生年代の意見を聴きながら中高生年代向け施設を整備します。

## 6 学童クラブ整備・運営

育成活動推進課

保護者の就労等により、放課後、適切な保護を受けられない児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。

## 7 子どもたちの安全・安心な居場所づくり

育成活動推進課、指導室

- (1) 地域の様々な大人が参画し、学校施設や公共施設を活用して、放課後や休日に子どもたちの安全・安心な活動の拠点や居場所を提供します。
- (2) 利便性を考慮し、北部地域におけるフリーステップルームの整備について検討します。

## 8 障害者の就労支援

障害福祉課

- (1) 障害者が各々の希望に応じた働き方や働く場を選択でき、安心して障害の特性や心身の状況に合わせて働き続けられるよう、就労支援センターを中心として関係機関との連携を進め、就労及び定着・生活支援を一体的に行います。  
さらに、実習受入奨励金といった助成制度について周知するなど、企業等が障害者雇用を促進するための働きかけを強化します。
- (2) 働く意欲がより一層高まるような工賃の向上を目指して、自主生産品の販売促進に向けた取組や、実現性・実効性のある製品開発の工夫について検討します。

## 施策5 地域における支えあい活動の推進

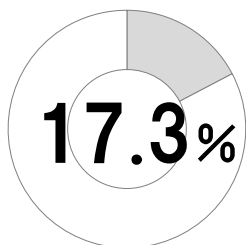
### 現状と課題

○地域の見守り・支えあい活動や子育て支援活動をはじめとする地域における公益的な活動を行う団体では、活動を担う人材が不足しています。地域において活動を活性化させるためにも、活動意欲のある人が地域で活躍できるよう支援するとともに、地域の様々な活動をつなげる仕組みづくりや団体と地域の多様な人材のマッチングなどを促進する必要があります。

○多岐にわたる区民ニーズに対応するため、公益的な団体の活動は重要性を増しています。活動の促進を図るとともに、団体間の連携の強化が必要です。

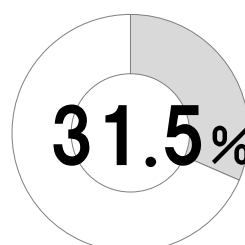
#### 現状データ

見守り・支えあい活動をしている  
区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

町会・自治会活動やボランティア活動に参加し  
たいと思っている区民の割合



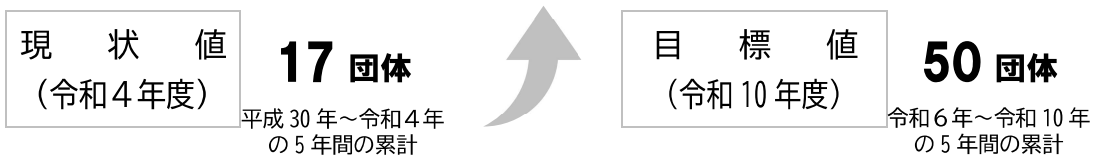
出典：中野区区民意識・実態調査

## 成果指標

(1) 地域活動を行っている区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



(2) 地域課題の解決に取り組む団体の新規立上げ支援数【出典：中野区資料】



## 目指すべき姿

多世代の人や関係団体が地域活動へ参加し、交流が活発に行われるとともに、地域での見守り・支えあいが充実しています。

## 主な取組

### 1 地域活動の推進

地域活動推進課

地域への関心を高めるため、電子掲示板WEBアプリケーション「ためまっぷなかの」等を活用するなど、暮らしに関する身近な情報や地域における活動・交流の機会などに関する情報を発信します。

### 2 見守り・支えあいの推進

地域活動推進課  
地域包括ケア推進課

(1) 世代を問わず誰もが気軽に参加できるイベントや交流会の実施を通して、近隣住民同士の顔の見える関係づくりを広げます。

また、支援を必要とする人と支援する人をつなげる仕組みづくりや見守り・支えあい活動を担う人や団体への支援を進めます。

さらに、若年層や中高年を地域に取り込むためのアプローチについて検討します。

(2) 区と町会・自治会や民生・児童委員をはじめとする地域の見守り・支えあいを担う団体・機関の連携体制を強化し、見守り・支えあい活動のさらなる活性化を図ります。

さらに、ICT\*（情報通信技術）を活用した地域における見守りについて引き続き検討し、見守り体制の充実を図ります。

(3) 「高齢者等の見守りに関する協定」を締結している事業者との情報共有や地域との連携をさらに強化します。

また、協定を締結する事業者を増やすため、積極的に働きかけを行います。

### 3 新たな担い手の育成・支援

地域活動推進課  
子育て支援課

(1) 地域活動には、「負担感が強い」、「大変そう」というイメージを抱いている区民も少なくないことから、地域活動への理解を深めてもらうために、区民への広報・啓発活動を強化し、地域活動への意識の醸成を図ります。

(2) 子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助をしたい方が会員になり、地域の中で



助け合いながら子育てをする会員制の支えあい活動（ファミリー・サポート事業）を実施します。

さらに、地域の子育て関連団体と担い手のマッチングを促進します。

(3) 区内での子育て支援に関心がある層への研修体制を関係機関との協働により確立するなど、地域人材の活動の裾野を広げます。

子育て支援に関心が薄い層に対して、子育て支援団体や子育て所管と連携しながら積極的に働きかけ、地域における子育て支援への理解の促進を強化します。

(4) 区民活動センター運営委員会との連携により、地域団体の活動支援や、地域におけるコーディネート機能を強化するとともに、団体間の交流の促進や新たな活動の担い手の育成を図ります。

## 4 関係機関との連携

地域活動推進課、地域包括ケア推進課、  
福祉推進課、育成活動推進課

(1) 中野区町会連合会と区が締結したパートナーシップ協定に基づき、協働の取組を進めます。

また、町会・自治会の活動への参加の促進や活性化、情報発信力の向上に係る支援等、区民の町会加入を促進する取組を進め、さらなる連携強化を図ります。

(2) 地域の課題解決に向け、区と町会・自治会、地域活動団体、NPO法人、中野区社会福祉協議会などの関係機関をつなげる連携体制を強化し、新たな地域活動団体の掘り起こしや自立に向けた支援を行います。

(3) 中野区社会福祉協議会が作成する第4次中野区民地域福祉活動計画（いきいきプラン）と連携を図り、地域福祉の向上に取り組めます。

(4) 児童館において、子育て支援活動を行う地域団体や個人の活動を支援し、交流や相互理解を進め、地域における子育て活動支援の強化を図ります。

## 施策6 多様な課題を抱えた人への支援

### 現状と課題

○生活保護に至る前の生活困窮者を早急に把握し、個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに、憲法 25 条の理念に基づき、生活保護を必要としている区民に対し、適切かつ迅速に保護を行えるようにすることが重要です。また、生活保護に対する偏見や差別意識といったスティグマの解消に向けた施策を講じる必要があります。

さらに、生活に困窮している人の自立に向け、支援体制の充実を図ることが必要です。

○犯罪歴等がある方は就労や住居確保がしにくい状況にあり、生きづらさにもつながっています。犯罪や非行の予防を進めるとともに、生きづらさを抱える人たちが地域で孤立することなく、一人ひとりが抱える複雑な課題に配慮した支援が受けられる環境づくりが求められています。

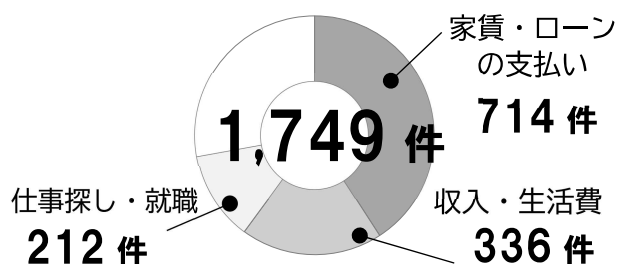
○犯罪被害の形態や犯罪被害者等の属性、犯罪被害者等が直面している困難な状況等も多岐にわたっていることから、犯罪被害者一人ひとりに即した支援が求められています。犯罪被害者が一日も早く回復し、再び平穏な生活を送ることができるよう、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細やかな支援が必要であり、関係機関等と連携を図りながら一層強化した取組を図る必要があります。

○中野区における自殺死亡率は令和元年（2019 年）から令和 2 年（2020 年）にかけて 2 倍以上に増加しており、特に 20～30 代と 50 代の女性、40 代の男性の自殺死亡率の増加が目立ちました。区民が、自殺は誰にでも自分にも起こり得る危機という認識を持ち、必要なときに自ら助けを求めることができる環境づくりを進める必要があります。

○令和 7 年（2025 年）には、高齢者の 5 人に 1 人が認知症と推測され、中野区においても約 13,000 人が認知症になると推計しています。また、令和 5 年（2023 年）6 月には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会\*の実現を推進するため「認知症基本法」が成立しました。認知症にやさしい地域づくりを推進する必要があります。

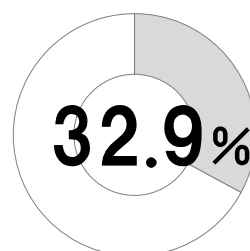
## 現状データ

令和4年度（2022年度）における中野くらしサポートの相談件数



出典：中野区資料

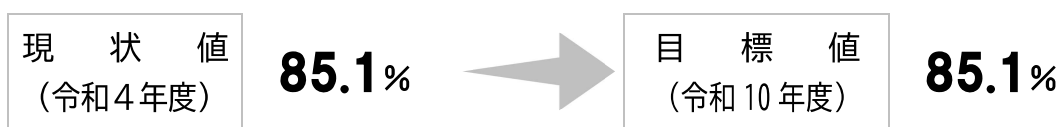
犯罪被害者の相談窓口の認知度



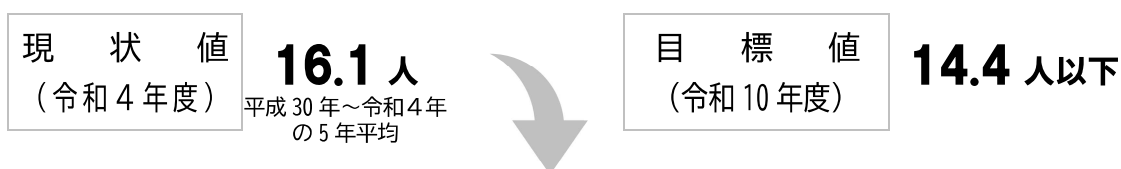
出典：健康福祉に関する意識調査

## 成果指標

(1) 生活困窮者を対象とした就労支援を受け就労した割合【出典：中野区資料】



(2) 自殺死亡率（10万人対）【出典：中野区資料】



## 目指すべき姿

様々な課題を抱えた人が、必要な福祉サービスや制度に円滑につながっています。

## 主な取組

### 1 生活困窮者に対する包括的な自立支援の促進 生活援護課

- (1) 生活保護制度の意義や必要性について、区民に分かりやすく、かつ、正確に届くよう継続的に周知します。
- (2) 一人ひとりの状況に合わせた、生活困窮者自立支援法による支援事業（自立相談支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金事業、就労準備支援事業）を自立相談支援機関「中野くらしサポート」において、包括的に実施します。  
また、生活困窮者に対する切れ目のない支援を行うために、「中野くらしサポート」の機能の充実を図ります。

### 2 生活困窮家庭への支援 子育て支援課

- (1) 生活困窮世帯の小学5年生から中学3年生を対象に学習支援を行います。小学生は学習の方法を身につけ、学習習慣の定着を図るとともに、中学生は受験対策も含めた学習指導により、高校への進学を目指します。  
なお、対象については小学4年生まで段階的に拡充していきます。
- (2) 子どもソーシャルワーカーを配置し、地域の関係機関及び団体等との連携体制を構築するなど、生活に困難を抱える子ども及び子育て家庭を食や学びなどの必要な支援につなげる取組を推進します。

### 3 再犯防止や更生保護に向けた理解促進と関係機関との連携 地域活動推進課

- (1) 検察庁や矯正施設、保護観察所等刑事司法関係機関等と連携を図りながら、保護司会や更生保護女性会、社会福祉協議会等の地域で見守り・支えあいに取り組む団体等に対して再犯防止や更生保護の取組について課題を共有し、支援を行う体制の構築を推進します。
- (2) 犯罪をした者等の雇用促進の必要性や、雇用の受入体制、受刑者等採用相談窓口

ついて、広く情報提供を行います。

- (3) 社会を明るくする運動や再犯防止推進月間等の取組を通じ、更生保護や再犯防止について区民や関係団体等の理解を深めるための普及啓発を推進します。

## 4 犯罪被害者等を支える環境づくり

### 福祉推進課

- (1) 「中野区犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害に遭い支援を必要とする被害者やその家族が地域で安心して住み続けられるよう、関係団体、関係機関と連携するなど相談支援体制を構築するとともに、必要な経済的支援や日常生活支援等を行います。
- (2) 利便性向上のため、現在実施している電話相談や面談に加え、SNSを活用するといった相談しやすい環境の整備を検討します。
- (3) 区民が犯罪被害者等の置かれる状況などについて理解を深め、支援を必要とする犯罪被害者等が相談窓口につながるよう、講演会等を通じて普及啓発を進めるとともに、より効果的な周知や広報の手法について検討します。

## 5 自殺を未然に防ぐ体制の整備

### 保健予防課

- (1) 「中野区自殺対策計画」に基づき、自殺対策メール相談事業を通じて自殺に傾く区民を発見し、自殺の中断及び感情の変化を促すとともに、必要な支援につなげるために関係機関との連携を図ります。
- (2) 民生児童委員、町会・自治会、社会福祉協議会等の地域関係者向けにゲートキーパー養成研修を中心とした自殺に関連する研修を実施し、自殺に対しての偏見のない理解、相談対応力向上を目指します。
- (3) ストレスへの対処方法や身近な人のこころの不調や病気に気づき、支援を行う「心のサポーター」を養成するため、区民を対象とした講座を実施します。また、講座終了後は、「心のサポーター」としての活動も支援します。

## 6 認知症への理解促進と地域での対応力の向上 地域包括ケア推進課

- (1) 講演会やパネル展示等の実施により、認知症に関する正しい知識及び理解を深める取組を推進します。
- (2) 住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、認知症サポーター及び認知症サポーターリーダーを養成します。併せて、認知症サポーターリーダーの活躍の場の拡充について検討します。
- (3) 小中学生への認知症サポーター養成研修を開催し、児童・生徒の認知症に対する正しい理解の普及啓発を推進します。
- (4) 電気、ガス、水道、新聞など、定期的に自宅を訪問する様々な業種等と連携を図り、地域における見守り体制の強化について検討します。

## 施策7 包括的な相談支援体制の充実

### 現状と課題

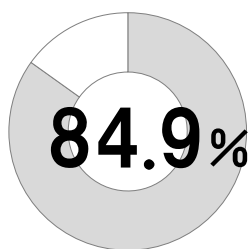
○少子高齢化やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化等、様々な要因により、地域生活課題は複雑化・複合化しています。すべての人に対し、個々の置かれている状況や特性を踏まえ、複雑化・複合化する相談を包括的に受け止める体制を整備する必要があります。

近年、8050問題やダブルケア問題、孤独・孤立、ひきこもりなど制度の狭間にある問題といった、既存の枠組みでは対応しきれない課題がより深刻化しています。必要な支援を受けていない人の実態を早期に把握し、適切な支援につなげていく必要があります。

○ヤングケアラーは、子どもの成長や教育に対し大きな影響を及ぼすだけでなく、子どもらしく過ごす時間の減少や子どもの権利の侵害など大きな課題となっています。ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげることが必要です。

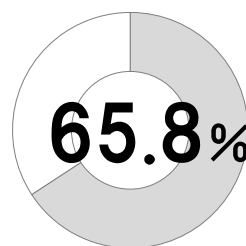
### 現状データ

アウトリーチチームが対応して適切に支援につなげた割合



出典：中野区資料

家族や友人、知人以外で何かあったときに相談する相手がいないと回答した区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

## 成果指標

(1) アウトリーチチームが対応して適切に支援につなげた割合【出典：中野区資料】



(2) 家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手、相談機関に「区役所等の公的機関」と回答する区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



## 目指すべき姿

支援が必要な人に対し、切れ目のない包括的な支援が行われています。



## 主な取組

### 1 地域包括ケア体制の構築の推進

地域包括ケア推進課、地域活動推進課、すこやか福祉センター、生活援護課

区民の複雑かつ複合的な生活課題（8050問題、ダブルケア、ひきこもり等）への支援を充実させるため、総合的な相談機能及び地域におけるコーディネート機能の向上や、アウトリーチチームの対応力及び連携の強化を図るとともに、多職種・多機関協働の伴走型支援\*を提供します。

また、地域包括ケア体制の充実に向け、医療・介護・福祉の連携及び産学官の連携を推進します。

潜在的な要支援者の発見、孤独・孤立の防止に向け、アウトリーチチームや区民活動センター運営委員会、社会福祉協議会等が多職種によるアウトリーチ活動を進め、課題の深刻化を未然に防ぎ、本人やその家族を適切な相談支援につなげます。

さらに、相談窓口や居場所などについての情報の継続した発信等、地域や社会からの孤立により、自ら区へアクセスすることが難しい区民に対するアプローチを検討し、推進します。

### 2 活動を推進するための地域拠点の整備

地域包括ケア推進課  
地域活動推進課

区民の日常生活を支え、引き続き適切な相談支援が提供できるよう、すこやか福祉センター及び地域包括支援センターの担当地域・圏域について、対象人口や担当範囲を踏まえながら再編を進め、より身近な地域で専門的な相談支援ができる体制を整備します。

### 3 妊娠、出産、子育てトータル相談支援の実施

すこやか福祉センター

区に妊娠届を提出した全ての妊婦及び支援を必要とする産婦を対象に、保健師等が面接を行いながら個別の支援プランを作成し、関係機関との連携を強化しながら、切れ目のない包括的な産前・産後のサービス提供につなげます。

## 4 子ども、若者に関する相談支援体制の強化

子ども・若者相談課  
児童福祉課

子ども・若者支援センターを中心として、総合相談から専門性の高い相談まで、様々な相談について関係機関と連携し、状況にあった支援を継続的に行えるよう、相談支援体制を強化します。

## 5 ヤングケアラー支援

地域包括ケア推進課、指導室、子ども・若者  
相談課、児童福祉課、子ども・教育政策課

ヤングケアラーの早期発見、早期把握に努め、適切な支援につなげるため、関係機関や団体等と連携を図り、相談支援体制を強化します。

## 6 障害者の相談支援体制の強化

障害福祉課  
すこやか福祉センター

基幹相談支援センター\*は、地域における相談支援体制の構築に向け、身近な相談拠点であるすこやか福祉センターやすこやか障害者相談支援事業所\*、その他の相談支援機関との連携を強化するとともに、専門性の高い相談支援などに対応できる体制の充実を図ります。

## 7 発達に課題がある子どもへの相談支援体制の 充実

障害福祉課  
すこやか福祉センター

発達に課題のある子ども及びその保護者に対し、ライフステージに合わせ、継続した相談支援を実施するとともに、すこやか福祉センターと療育センター等の関係機関の連携の強化を図ります。

また、多様な発達の課題に対して支援が行えるよう、療育センターの療育相談\*等専門的機能を強化します。

## 8 住宅確保要配慮者に対するきめ細かな相談 支援体制の推進

住宅課、地域活動推進課、地域  
包括ケア推進課、子育て支援  
課、障害福祉課、生活援護課

不動産事業者や居住支援法人等の住宅部門と生活支援を担う福祉部門とが連携しながら、低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の住まいに関するきめ細かいサポート体制を整えるとともに、民間賃貸住宅のオーナーに対する支援や情報提供な

ども含め、居住支援協議会を中心とした住まいの相談体制を推進します。

## 9 認知症の人を支える地域の相談支援体制の充実

地域包括ケア推進課

認知症検診モデル事業の実施などを通じて、MC I（軽度認知障害）の段階から適切な相談支援が受けられる体制を整備します。

さらに、若年性認知症専門の相談窓口にて相談支援を行うとともに、伴走型支援の提供について検討、実施を目指します。

## 10 外国人が安心して暮らすための相談体制の充実

区民サービス課  
文化振興・多文化共生推進課

外国人住民が地域で安心して生活を営めるよう、外国人相談窓口の設置を目指し、相談機能の充実を図ります。

## 11 犯罪被害者等への相談支援体制の充実

福祉推進課

安定したサービスを提供するために、相談業務に従事する職員を安定的に確保し、犯罪被害者支援団体と連携を図るなど、相談支援体制を強化します。

## 施策8 適切な福祉サービス・医療を受けられる環境整備

### 現状と課題

○福祉や介護サービスの利用者が増加している中において、多様化するニーズに対応しながら継続的に質の高いサービスを提供し、区民満足度の向上を図る必要があります。そのためには、サービスを提供する事業所に対する支援や、福祉や介護サービスに携わる人材の確保、育成、定着の取組を早急に進める必要があります。

○高齢者が可能な限り住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしく暮らし続けられる地域社会を実現するためには、介護が必要となった時に、適切なサービスを受けることのできる環境が整備されていることが必要です。そのためには、個々のニーズや地域に不足しているサービスを把握し、施設整備の必要性の検討や在宅サービスの充実、それらを支える人材の確保などといった、総合的な観点から検討を進めることが重要です。

○障害者基本法では、「全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」と定められています。ノーマライゼーションの理念を実現していくために、病院や入所施設\*からの地域移行\*の取組を推進することが求められます。

○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援を行うことが求められています。

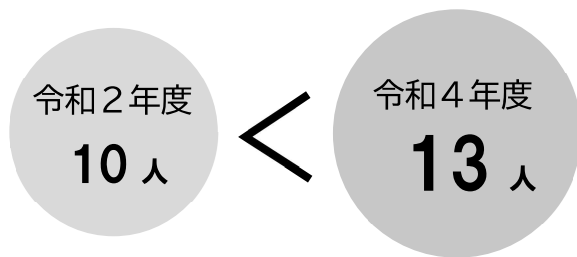
○介護が必要になった場合に、介護を受けたい場所として約63%の人が「自宅」と回答しています。個人の選択のもと、尊厳ある生き方や最期の迎え方を区民が考える気運が高まり、在宅療養することができる環境づくりを進めていく必要があります。

○区民の健やかな生活を支えていくためには、子どもから高齢者まで、誰もが必要なときに、疾病や症状に応じた医療が身近な地域で受けられるよう、継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりとして地域の診療所や病院の機能、連携を強化し、体制の整備を進めていく必要があります。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、区民の生命や公衆衛生、医療、社会生活に深刻な影響を与えました。区民の生命や健康の安全を脅かす感染症の拡大防止を図るため、医療機関等と連携を広げ、リスクコミュニケーションを推進することが重要です。

## 現状データ

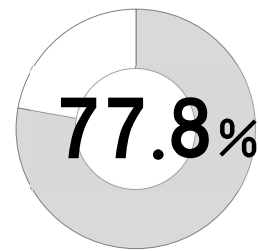
入所施設から地域移行した障害者数



※平成27年度（2015年度）からの累計

出典：中野区資料

地域での救急医療体制が整っていると思う区民の割合



出典：健康福祉に関する意識調査

## 成果指標

介護や病気で療養が必要になっても、医療、介護サービスや地域の見守り等の環境が整っていると思う区民の割合【出典：健康福祉に関する意識調査】



## 目指すべき姿

地域における適切な福祉サービスや医療体制が整い、区民のすこやかな生活を支えています。

## 主な取組

### 1 第三者評価受審の推進

障害福祉課  
介護・高齢者支援課

福祉サービスの改善や水準の向上を図り、区民によるサービス選択に資するため、障害福祉サービス事業所\*（日中活動系サービス\*、短期入所）、障害児通所支援\*事業所及び介護サービス事業所に対して第三者評価の受審費補助を行い、受審の促進を図ります。

### 2 福祉・介護人材の確保、育成、定着の取組の推進

障害福祉課  
介護・高齢者支援課

- (1) 関係機関との連携によるイベント等を通じたやりがいや魅力の発信等により、人材の確保・定着を促します。
- (2) サービスの質の向上を図るため、現場の職員のニーズを把握しながら、研修費用や資格試験の受験費用を助成するなど、スキルアップにつながる取組を実施します。
- (3) 障害者自立支援協議会の事業者連絡会において、事業者間の連携や情報交換、研修を継続して推進します。

### 3 介護サービス基盤の整備

介護・高齢者支援課

高齢者の安定的な暮らしを継続するために、地域に不足しているサービスを把握しながら、施設整備と在宅サービスの充実を一体的に検討します。

特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の施設整備を検討するにあたり、現在の需要数や地域のバランス等の把握だけでなく、将来的な需要や既存施設のあり方も含めて検討します。

### 4 精神障害者の地域移行の推進と体制整備

障害福祉課

精神科病院等の医療機関への訪問活動を継続的に実施し、長期入院患者の実態把握とニーズの掘り起こしを行いながら、積極的に障害福祉サービスの利用に結びつけるための支

援に取り組みます。

また、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、課題の検討、情報共有を行います。

さらに、退院後の受け皿として、共同生活援助の利用が見込まれる者の数を勘案し、生活基盤の整備を進めます。

## 5 障害者の地域生活を支える拠点整備

障害福祉課

(1) 江古田三丁目の区有地を活用して、令和9年度(2027年度)に身体障害者及び知的障害者を対象とした地域生活支援拠点\*を整備します。

身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれの専門性による役割分担や、障害者相談支援事業所との連携等、拠点が有機的に機能するための仕組みを構築します。

(2) 基幹相談支援センターや地域の相談支援機関を中心に、関係機関等と連携やサービス調整ができる体制を整備し、入所施設等からの地域移行・地域定着に向けた、機能や連携を強化します。

## 6 在宅療養の支援に向けた体制の強化

地域包括ケア推進課  
障害福祉課

(1) 退院後等在宅での療養が必要となった場合に、早期に必要なサービスが提供されるよう、在宅療養コーディネーター\*(在宅療養相談窓口)や地域包括支援センターが区民からの在宅療養の相談の受付や関係機関との調整を行い、在宅療養生活を支援します。

また、本人の望む生活を支える仕組みづくりを進めるために、ACP(アドバンスケアプランニング)\*の考え方の普及を図ります。

(2) 重度障害者等が在宅生活を継続できるよう、在宅療養体制を充実します。

## 7 地域での医療提供の充実

保健企画課

地域に密着した身近な医療を提供する診療所と入院機能や高度医療を提供する病院等との連携を推進します。医療機能の分担と円滑な入院患者の受け入れを図り、医療連携を強

化することで、区民が必要な時に、疾病や症状に応じて身近な地域で、切れ目なく継続性のある適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。

## 8 感染症対策における関係機関との連携強化 保健企画課、保健予防課

医療関係団体、関係機関、地域の専門家と連携し、院内感染（医療関連感染）等の防止と感染症対策に係る資質向上を図るため、地域感染症対策ネットワークを構築し、情報共有等の機会を充実します。



## 第4章

# 中野区成年後見制度利用促進計画





# 1

## 計画改定の背景・目的

成年後見制度は、認知症、知的障害、その他精神上の障害などのため判断能力が十分でなくても、本人の意思決定を尊重しながらその判断能力を補う援助者がいることにより、安心して生活をするための重要な手段として、従来の禁治産制度に代わり平成12年(2000年)につくられました。

中野区では、平成20年(2008年)10月に中野区成年後見支援センター（運営は中野区社会福祉協議会に委託）を開設し、成年後見制度の利用相談や後見人等になった人の支援、制度の普及啓発などを行ってきました。

しかし、制度が必要な人に十分利用されているとは言い難い状況から、国は平成28年(2016年)5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、この法律に基づき平成29年(2017年)3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

それに基づき中野区では、成年後見制度を中心とした権利擁護支援を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年(2021年)10月に「中野区成年後見制度利用促進計画」（以下「計画」といいます。）を策定しました。

令和4年(2022年)4月には中野区成年後見支援センターと中野区による成年後見制度利用促進に係る中核機関を設置し、また、専門職及び関係団体等で成年後見制度の地域課題について情報共有や協議を行う中野区成年後見制度連携推進協議会を設置するなど、計画に沿って権利擁護支援の体制を整え様々な施策に取り組んできました。

ひとり暮らしの高齢者や権利擁護支援以外にも複雑な課題を抱えている世帯がさらに増加する中、令和4年(2022年)3月には国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されたことも踏まえ、計画の進捗状況等から見えてきた課題に対して、さらに強化して取り組むべき事項を加えるなど、計画を改定することといたしました。



# 2

## 成年後見制度とは

### (1) 成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

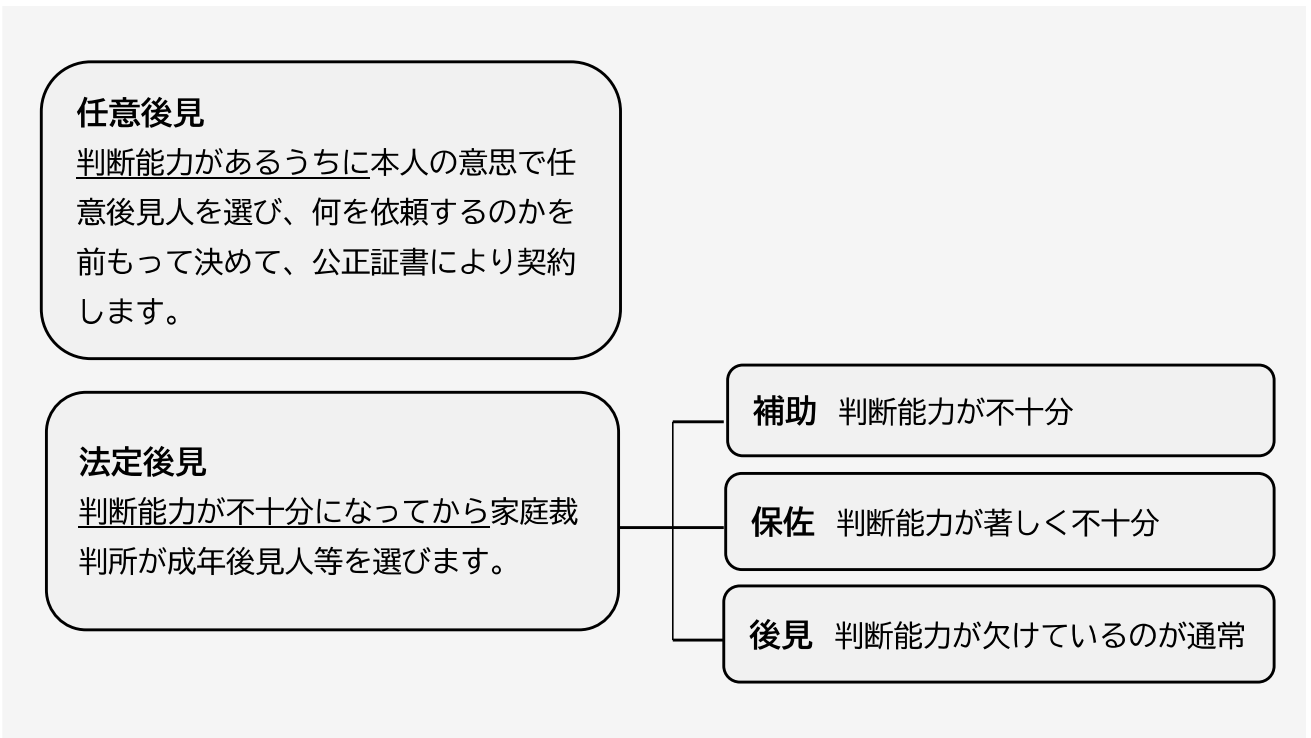
このような、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、本人の意思を

尊重した支援（意思決定支援）を行い、安心して暮らせるように地域全体で支えていく。それが成年後見制度です。

## （２）成年後見制度の種類

成年後見制度には、判断能力が十分あるうちに本人が任意後見人を決める「任意後見制度」と判断能力が不十分になってから成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」があります。また、法定後見制度には本人の判断能力に応じて３種類のタイプがあります。

### 成年後見制度の種類



## （３）任意後見契約をしている本人の判断能力が低下した場合は

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者等が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てを行います。家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

## （４）法定後見の補助、保佐、後見の申し立てをできる人は

本人、配偶者、四親等内の親族などです。その他、親族等に申し立てを行うことができる人がいない場合などには、区市町村長が申し立てることができます。

## （５）成年後見人等に選ばれるのは

成年後見人等には、親族が選任される場合もありますが、財産管理など複雑な事情

がある場合や担う親族がいない場合には、専門的な知識を持っている弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が選任されることもあります。そうした候補者の中から本人にとって最も適任だと思われる人を家庭裁判所が選任します。

また、社会貢献意欲が高い方で、区市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識を得た市民後見人(社会貢献型後見人)が選ばれることもあります。



### 3

## 目標

区民一人ひとりの意思決定が尊重され  
安心して自分らしく歩める地域共生社会

私たちが自分らしく生活するためには、自らの意思決定が大切であり、判断能力が十分でなくなったとしても、周囲の関係者が本人の意思決定を尊重し、本人の意思に沿った支援を行うことが重要です。

そのためにも区は、区民の権利擁護を支援する体制を整備し、関係機関、関係団体等と連携し本計画を進めることで、区民一人ひとりの意思決定が尊重され権利侵害を回復して、安心して自分らしく歩める地域共生社会を目指します。

**基本政策** 目標を達成するための基本施策として以下の3つを掲げます。

本人の尊厳と意思決定を尊重し、本人にとってメリットを感じられるような制度運用

地域の関係者及び専門職が連携して権利擁護に取り組むネットワークの強化

制度の正しい理解促進のための、より一層の広報・啓発の推進



# 4

## 施策体系

「基本施策」  
本人の尊厳と意思決定を尊重し、本人にとってメリットを感じられるような制度運用

「施策1」  
発見・相談体制の充実と意思決定支援の推進

「施策2」  
本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施

» » » » » »

» » » » » »

「基本施策」  
地域の関係者及び専門職が連携して権利擁護に取り組むネットワークの強化

「施策3」  
権利擁護に取り組むネットワークの強化

「施策4」  
後見人等支援の充実

» » » » » »

» » » » » »

「基本施策」  
制度の正しい理解促進のための、より一層の広報・啓発の推進

「施策5」  
成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進

» » » » » »

## 主 な 取 組

- 支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携
  - 認知症サポーター等との連携
  - 区民にとってわかりやすい成年後見制度の相談窓口の周知と中核機関との情報共有
  - » » » » ○本人の意思決定を大切にする相談体制の充実
  - 意思決定支援に係る各種ガイドラインを活用した支援の推進
  - 多機関が参加する事例勉強会の実施
- 
- 専門職連携による成年後見等支援検討会議の実施
  - 専門職連携による申立書の作成支援
  - 申立経費助成
  - » » » » ○区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備
  - 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等からの移行調整
  - 後見人等候補者の事前面談の実施
- 
- 権利擁護を推進する地域連携ネットワークの強化
  - 後見人を含めたチームの編成支援
  - » » » » ○支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携【再掲】
  - 認知症サポーター等との連携【再掲】
  - 多機関が参加する事例勉強会の実施【再掲】
- 
- 親族後見人・市民後見人（社会貢献型後見人）向け学習会等の実施
  - » » » » ○後見人、支援者等からの相談対応と支援
  - 後見人等報酬助成
  - 市民後見人（社会貢献型後見人）の育成・活用
  - 法人後見実施団体に対する支援
- 
- 成年後見制度・権利擁護支援の普及啓発
  - 知的障害者、精神障害者の家族に対する普及啓発
  - » » » » ○支援者、専門職及び職員等を対象とした研修会の実施
  - 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」等を活用した医療機関、福祉及び介護関係者との共通理解・連携促進

## 施策1 発見・相談体制の充実と意思決定支援の推進

### 現状と課題

○中野区は一人暮らしの高齢者の割合が高く、認知症等で判断能力が不十分になってきても相談をしたり変化に気付く親族等がいない高齢者が多いと考えられます。また80代の親が50代の子どもを経済的に支え、地域社会から孤立しがちになるいわゆる「8050問題」などの課題もあり、日常生活で関わりを持つ周りの人が異変に気付いて相談をするなど、発見から支援へのつながりが早い段階で適切に行われることが重要です。また、必要な時に相談がしやすいよう、相談窓口を分かりやすく周知することが大切です。

○成年後見制度の利用や権利擁護支援は、本人の望む生活が実現できるような支援であることが重要です。認知症や障害などのため判断能力や意思表示をする力が十分ではなくても、日常生活や社会生活等において本人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、様々な場面で適切な意思決定支援を行う必要があります。

### 成果指標

#### (1) 新規相談件数

(設定理由：成年後見制度等の利用の検討をしている人数を表すため)



#### (2) 上記新規相談件数のうち関係機関からの相談件数の割合

(設定理由：関係機関の発見・つながりの連携力を表すため)





## 目指すべき状態

権利擁護の支援が必要な人が早期に発見され、速やかに必要な支援に結びつき、本人の意思決定を尊重した権利擁護が図られています。

## 主な取組

支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携

福祉推進課、障害福祉課  
地域活動推進課  
成年後見支援センター

区民と接する中で支援が必要な人の様子に気付いた金融機関、医療機関、郵便局、商店街、民生委員、知的障害者相談員、中野区消費生活センター、高齢者等の見守りに関する協定締結事業者などによる、相談窓口へのつなぎやゆるやかな見守りなどを推進します。

認知症サポーター等との連携

福祉推進課  
地域包括ケア推進課  
成年後見支援センター

支援が必要な人の発見や見守りなどの地域連携を図るため、例えば認知症サポーター養成講座の機会を活用し権利擁護支援の理解を深めるなど、認知症サポーター、近隣住民、民生委員等と成年後見支援センター、区との連携を図ります。

区民にとってわかりやすい成年後見制度の相談窓口の周知と中核機関との情報共有

福祉推進課、障害福祉課  
すこやか福祉センター  
成年後見支援センター

- (1) 成年後見制度や権利擁護支援の窓口を区民や関係機関にわかりやすく周知することにより、どの窓口で受け付けた相談でも適切な部署に確実につなげられるようにします。
- (2) 成年後見等支援検討会議で検討したケースの情報は、個人情報の保護を適正に行いながら中核機関と共有し、権利擁護支援の進行管理を適切に実施します。

## 本人の意思決定を大切にす相談体制の充実

福祉推進課、障害福祉課  
すこやか福祉センター  
成年後見支援センター

本人の意思決定を尊重するため、本人に対しての制度説明や案内等を丁寧に行うとともに、本人の意思又は本人をよく知る親族や支援関係者等の協力も得ながら推定した本人の意思を確認し、それを尊重して、支援の必要性や支援内容を検討します。

## 意思決定支援に係る各種ガイドラインを活用した支援の推進

福祉推進課、障害福祉課  
すこやか福祉センター  
成年後見支援センター

認知症や障害のため判断能力が十分ではない方で上手く意思表示ができない場合でも、本人の能力を活かした意思決定の支援\*をするため、東京都が実施する研修に積極的に参加したり、意思決定支援に係る各種ガイドライン※を活用した学習会を実施するなど、意思決定支援・身上保護を円滑に行う支援を推進します。

(※認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン、身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン、人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン)

## 多機関が参加する事例勉強会の実施

福祉推進課  
成年後見支援センター

関係機関や関係団体相互の連携を強化するとともに、支援の実践力を高めるため、多機関が参加する事例勉強会を行います。

## 施策2 本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施

### 現状と課題

○権利擁護支援を検討するケースは、複雑な問題が絡んでいることや法的な課題があることも多く、本人の意向も踏まえた適切な支援方針を検討するために、専門職と連携を図っていく必要があります。

○成年後見制度の利用は手続きが難しい、制度がわかりにくいとためらう人も多いため、利用しやすくなるような支援が必要です。

○身寄りがない方や親族がいても高齢のため手続きができないなど、成年後見制度の申立人になる親族がない場合も多いため、区長が申立人となる区長申立て\*をより迅速かつ円滑に行う体制を整えることが重要です。

### 成果指標

成年後見制度が必要と思われるが使っていない人を「いない」と答えたケアマネジャー\*の割合

(設定理由：成年後見制度を必要とする人が利用できていると推測できるため。)

現状値  
(令和4年度)

35.5%

目指す方向



## 目指すべき状態

成年後見制度を利用する際の申立て手続が支援により円滑に行われ、本人の意向や状況を踏まえた適切な後見人等候補者が選任されています。

## 主な取組

専門職連携による成年後見等支援検討会議の実施  
福祉推進課  
成年後見支援センター

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、中野区成年後見支援センター職員、区職員、本人の関係者等が、本人の状況や意思を踏まえて、専門的・多角的に権利擁護の支援方針の検討や適切な後見人等候補者の調整を行う会議を実施します。

専門職連携による申立書の作成支援  
福祉推進課  
成年後見支援センター

成年後見制度の申立書を作成することが難しい方に申立書の作成を支援するため、弁護士、司法書士の専門職と連携しながら本人又は親族申立ての手続が行いやすい環境を整備します。

申立経費助成  
福祉推進課  
成年後見支援センター

「成年後見制度申立経費助成」を広く周知し、経済的な困難で申立てをすることができないことのないよう、円滑で利用しやすい制度運営を目指します。

区長申立ての実施と円滑な実施体制の整備  
福祉推進課、障害福祉課  
すこやか福祉センター

- (1) 認知症・精神障害・知的障害などによって現在、判断能力が十分でない方の権利を守る援助者を選ぶことで、本人が法律行為を行うことを支援する必要があるものの本人又は親族による申立てが見込めない場合、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、区長申立てを実施します。

(2) 区長申立てについての各部署の役割分担を明確にするとともに、マニュアルを常に最新の状態に更新するなど、実施体制についても整備します。

### 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等からの移行調整

福祉推進課、障害福祉課  
すこやか福祉センター  
成年後見支援センター

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）等の利用者のうち、認知症や障害等で判断能力が低下してきた方に対し、本人の状況を見極め、成年後見制度の利用を含めた適切な支援への移行がなされるよう調整します。

### 後見人等候補者の事前面談の実施

福祉推進課、障害福祉課  
すこやか福祉センター  
成年後見支援センター

成年後見制度の利用が円滑に進むよう、本人と後見人等候補者が、申立て前に面談して相性等を確認します。

## 施策3 権利擁護に取り組むネットワークの強化

### 現状と課題

○区民が安心して自らの望む暮らしを続けるためには、支援が必要な人の発見、支援へのつながり、適切な支援の検討など、関係機関、関係団体、専門職、事業所、地域の関係者の連携が図られていることが重要です。こうした地域において権利擁護を推進するために関係者が連携するネットワークを強化する必要があります。

○本人が地域の中で安心して暮らすために、日頃から接する機会の多い身近な地域の関係者からゆるやかに見守られ、必要なときには関係機関等へ円滑につながる必要があります。

### 成果指標

チーム編成を支援した割合

(設定理由：本人の見守り、支援を行う重要な要素であるため。)



### 目指すべき状態

○中核機関を中心に関係機関、関係団体、専門職、事業所等が連携・協力しながら権利擁護支援に取り組んでいます。

○本人が適切な権利擁護支援を受けながら、地域のゆるやかな見守りの中で、安心して暮らすことができます。

## 主な取組

### 権利擁護を推進する地域連携ネットワークの強化

福祉推進課、障害福祉課  
地域包括ケア推進課  
すこやか福祉センター  
成年後見支援センター

- (1) 権利擁護支援の必要な人を発見し適切な支援につなげ、意思決定を尊重し身上保護を重視した支援を行っていくため、関係機関、関係団体、専門職、事業所、地域の関係者などによる協力・連携を進めます。
- (2) 中核機関は、地域連携ネットワークが円滑に機能するためのコーディネートや個々のケースの支援の進行管理等を行います。
- (3) 関係機関・団体、専門職、事業所の委員からなる成年後見制度連携推進協議会を定期的に開催し、成年後見制度の利用促進にかかる地域課題や相互の連携について、協議します。
- (4) 地域包括ケアの推進を目指し、区、区民、関係機関、関係団体が連携する地域ケア会議を開催し、権利擁護を含めた地域の課題について話し合い、解決に向けた行動につなげていくとともに、複雑化・複合化した個別課題については、地域ケア個別会議を開催して、解決策を検討します。

### 後見人を含めたチームの編成支援

成年後見支援センター

成年後見人等選任後の本人、成年後見人等、支援者、親族等がチームとなって見守りや支援を継続していくため、互いのチームとしての認識、情報共有や連携について確認する機会を設けます。

支援が必要な人の発見・つなぎ、見守りのための金融機関、商店街、民生委員、中野区消費生活センター等との連携【再掲】

福祉推進課、障害福祉課  
地域活動推進課  
成年後見支援センター

区民と接する中で支援が必要な人の様子に気付いた金融機関、医療機関、郵便局、商店街、民生委員、知的障害者相談員、中野区消費生活センター、高齢者等の見守りに関する協定締結事業者などによる、相談窓口へのつなぎやゆるやかな見守りなどを推進します。

認知症サポーター等との連携【再掲】

福祉推進課  
地域包括ケア推進課  
成年後見支援センター

支援が必要な人の発見や見守りなどの地域連携を図るため、例えば認知症サポーター養成講座の機会を活用し権利擁護支援の理解を深めるなど、認知症サポーター、近隣住民、民生委員等と成年後見支援センター、区との連携を図ります。

多機関が参加する事例勉強会の実施【再掲】

福祉推進課  
成年後見支援センター

関係機関や関係団体相互の連携を強化するとともに、支援の実践力を高めるため、多機関が参加する事例勉強会を行います。



## 施策4 後見人等支援の充実

### 現状と課題

○親族後見人や市民後見人（社会貢献型後見人）が後見人等の受任後も安心して後見業務が行えるよう、個別相談を受け付けたり学習の機会を設けるなどのバックアップが必要です。

○超高齢社会がさらに進み成年後見制度の利用対象が増えることが見込まれる中、親族や弁護士などの専門職だけでなく、地域の身近な支援者である市民後見人（社会貢献型後見人）や法人後見団体などの担い手を育成する必要があります。

○意欲を持った市民後見人（社会貢献型後見人）が活躍できるよう、受任の方法や活躍の場の提供などを検討する必要があります。

○経済的な理由で成年後見制度を使えないことがないよう、利用しやすい支援が必要です。

### 成果指標

後見人等を対象とした学習会、相談会等の実施回数

（設定理由：後見人等の学習、相談の機会の確保を表すため）

現 状 値  
（令和4年度）

2回

目指す方向



### 目指すべき状態

本人の意思や状況に応じた多様な主体から後見人等が選任され、後見活動等を円滑に行っています。

## 主な取組

### 親族後見人・市民後見人(社会貢献型後見人)向け 学習会等の実施

成年後見支援センター

親族後見人や市民後見人（社会貢献型後見人）を対象に、後見活動や報告書の作成についての学習会、相談会等を実施します。

### 後見人、支援者等からの相談対応と支援

成年後見支援センター

- (1) 後見人等が後見活動をする中で判断に迷う場合やトラブルがあった場合などに、相談を受け助言をするなど支援を行います。
- (2) 後見人等からの相談で、複雑な課題などがあり専門的・多角的判断が必要な場合は、成年後見等支援検討会議につなぎます。また、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡します。

### 後見人等報酬助成

福祉推進課、障害福祉課  
すこやか福祉センター  
成年後見支援センター

経済的に後見人等の報酬費用を負担することが難しい方に対して助成を行う「成年後見人等報酬費用助成」を広く周知し、円滑で利用しやすい制度運営を目指します。

### 市民後見人(社会貢献型後見人)の育成・活用★

成年後見支援センター  
福祉推進課

- (1) 本人と近い地域に住む方が、地域の支えあいという視点を持ちながら後見活動を行うことができる市民後見人（社会貢献型後見人）を育成し、後見人等の担い手として積極的に活躍の場をつくっていきます。
- (2) 市民後見人の活躍の場を増やすために、専門職後見人との複数後見や、専門職後見人から後見等を引き継ぐリレー受任などの検討を行います。

(3) 後見活動に限らず、普及啓発の場面など、市民後見人の活動の経験を活かした活躍支援を行います。

## 法人後見実施団体に対する支援★

福祉推進課、障害福祉課  
すこやか福祉センター  
成年後見支援センター

被後見人が若い障害者であるなど後見活動が比較的長い期間見込まれる案件や、複数の課題を抱える案件などにも対応できる法人後見を推進するため、法人後見を実施する団体を支援します。

## 施策5 成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進

### 現状と課題

○「健康福祉に関する意識調査」では、「成年後見制度という言葉やしくみを知っている人」の割合は令和2年(2020年)には区民全体の34.7%でしたが、令和4年(2022年)には29.4%に低下しました。判断能力が低下し権利擁護支援が必要になったときに本人や家族がよりよい選択ができるよう、また判断能力が低下する前に自分らしい生活を送る準備ができるよう、成年後見制度や権利擁護支援について正しい理解を広げるために普及啓発を行う必要があります。

また、より多くの区民に制度の理解を深めてもらうため、普及啓発の方法について工夫をする必要があります。

○適切な権利擁護支援を行うために、関係者や区職員等も権利擁護支援サービス等について学ぶ必要があります。

### 成果指標

「成年後見制度」という言葉やしくみを知っている人の割合  
(設定理由：成年後見制度の認知度を計る指標であるため)



### 目指すべき状態

区民一人ひとりが成年後見制度を十分に理解するとともに、権利擁護支援について知ることによって、自分や家族の判断能力が不十分になった場合でも、制度を利用して自分らしい生活ができています。

## 主な取組

### 成年後見制度・権利擁護支援の普及啓発★

福祉推進課  
成年後見支援センター

- (1) 判断能力が十分ではなくなってきたときの自分の暮らし方について事前に考えていただくきっかけとして、エンディングノート等を活用したり、区民の会合等へ出向いて説明するなど、権利擁護について考える機会を作り成年後見制度や権利擁護支援サービス等の普及啓発を図ります。
- (2) 必要なサービスを必要なときに適切に利用できるようにするために、判断能力があるうちから準備しておくことが重要なので、任意後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及啓発を実施します。
- (3) 成年後見制度や権利擁護サービスの普及啓発について効果的な方法の工夫を検討します。
- (4) 成年後見制度や権利擁護サービスをわかりやすく案内できるチラシやパンフレットを作成します。

### 知的障害者、精神障害者の家族に対する普及啓発

障害福祉課  
すこやか福祉センター

- (1) 知的障害や精神障害のため本人の判断能力に不安がある家族に対して、将来の生活やいわゆる「親亡き後問題」について、様々な視点から考えられるようなきっかけとなる普及啓発を実施します。
- (2) 成年後見制度や権利擁護サービスをわかりやすく案内できるチラシやパンフレットを作成します。

### 支援者、専門職及び職員等を対象とした研修会の実施

福祉推進課  
成年後見支援センター

- (1) 権利擁護支援に関わる地域の支援者や専門職の方に、区の実施している権利擁護サービスについて周知を図るための研修会を実施します。

(2) 成年後見制度の利用促進担当部署以外の職員を対象として成年後見制度や権利擁護に関する理解を促進する内容の研修を実施します。

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」等を活用した医療機関、福祉及び介護関係者との共通理解・連携促進

福祉推進課、障害福祉課  
すこやか福祉センター  
成年後見支援センター

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の学習会を行うなど、医療機関や施設、福祉及び介護関係者等と後見人等の職務や権利擁護支援について、共通理解に基づく連携を促進します。